すべての ひとが輝く 地域が輝く

第3次伊賀市総合計画

2025(令和 7)年 9 月 三重県伊賀市

伊賀市の未来みんなで話そう



A PARTHER AND A PARTE OF THE PARTE OF A PART OF THE PARTY OF THE PARTY

市長あいさつ



いなもり としなお 伊賀市長 稲森 稔尚

しますか。

来を展望しています。

本計画は、伊賀市のめざす姿(将来像)を、 「すべての ひとが 輝く 地域が輝く

~みんなで話そう 伊賀市の未来~」 とし、将来像を実現するための理念や、10年先 す。 を見据えて、2025(令和7)年度から 2028(令和 体系的にまとめたものです。

この実現のため、私が取り組みたい大きなテ 伊賀市を創りあげていきましょう。 ーマの1つが「公共の再生」です。「公共」はみ て、地域課題を一緒に解決していく力、地域力 感謝申し上げます。 を高めるという視点で進めていきます。

皆さんは、10年後の伊賀市をどのように想像 もう1つは、「こどもが育つ、大人も育つ」伊賀 市の実現です。人口減少や少子高齢化を嘆くので 私は、伊賀市誕生から20年を迎え、「まち」はなく、現状を受け止めながらも、すべてのこど と「むら」が共に力を合わせ、「こども」も「大 もが等しく、学び、育つことが権利として保障さ 人」もいきいきと輝く、持続可能な伊賀市の未 れ、「すべてのこどもたちが安心して大人になれ る社会」をめざします。

> また、大人の多様な学び・学び直しの機会の促 進やチャレンジする機会が成長を育み、地域を活 性化させる人を増やしていきたいと思っていま

今こそ、「ひとが輝く 地域が輝く」伊賀市の 10)年度までの4年間で本市が取り組む政策を 原点に立ち返る時です。皆さんもこの計画を自分 事として感じていただき、一緒に力を合わせて、

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見 んなのためのものです。市民の皆さんの参加とをいただきました皆さんや熱心にご審議いただ 協働を基本にして、地域への愛着や誇りを持っ
きました総合計画審議会委員の皆さんに心から

2025(令和7)年9月

第3次伊賀市総合計画の構成

		1 基本原則	
第1章 はじめに		2 これからの公共を考える	48
1-1 伊賀市 20 年の振り返り	••••4	3 伊賀市がめざす「これからの公共」のイメージ	49
1-2 第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)の振り返	[1]	4 「これからの公共」の構築に向けた2つの取組	50
	9	5 PDCA サイクルによる進行管理	51
1 分野別施策の振り返り			3.
2 横断的な取組の振り返り	17	第3章 分野別施策	
1-3 社会経済情勢	18	3-1 施策・基本事業の一覧	53
1 人口・世帯数		3-2 分野ごとの取組 各施策シートの構成	54
2 就業人口	21	1 いのちをまもる	55
3 市内産業	22	2 くらしをささえる	58
4 市民所得	23	3 ひとをはぐくむ	72
5 地価	24	4 にぎわいをつくる	83
6 市の財政状況	25	5 計画の推進(効果的な自治体運営 健全な財政運営)	90
1-4 みんなの声	28	775 A 275 LHW CALLANDOVO	
1-5 今後に向けて	35	第4章 横断的な取組	
第2章 構想		4-1 横断的な取組の考え方	95
	41	4-2 豊かな人づくり「こどもが育つ、大人も育つ」	96
2-1 将来像	41	4-3 継承と変革「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」	···100
2-2 人口展望	43	4-4 これからの自治「つながりを結び直す」	105
2-3 計画のテーマ	····45	4-5 第3次伊賀市総合計画の達成目標	109
2-4 計画の体系	46		
2-5 まちづくりの進め方	47	巻末資料	···110

第1章 はじめに

合併から 20 年、あらゆる主体との協働 、共創により、これからの伊賀市の 新しいまちづくりを計画的に進めていくために、「第 3 次伊賀市総合計画」を 策定します。

2024(令和6)年度末には、第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)の期間が満了します。かつて、議会の議決を経て定めることが義務付けられていた市の総合計画(基本構想)は、2011(平成23)年の地方自治法の改正に伴い、法律上の策定義務がなくなりました。

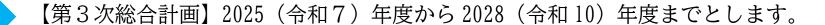
しかし、伊賀市では、総合計画は、議会の議決を経て策定することとされており、総合計画審議会や住民自治協議会への諮問事項にもなっています。さらには、2022(令年4)年には伊賀市自治基本条例の改正が行われ、総合計画を「総合的かつ計画的に市政を運営するため」の「市の最上位計画」とする規定が新たに設けられたところです。

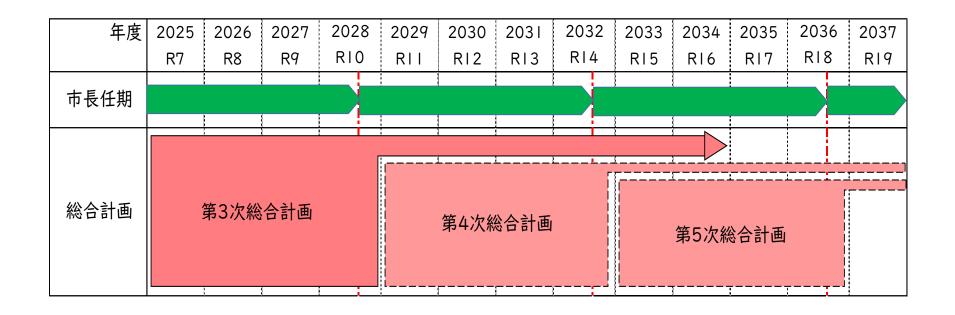
2014 (平成 26) 年には、「勇気と覚悟が未来を創る」をスローガンに掲げた「第 2 次総合計画・基本構想」が策定されました。この計画は、おおむね 10 年という計画期間をさらに 3 期に分け、それぞれ「市政の再生」「誇れる伊賀市・選ばれる伊賀市」「オール伊賀市の実現」などをテーマに掲げながら、協働によるまちづくりを計画的に進めてきました。

伊賀市では、まちづくりは「行政による取組だけではなく、多様な主体が当事者意識を持って目標を共有し、協働によって進めるもの」という考え方に基づいて、総合計画においても、施策ごとに「市民(事業者)」「地域」「行政」それぞれの主体に期待される役割を明記し、協働によるまちづくりを進めてきました。

2021(令和3)年に策定された「第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)」は、コロナ禍での「新しい生活様式」を確立させるとともに、さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」に向けた取組を進め、多様な主体との連携により、誰一人取り残さない持続可能な伊賀市(「オール伊賀市」)を実現させることとしています。

新市建設計画も 2021 (令和3) 年度末にはすでにその役割を終え、合併から 20 年という新たな局面を迎えています。 少子高齢化に伴う人口減少など私たちを取り巻く社会情勢も大きく変化しています。私たちは、先人から受け継いできた 今あるものを大切にするとともに、こうした情勢の変化に柔軟に対応することも求められています。





第2次総合計画は、計画期間を概ね10年間とする「基本構想」と市長任期にあわせた「基本計画」に分かれていましたが、大きな社会情勢の変化等にも的確に対応していくために、第3次総合計画では、これらをひとつにまとめます。

計画期間は、これまでの「基本計画」と同様、4年間とし、これまで総合計画(基本構想)で描いてきた 10 年後の姿も描きながら、そのために必要な具体的な取組を明らかにします。

なお、この計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づく、総合戦略と位置付けます。

伊賀市 20 年の振り返り

2004(平成 16)年 11 月、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の6市町村が合併し、「伊賀市」が誕生してから 20 年が経過しました。

2004

合併後の伊賀市では、まず、新市建設計画に基づき、旧市町村を単位とする支所が設置されました。その後、自治の権限や機能の確保・拡充を図るべく、順次、市内各地域に住民自治協議会の設置や市民センターの整備など、自治の確立に向けた取組が進められました。

2006

2006 (平成 18) 年には、伊賀市総合計画「輝きプラン」が策定され、新市建設計画で掲げた将来像「ひとが輝く 地域が輝く~住み良さが実感できる自立と共生のまち~」やまちづくりの基本理念は、この計画に受け継がれ、以降のまちづくりは、この総合計画に基づいて進められることとなりました。

2014

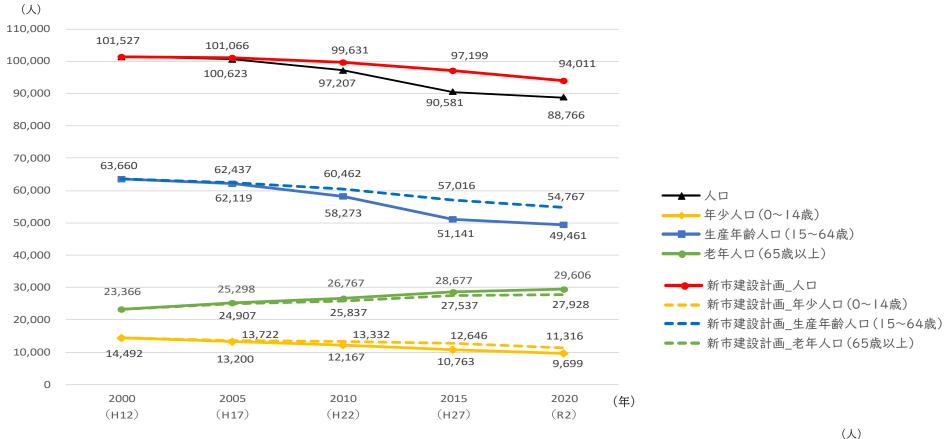
2014 (平成 26) 年には、「勇気と覚悟が未来を創る」をスローガンに掲げた「第 2 次総合計画・基本構想」が策定されました。この計画は、おおむね 10 年という計画期間をさらに 3 期に分け、それぞれ「市政の再生」「誇れる伊賀市・選ばれる伊賀市」「オール伊賀市の実現」などをテーマに掲げながら、協働によるまちづくりを計画的に進めてきました。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、急速な少子高齢化による人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、「来たい・住みたい・住み続けたい」や「こども・くらし・にぎわい」などをテーマに掲げながら、伊賀市の人口減少対策に取り組んできました。

現在

新たな取組として、「定住自立圏構想」に基づく圏域を形成するなど、生活 圏を共有する近隣自治体との広域連携にも取り組んでいるところです。

図表 1 伊賀市の人口(国勢調査と合併時建設計画人口推計による)



	2000	2005	2010	2015	2020
	(HI2)	(HI7)	(H22)	(H27)	(R2)
年少人口	14,492	13,200	12,167	10,763	9,699
将来人口推計 年少人口	14,492	13,722	13,332	12,646	11,316
生産年齢人口	63,660	62,119	58,273	51,141	49,461
将来人口推計 生産年齢人口	63,660	62,437	60,462	57,016	54,767
老年人口	23,366	25,298	26,767	28,677	29,606
将来人口推計 老年人口	23,366	24,907	25,837	27,537	27,928
人口	101,527	100,623	97,207	90,581	88,766
将来人口推計 人口	101,527	101,066	99,631	97,199	94,011

●伊賀市の位置・地勢・地域特性

≪伊賀市の位置≫

当地域は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接しています。近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、 それぞれ約1時間の距離です。

≪伊賀市の地形≫

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっています。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用していますが、丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されています。

≪伊賀市の環境≫

水系は大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源地となっています。当地域を取り巻く森林は地域の景観を形成するとともに、水源かん養、水質ろ過等の公益的機能を発揮しています。このため、自然環境の保全に対して住民の関心が高く、多くの地域で自然との共生をめざした活動も展開されています。

■位置図・地域図



≪伊賀市の地域特性≫

当地域は、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都(飛鳥、奈良、京都など)に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきました。

このような地理的・歴史的背景から、京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉、横 光利一のふるさととして、また、吉田兼好ゆかりの地としても広く知られており、歴史文化の薫る地域となっています。

歴史・文化的な背景を受け、三重県は東海地域に属しているものの、地理的条件や文化的背景から、「伊賀は関西」という考え方が 古くから定着しています。

伊賀市まちづくりプラン(新市建設計画)より抜粋、一部修正

≪伊賀市の成り立ち≫

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。 隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。

また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には"惣 (そう)"という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として"伊賀の国"が形成されていました。

「伊賀市自治基本条例」前文より抜粋

ま 2004(平成16)年	づ 2005(平成17)年	り 2006(平成18)年	表	2007(平成19)年	2009(平成21)年	2010(平成22)年	2012(平成24)年	2013(平成25)年	2016(平成28)年		2017(平成29)年	2018(平成30)年		2019(平成31)年	2020(令和2)年	2022(令和4)年		2023(令和5)年		2024(令和6)年	
11 伊賀市誕生	10 ササユリ・アカマツ・キジを伊賀市の花・木・鳥に制定	2 伊賀上野城が日本100名城に選ばれる	11 伊賀市歌制定	4 伊賀市健診センター開設	4 ゆめが丘浄水場等専用施設が完成し、給水を開始	12 俳聖殿が国の重要文化財に指定される	3 広域農道「伊賀コリドールロード」完成月 ハイトピア伊賀竣工	11 ハイトピア伊賀駅前広場 完成	10 伊賀・山城南(現:伊賀・山城南・東大和)定住自立圏形成協定	12 「上野天神祭のダンジリ行事」のユネスコ無形文化遺産登録決定	2 「忍者市宣言」を実施	2 国道422号三田坂バイパスが全線開通	3 伊賀鉄道(株)伊賀線「四十九駅」開業	月伊賀市新庁舎開庁	6 伊賀市ミュージアム「青山讃頌舎」開館	3 青山複合施設「アオーネ」オープン	11 「勝手神社の神事踊」のユネスコ無形文化遺産登録決定	3 川上ダム建設事業完了、4月から管理運用開始	4 伊賀市立小中学校の給食無償化スタート	4 ゼロカーボンシティ宣言	7 新斎苑供用開始



第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)の振り返り



【②生活・環境分野】の「上下水道」「一般廃棄物」「安心な暮らし」は、満足度も参画度も 他の施策と比較して相対的に高い傾向にあります。

一方、「公共交通」や「定住・関係人口」などは、満足度も参画度も他の施策と比較して相対 的に低い傾向にあることがうかがえます。

第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)では、「①市政のバージョンアップ(「新たな日常」「新しい生活様式」の確立)」、「②さらに誇れる・選ばれる伊賀市へ」、「③オール伊賀市の実現」をテーマとして、7分野38施策の取組を進めるとともに、「横断的な取組(「まち・ひと・しごと創生」)において、加速化する少子高齢化に伴う人口減少対策に取り組んできました。

ここでは、分野ごとの取組と横断的な取組という2つの切り口から、第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)の取組を振り返ります。

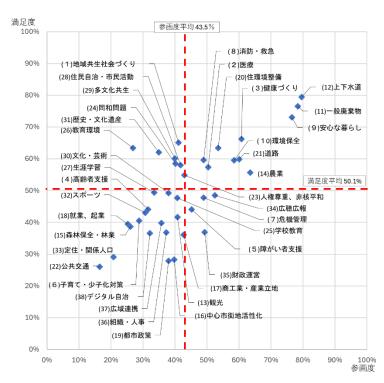
1

分野別施策の振り返り

第2次伊賀市総合計画(第3次基本計画)では、毎年度末に「伊賀市まちづくりアンケート」を実施し、施策ごとの市民の満足度と参画度を確認し、総合計画審議会による外部評価結果を踏まえつつ「行政経営報告書」として取りまとめ、公表しています。

図表2は、2024(令和6)年度に実施した「伊賀市まちづくりアンケート」 における38施策の満足度と参画度の相関関係を示したものです。

図表 2 **2024**(令和 6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(38 施策の満足度と参画度)

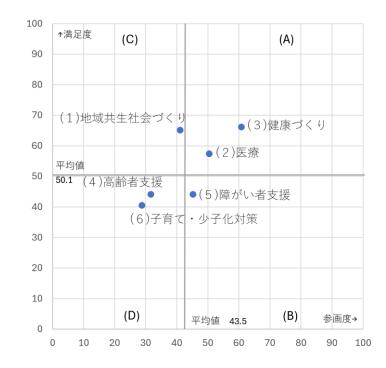


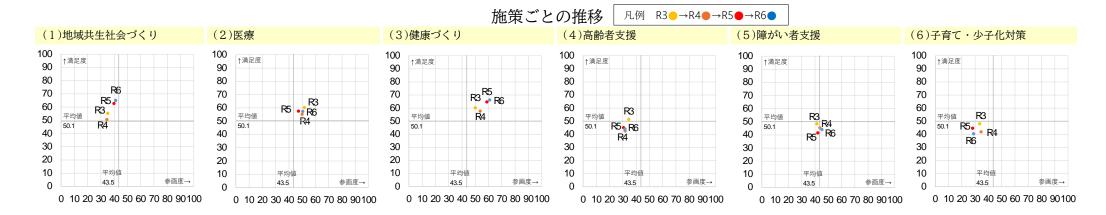
① 健康・福祉分野

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「健康づくり」や「医療」が(A)の枠に位置づけられますが、「地域共生社会づくり」は(C)の枠に位置づけられ、参画度の向上に努める必要があります。また、「子育て・少子化対策」や「高齢者支援」は(D)の枠に位置づけられ、広く市民に市政への参画と理解を促す必要があります。

また、直近4か年の推移では「地域共生社会づくり」「健康づくり」は満足度・参画度が上昇傾向にありますが、「障がい者支援」は満足度が、「子育て・少子化対策」は満足度と参画度が下降傾向にあります。

図表3 **2024**(令和6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(健康・福祉分野)



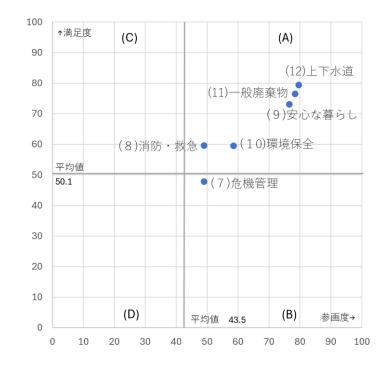


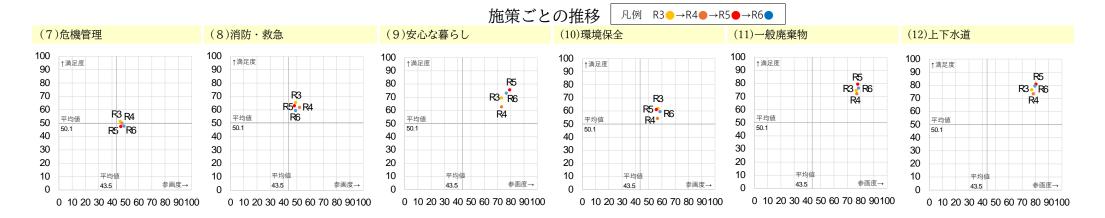
② 生活・環境分野

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「消防・救急」「安心な暮らし」「環境保全」「一般廃棄物」「上下水道」の項目が(A)の枠に位置づけられます。一方「危機管理」は(B)の枠に位置づけられ、より一層満足度を高める必要があります。

また、直近4か年の推移では「安全な暮らし」「一般廃棄物」「上下水道」について満足度・参画度が上昇傾向にありますが、「消防・救急」は満足度が下降傾向にあります。

図表4 2024(令和6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける満足度と参画度の相関(生活・環境分野)

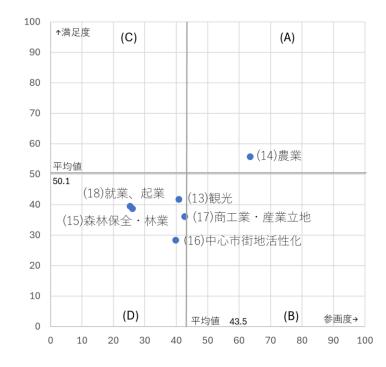




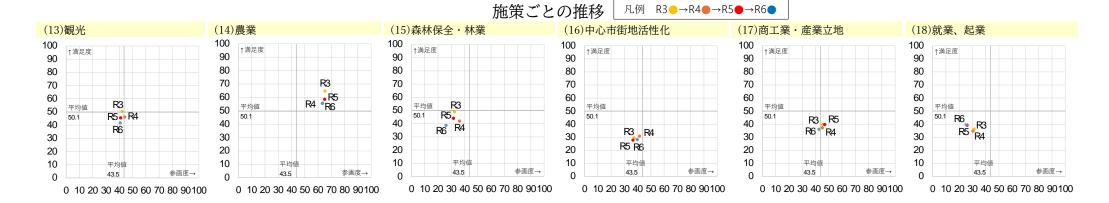
③ 産業・交流分野

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「農業」が(A)の枠に位置づけられますが、「観光」、「森林保全・林業」、「商工業・産業立地」、「中心市街地活性化」、「就業、起業」は(D)の枠に位置づけられ、広く市民に市政への参画と理解を促す必要があります。

また、直近4か年の推移では「観光」「農業」「森林保全・林業」について満足度が下降傾向、「就業、起業」では参画度が下降傾向にあります。



図表5 **2024**(令和6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(産業・交流分野)

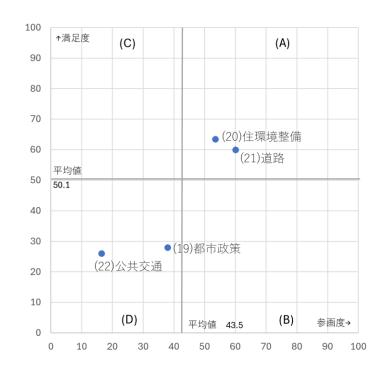


④ 生活基盤分野

2024 (令和 6) 年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「住環境整備」、「道路」が (A) の枠に位置づけられます。一方、「都市政策」や「公共交通」は利用促進を図るための取組を進めてきましたが、(D) の枠に位置づけられ、一層市民参画、満足度の向上につながる施策を展開する必要があります。

また、直近4か年の推移では「住環境整備」「道路」については満足度が上昇傾向にあります。「都市政策」については満足度が下降傾向にあります。

図表 6 **2024**(令和 6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(生活基盤分野)



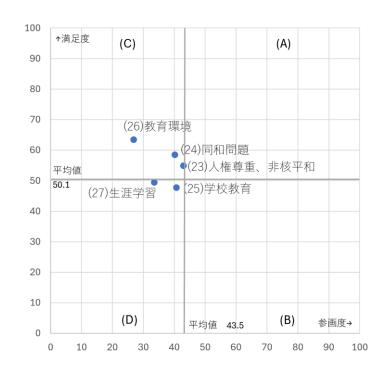


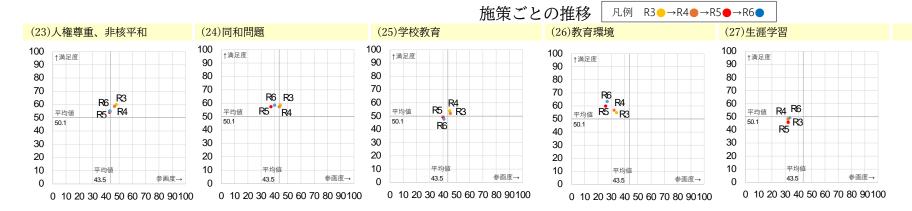
⑤ 教育・人権分野

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては「人権尊重、非核平和」や「同和問題」、「教育環境」は(C)の枠に位置づけられ、より一層参画度を高める必要があります。また、「生涯学習」や「学校教育」は(D)の枠に位置づけられることから、より一層市民参画、満足度の向上のために取り組む必要があります。

また、直近4か年の推移では「人権尊重、非核平和」、「学校教育」について は満足度と参画度が下降傾向にあります。「同和問題」については参画度が下降 傾向にあります。「教育環境」については満足度が上昇傾向にありますが、参画 度は下降傾向にあります。

図表7 **2024**(令和6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(教育・人権分野)



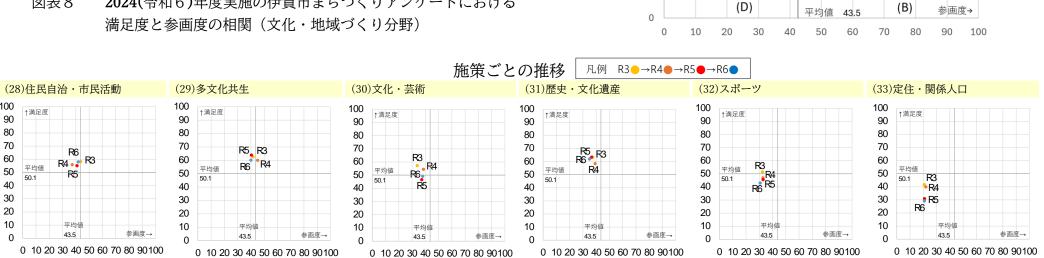


文化・地域づくり分野

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「住 民自治・市民活動 | や「多文化共生」、「歴史・文化遺産 | は(C)の枠に位置づ けられ、より一層参画度を高める必要があります。また、「スポーツ」、「定住・ 関係人口」や「文化・芸術」は(D)の枠に位置づけられ、より一層市民参画、 満足度の向上のために取り組む必要があります。

また、直近4か年の推移では「文化・芸術」「スポーツ」「定住・関係人口」 について満足度が下降傾向にあります。

図表8 2024(令和6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(文化・地域づくり分野)



↑満足度

90

80

70

60

50

40

30

20

10

50.1

(C)

(31)歴史・文化遺産

(A)

(29)多文化共生

(30)文化・芸術

•(32) スポーツ

(33)定住・関係人口

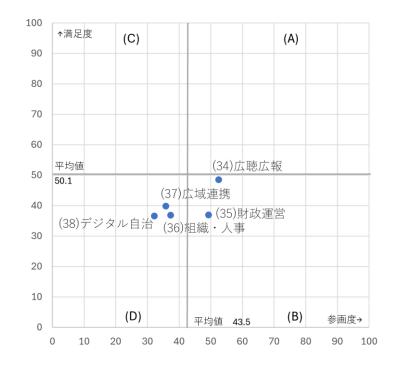
28)住民自治・市民活動

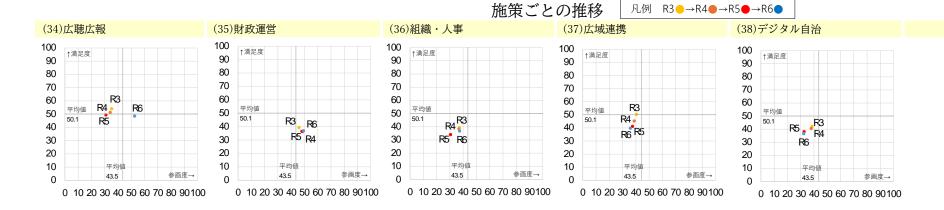
⑦ 計画の推進

2024(令和6)年度の結果では、満足度と参画度の相関図においては、「組織・人事」や「広域連携」「デジタル自治」が(D)の枠に位置づけられることから、広く市民に市政への参画と理解を促し、参画度と満足度の向上のために取り組む必要があります。

また、直近4か年の推移では「広域連携」「デジタル自治」について満足度と 参画度が下降傾向にあります。

図表 9 **2024**(令和 6)年度実施の伊賀市まちづくりアンケートにおける 満足度と参画度の相関(計画の推進)







第 2 次伊賀市総合計画(第3次基本計画)で横断的な取組としてきた「まち・ひと・しごと創生」の取組の状況を振り返ります。

2014(平成 26)年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生の取組が本格的に始まってから 10 年が経過します。

全国の動き

2024(令和6)年6月に国が公表した「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」では、「地方創生の4つの柱(地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくる)に沿った施策をデジタルも活用しながら展開」してきたが、「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にある」ことや、「成果が挙がっているケースも多くは移住者の増加による『社会増』にとどまっており、地域間での『人口の奪い合い』になっていると指摘されている」と明記されています。

さらに、2025 (令和7) 年6月に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」では、「当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、そして地方を元気にする。このため、これまで 10 年間の地方創生の成果を継承・発展させつつ、直面する現実から目をそらすことなく、地域に生きる全ての主体の力を再び結集し、『強く』、『豊か』で『新しい・楽しい』地方の実現に向けて取り組んでいくことが求められる。」と明記されたところです。

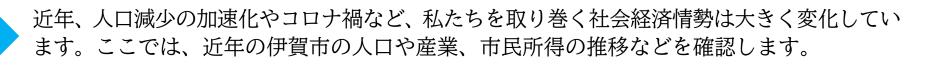
伊賀市の動き

伊賀市においても加速する人口減少に歯止めをかけるため、「来たい・住みたい・住み続けたい伊賀づくり」「誇れる伊賀市、選ばれる伊賀市」づくりを進めてきました。しかし、全国の多くの自治体と同様、人口減少には歯止めがかかっていません。

合併当初 100,000 人を超えていた伊賀市の人口は、2020(令和 2)年国勢調査では 88,766 人に減少しています。出生数の減少や合計特殊出生率の低下により年少人口や生産年齢人口、特に若年女性人口の減少が進んでいます。

「自然動態」の指標としてきた合計特殊出生率については、2025(令和7)年には国民の希望出生率(1.8)へ引き上げ、さらに 2040(令和22)年には人口置換水準(2.07)へ引き上げることをめざしてきましたが、コロナ禍後も低下しているのが現状です。「転出超過の抑制」をめざしてきた「社会動態」においても、年によって変動にばらつきがありますが、抑制されたとはいえない状況です。

社会経済情勢



人口・世帯数

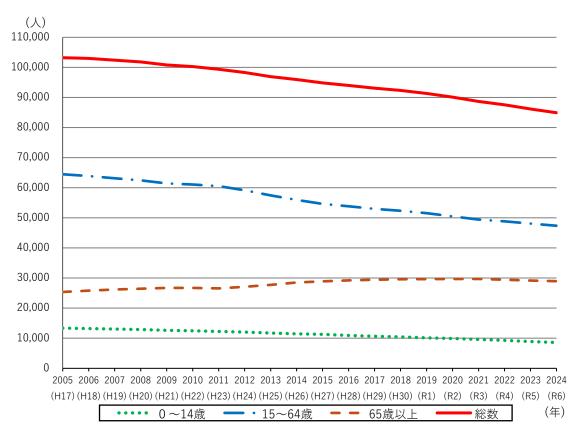
伊賀市の人口は、引き続き加速度的に人口減少が進んでいる状況にあり、2024(令和6)年現在の総人口は84,936人と、19年間で約18,000人、約18%減少したことになります。

この4年間の人口動態を見ると、死亡数の増加と出生数の減少により人口の自然減少数が大きくなる一方で、転出数と転入数の差は縮まり、2018(平成30)年には2006(平成18)年以来の社会増(転入超過)となりました。なお、世帯数は増加しており、核家族化が進み人口減少が深刻な状況に違いありません。また、2024(令和6)年現在の外国人住民数は6,141人で総人口の7.26%を占めており、人口動向に与える影響も大きいと考えられます。 (人)

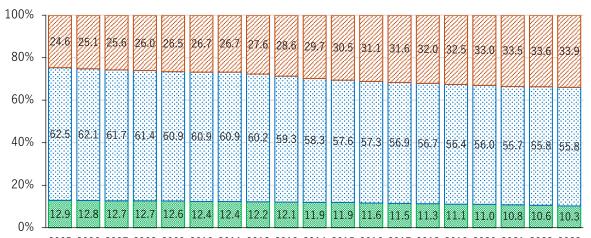
	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)	2024(R6)
15 歳未満	13,356	12,478	11,276	9,924	8,583
15~64 歳	64,488	61,080	54,652	50,484	47,383
65 歳以上	25,383	26,730	28,919	29,689	28,970
総数	103,227	100,288	94,847	90,097	84,936

資料:住民基本台帳 (各年9月末現在)

図表 10 人口の推移



図表 11 年齢3区分別割合の推移



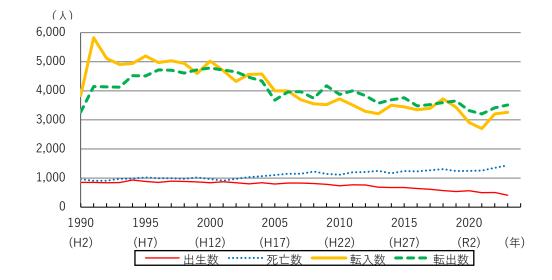
2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 (H17)(H18)(H19)(H20)(H21)(H22)(H23)(H24)(H25)(H26)(H27)(H28)(H29)(H30) (R1) (R2) (R3) (R4) (R5) (年)

■ 0~14歳 ■ 15~64歳 网 65歳以上

図表 12 出生・死亡数、転入・転出数の推移

(人) 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2023 (H2) (H7) (H12) (H17)(H22) (H27) (R2) (R5) 出生数 852 883 838 793 735 675 566 410 死亡数 1,246 963 1.019 968 1,106 1,115 1,243 1.437 転入数 3,838 5,199 3,723 3,445 5,019 4,000 2,911 3,259 転出数 3,273 4,512 4,783 3,319 3,677 3,876 3,761 3,513

図表 11・図表 12 資料:三重県統計課「月別人口調査」



図表 13 世帯数の推移



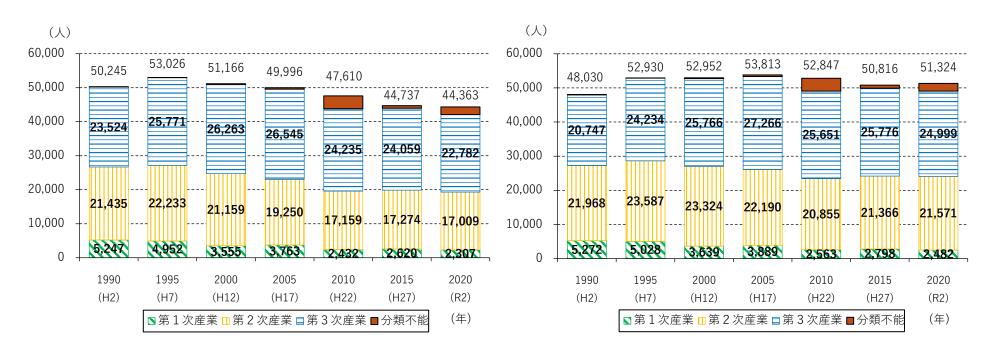
2 就業人口

常住地における就業人口は 1995 (平成7) 年の約 53,000 人以降、人口の減少とともに減少が続き、2005 (平成 17) 年から 2010 (平成 22) 年にかけては 2,000 人以上、2010 (平成 22) 年から 2020 (令和2) 年にかけては 3,000 人近い減少がみられます。

一方、従業地における従業人口は 1995 (平成7) 年から 2005 (平成17) 年にかけて横ばいで推移してきましたが、2010 (平成22) 年から 2020 (令和2) 年にかけて約1,500 人の減少がみられます。

図表 14 常住地における就業者数の推移

図表 15 従業地における就業者数の推移

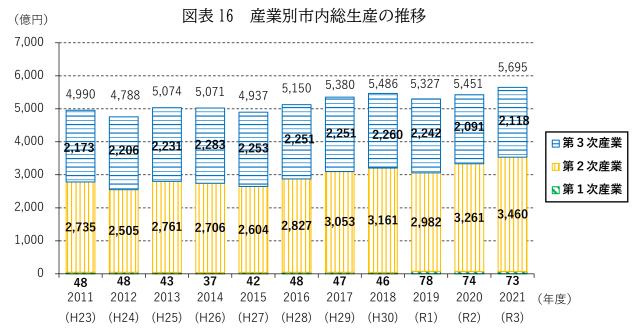


図表 13~15 資料:国勢調査

3)市

市内産業

市内総生産は、リーマンショック後は年々回復傾向にあり、近年は概ね 5,000 億円で推移しています。



図表 17 産業別市内総生産額 県内上位 10 市町 (億円)

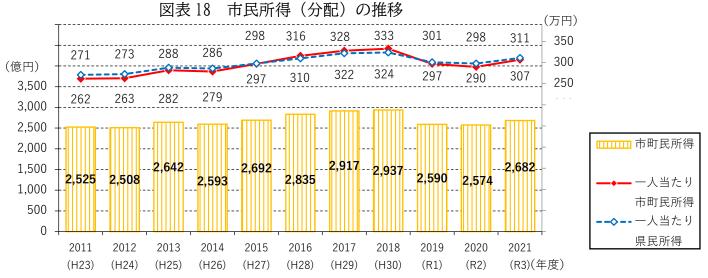
	2017(平成 29)年 2018(平成 30)年					2019(令和	0元)年		2020(令和	口2)年	2021(令和 3)年			
1	21,648	四日市市	1	21,769	四日市市	1	18,537	四日市市	1	20,998	四日市市	1	20,931	四日市市
2	12,664	津市	2	12,955	津市	2	12,632	津市	2	12,469	津市	2	12,465	津市
3	8,246	鈴鹿市	3	8,487	鈴鹿市	3	8,546	鈴鹿市	3	8,524	鈴鹿市	3	8,563	鈴鹿市
4	5,880	松阪市	4	5,983	松阪市	4	5,794	松阪市	4	5,691	松阪市	4	5,722	松阪市
5	5,536	桑名市	5	5,486	伊賀市	5	5,327	伊賀市	5	5,451	伊賀市	5	5,695	伊賀市
6	5,380	伊賀市	6	5,235	桑名市	6	5,072	桑名市	6	4,950	桑名市	6	5,266	桑名市
7	4,636	いなべ市	7	5,087	いなべ市	7	4,754	いなべ市	7	4,673	いなべ市	7	4,864	いなべ市
8	4,521	伊勢市	8	4,521	伊勢市	8	4,495	伊勢市	8	4,347	伊勢市	8	4,501	伊勢市
9	3,075	亀山市	9	2,868	亀山市	9	2,832	亀山市	9	2,993	亀山市	9	3,303	亀山市
10	2,660	名張市	10	2,656	名張市	10	2,467	名張市	10	2,351	名張市	10	2,412	名張市

図表 16・図表 17 資料:三重県統計課「市町民経済計算」

4

市民所得

市内総生産と同様、リーマンショック後に落ち込んだ市民所得も、その後徐々に回復し、2018(平成30)年度には2,900 億円を超えていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した2019(令和元)年度から減少し、2021(令和3)年度は、やや回復しています。



図表 19 市民所得(分配)県内上位 10 市町 (万円)

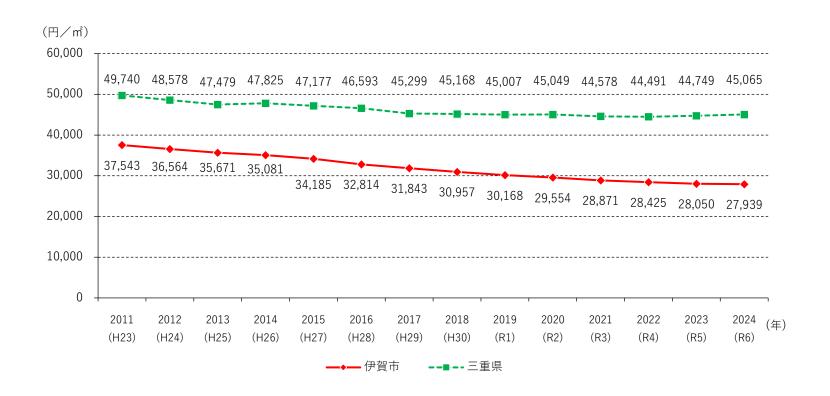
20	2017(平成 29)年 2018(平成 30)年			2	019(令	和元)年	2	020(令	和 2)年	2	和 3)年			
1	386	いなべ市	1	405	いなべ市	1	352	川越町	1	344	四日市市	1	365	いなべ市
2	383	川越町	2	382	川越町	2	339	四日市市	2	342	いなべ市	2	361	四日市市
3	373	四日市市	3	379	四日市市	3	323	桑名市	3	339	川越町	3	351	川越町
4	346	朝日町	4	350	朝日町	4	320	いなべ市	4	318	朝日町	4	335	朝日町
5	338	桑名市	5	337	桑名市	5	319	朝日町	5	315	桑名市	5	328	桑名市
6	333	津市	6	333	津市	6	318	津市	6	308	津市	6	320	津市
7	329	亀山市	7	333	伊賀市	7	306	菰野町	7	302	菰野町	7	316	菰野町
8	328	伊賀市	8	329	菰野町	8	306	鈴鹿市	8	302	鈴鹿市	8	315	亀山市
9	325	菰野町	9	326	亀山市	9	297	伊賀市	9	297	亀山市	9	312	鈴鹿市
10	321	鈴鹿市	10	325	鈴鹿市	10	292	亀山市	10	290	伊賀市	10	307	木曾岬町
		•		•			•	•				10	307	伊賀市

図表 18・図表 19 資料:三重県統計課「市町民経済計算」

5 地価

市内 28 地点の地価公示価格の平均値をみると、年々下降しており、2011 (平成 23) 年から 2024 (令和 6) 年にかけて約 10,000円、約 26%の下降がみられました。

図表 20 平均地価公示価格の推移



資料:一般社団法人土地情報センターの土地情報提供サービス

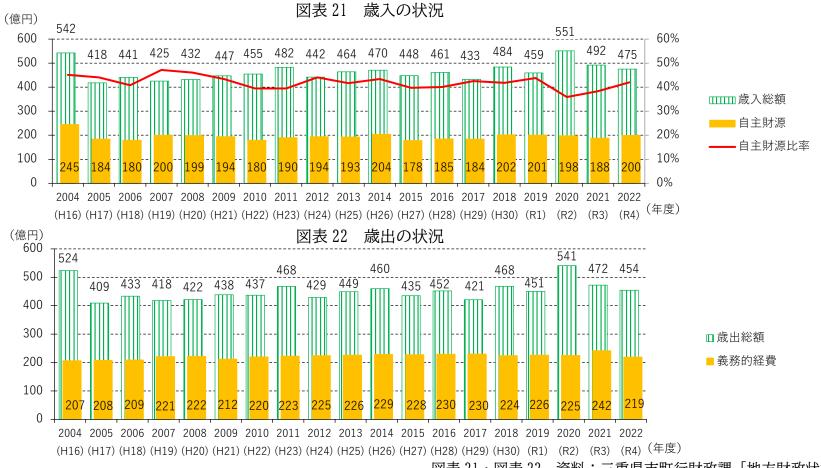
6

市の財政状況

2008 (平成 20) 年のリーマンショック後に低下した自主財源比率は、2012 (平成 24) 年度以降、概ね 40%を上回っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 (令和 2) 年は、40%を下回っています。

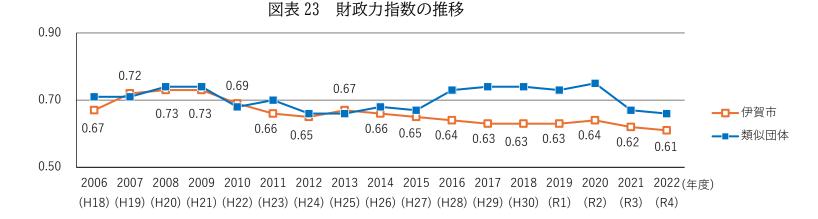
歳入総額については、2020 (令和2) 年度に 550 億円を超え、翌年以降は減少傾向にあります。自主財源は、2005 (平成 17) 年度から 2022 (令和4) 年度にかけて横ばいで推移しています。

義務的経費も横ばいであり、財政の硬直化が懸念されます。

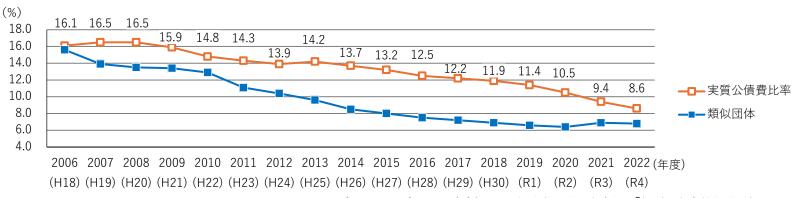


図表 21・図表 22 資料:三重県市町行財政課「地方財政状況調査」

主要な財政指標をみると、公債費比率は年々低下し、改善の傾向にあるものの、経常収支比率は 2016 (平成 28) 年度以降は 97%を超えおり、2021 (令和3) 年については 92%まで減少していますが、翌年は 97%と上昇しています。

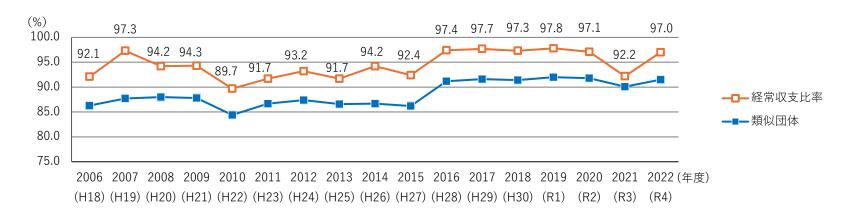


図表 24 実質公債費比率の推移



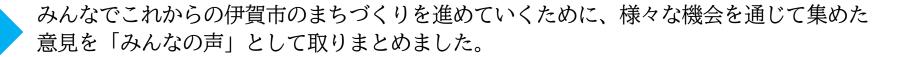
図表 23 · 図表 24 資料:三重県市町行財政課「地方財政状況調査」

図表 25 経常収支比率の推移



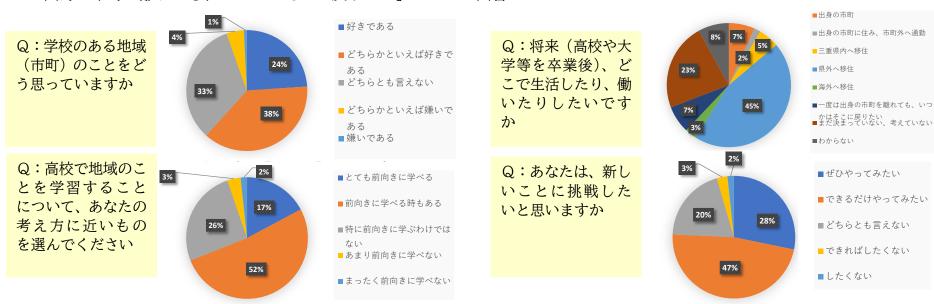
資料:三重県市町行財政課「地方財政状況調査」

みんなの声



伊賀市高校生アンケート

- ・ 2020 (令和2) 年度、2021 (令和3) 年度、2022 (令和4) 年度、2023 (令和5) 年度に実施
- ・ 総合戦略の取組の効果検証や現状把握のため、次代の主役となる高校生にまちづくりに関するオンライン入力によるアンケート
- ・ 対象は市内県立高等学校の全生徒
- ・ 2023 (令和5) 年度のアンケートでは「将来(高校や大学を卒業後)、どこで生活したり、働いたりしたいですか」という質問に対し、おおよそ半数が「県外へ移住」と回答。「出身の市町」「出身の市町へ住み、市町外へ通勤」は合わせて9%、「一度は出身の市町を離れても、いつかはそこに戻りたい」が7%の回答



「こどもと社会の未来を創るワークショップ」~RE START2023~

講 師:米山哲司氏(SDGsアドバイザー/NPO法人Mブリッジ代表理事)

日 時:第1回 2023 (令和5) 年6月24日(土) 13時30分~17時

第2回 2023 (令和5) 年7月22日(土) 13時30分~16時

場 所:伊賀市役所 501, 202 会議室

参加者:第1回 29人 第2回 28人

- ・公募市民がワークショップにより「こどもと社会が笑顔になる仕掛け」を考え、提案
- ・1回目は5つのテーマ(居場所、体験、発達、仲間づくり、地元就職)を選定し、数多くのアイデアを出し、検討の様子をグラフィックレコード(対話の場をビジュアル化)によりまとめた
- ・2回目は1回目で出たアイデアをブラッシュアップし、「こどもと社会が笑顔になる仕掛け」 づくりに取り組んだ





3

中心市街地活性化に向けたワークショップ

日 時:第1回 2023 (令和5)年9月23日(土)14時30分~16時

第2回 2023 (令和5) 年9月30日(土) 14時30分~16時

場 所:ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室

参加者:19人

- ・「中心市街地はどんなところか」、「あってほしい中心市街地像とそれに向けてできること」に ついて2回に分けて意見を出しあうワークショップを開催
- ・中心市街地の改善案については、居住環境の改善、商売繁盛、観光活性化などについて提案が あった
- ・理想の中心市街地像とそのために自分のできることについては、居住環境、日常生活、商売、 観光、情報発信などについて意見があがった





伊賀市議会タウンミーティング

~若者が住みたいまち~

日 時:2023(令和5)年10月6日(金)

場 所:伊賀市役所5階 議場及びロビー

参加者:35人、議員20人

・市内在住もしくは在勤する概ね30歳までの方と議員によるワークショップ形式の意見交換

・テーマは「若者が住みたいまち」

・公共交通の不便さ、娯楽施設・商業施設の充実、市内での就業、子育て支援の充実などについて で意見が挙げられた



~合併から 20 年~

日 時:2024(令和6)年7月29日(月)

場 所:ゆめポリスセンター2階 大会議室

参加者:35の住民自治協議会から59人、議員21人

・地域との意見交換を主眼とし、35 の住民自治協議会から 59 名の参加者と 21 名の議員が一堂 に会してタウンミーティングを開催

- ・テーマは「地域防災」「地域包括交付金制度」
- ・「地域防災」については、地域特性に応じた防災、消防団員・自主防災組織の人員確保、市と地域の情報共有・協力体制などについて意見が交わされた
- ・「地域包括交付金制度」については、交付金の金額や制度の運用方法、人口減少と少子高齢化 による将来への不安や課題について意見が交わされた



SDGs ワークショップ「ミエミライ」伊賀市会場

日 時:2024(令和5)年12月3日(日)13時30分~16時

場 所:ハイトピア伊賀3階 上野商工会議所コミュニティ情報プラザ

参加者:25名

ファシリテーター:米山哲司 氏(SDGs アドバイザー/NPO 法人Mブリッジ代表理事)

主 催:コカ・コーラボトラーズジャパン、NPO 法人Mブリッジ

共 催:伊賀市、伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会

企画協力:三重県、三重大学リカレント教育センター青木研究室

- ・地域のしあわせな未来へ向けた課題について、産学官民のさまざまな参加者が集い、解決のア イデアを考えるワークショップ
- ・企業、行政、学校、市民活動団体などの参加者が「誰もがくらし続けられるしあわせなまち」 へつなぐアイデアをデザインした
- ・公共交通、就業・起業、住民自治・市民活動、中心市街地活性化、都市政策についてアイデアが提案された





6

令和5年度・令和6年度伊賀市中学生議会

日 時:2024(令和6)年1月24日(水)

場 所:伊賀市役所5階 議場

参加者:伊賀市内の市立中学校10校から選出された中学生21人

- ・こども達の意見をしっかり聴き、市政に反映させるとともに、提案が実現されることで自分達 の意見が反映されるという実感を持ってもらうことを目的として実施
- ・テーマは「こんなまちにしたい!私が思い描く伊賀市の未来」
- ・市立中学校 10 校から選出された中学生 21 名(中学生議長 1 名、中学生議員 20 名)が執行部 へ質問や提案を実施
- ・文化交流、市内のイベント、空き家対策、公共交通、バリアフリー、地域活性化、自習スペース、防災、エコツーリズムなど多岐にわたる提案がなされた



日 時:2024(令和6)年10月2日(水)

場 所:伊賀市役所5階 議場

参加者:中学生21名(中学生議長1名、中学生議員20名)

・テーマは「こんなまちにしたい!私が思い描く伊賀市の未来」

・伊賀市の観光業の発展、快適な学習環境の実現に向けて、世代間交流としての地域行事の在り方について、地域特有の現状 から見える安心・安全な暮らしについてなどの提案がなされた

7

円卓対話

~知事と市町長~

日 時:2024(令和6)年7月3日(水)13時20分~14時20分

場 所:三重県伊賀地域防災総合事務所7階 大会議室

- ・県と市町のパートナーシップの深化、地域の諸課題に対する共通認識の醸成をめざし知事と市 町長の自由闊達な対話の場づくりをめざすことを目的として開催
- ・三重県知事と伊賀市長が「これからのまちづくり」について対話
- ・防災、人口減少・少子化対策、広域連携、観光、関西本線及び二次交通の活性化、地籍調査な どについて意見が交わされた

~知事と県民~

日 時:2024(令和6)年7月3日(水)14時30分~16時

場 所:三重県伊賀地域防災総合事務所7階 大会議室

参加者:伊賀市で働く若者世代のみなさん(DMG 森精機、ロート製薬)

一見勝之(三重県知事)、岡本 栄(伊賀市長)

- ・知事、市長と伊賀市の企業で働く若者世代のみなさんとの円卓対話
- ・企業の地域活動や伊賀市のまちづくりについて意見交換
- ・企業が実施した地域貢献、伊賀の交通の便、自然や環境、教育について意見が交わされた







8

若者会議 イガビトーク

日 時:2024(令和6)年8月28日(水) 19時~20時30分場 所:伊賀市役所 202,203会議室

日 時:2024(令和6)年12月20日(金)19時~21時 場 所:ハイトピア伊賀5階 生涯学習センター 学習室2

・市の政策、施策について語りあったのち、会議メンバーによる講演が行われた

日 時:2025(令和7)年3月21日(金)19時~21時

場 所:ハイトピア伊賀5階 生涯学習センター 学習室2

・伊賀市の将来像について語りあったのち、会議メンバーによる講演が行われた

9

伊賀市こども・若者ワークショップ

日 時:2024(令和6)年11月23日(土)10時~12時

場 所:伊賀市役所 5階 501 会議室

参加者:小学生18名 高校生8名 大学生4名

- ・現在の伊賀市や国の状況について解説した後、こども・若者当事者の立場から、伊賀市がどのような街になったらよいか等について複数のグループに分かれて意見を出し合った
- ・グループワークのテーマは「学校でがんばることや運動や食べ物に関すること」「こうなった らいいなと思う伊賀市」
- ・参加者からは、伊賀市を「愛であふれる」、「毎日が笑顔あふれる」、「自然や文化が残る」、 「楽しく学校へ通うことができる」まちにする、などの意見が出された





10)

市政出前講座

~第3次伊賀市総合計画策定の概要について勉強会を開催~

日 時:2025(令和6)年1月7日(火)10時30分~11時30分

場所:伊賀支所会議室

参加者:伊賀支所管内(柘植・西柘植・壬生野)まちづくり協議会 10 名

・「計画は、やさしく分かりやすく言葉で表現してほしい」、「地域の実情を理解し、まちづくりを考えてほしい」、「こどもが 誇りをもって生きていけるような伊賀市にしたい」などの意見や、公共施設の活用、地域のにぎわい、地産地消等について 意見が交わされた

11

eモニターへのアンケート

- ~まちづくりに関するアンケートを 2025 (令和7) 年3月に実施~
- ・無作為抽出で選出された e モニターにまちづくりに関するオンライン入力によるアンケート (対象は e モニター約 1,000 人 回答数は 119 件)
- ・伊賀市の強みや弱みについて自由記載で回答

12

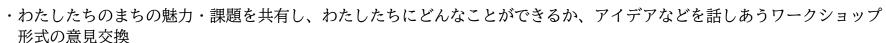
総合計画×地域福祉計画タウンミーティング

~伊賀市の未来を考える~

日 時:2025(令和7)年6月15日(日)

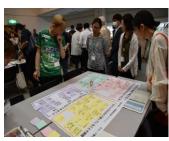
場 所:ゆめぽりすセンター2階 大会議室

参加者:38人



- ・テーマは「防災」「健康」「高齢者福祉」「交通」「こども」「住民自治・市民活動」「多文化共生」「にぎわい」の8つ
- ・各グループでは、「私たちのまちのよいところ」「困っているところ」「15 年後、こんな街であったらいいな」「それに向けて わたしたちが出来ること」について、意見、地域が抱える悩み、課題解決のためのアイデアを出し合った
- ・「地域に人がいないので共助が成り立たない」、「後継者不足」、「こどもの居場所が少ない」、「人口減少は避けられないが、 それを逆に利点と出来ないか」、「一人世帯でも不安なく暮らせる環境にしたい」、「伊賀市の未来を自分たちで切り開こう」 などの意見が出された





1-5

今後に向けて

伊賀地域では、地勢的に「盆地」ということもあり、古くから独自の文化や産業が築かれ、「伊賀の国」として一つのまとまった圏域が形成されてきました。2004(平成16)年の伊賀市発足以降、私たちは「ひとが輝く地域が輝く」を市の将来像に掲げ、新市一体化や、協働による分権型まちづくりを進めてきました。

合併から 20 年が経過し、当時 100,000 人を超えていた伊賀市の人口は、2024 (令和6)年9月末現在、住民基本台帳ベースでおよそ 85,000 人にまで減少するなど、私たちを取り巻く社会の情勢も大きく変化しています。

近年、大きな地震や気候変動、エネルギー・食料等の安定供給等に対するリスクが高まっており、さらにあらゆる危機に備える必要があります。2020(令和2)年に感染爆発を引き起こした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、「2類相当」から、2023(令和5)年5月に季節性インフルエンザなどと同等の「5類」になりました。

この間、私たちの社会は大きく変化し、最新のデジタル技術を用いて新しい価値を生み出すデジタルトランスフォーメーション(DX) や経済社会システム全体を変革し、脱炭素社会の実現と経済成長の両立をめざす取組(GX)が進んでいます。

一方、第2次伊賀市総合計画に基づき進めてきた各種事業において、市民や地域など各主体との情報共有や連携などが、十分とは言えない事業もあったことから、今後の事業実施に際しては、より良い社会を築くために、市民・地域・行政が共感し合い、それぞれの強みを活かしていくことが求められています。

また、第2次伊賀市総合計画第3次基本計画において、今後の課題「時代・社会の変化への対応」として掲げた、持続可能な開発目標 (SDGs)の取組については、本市の特徴である「多様性」を活かした、さまざまな市民が活躍できる「包摂性」のある社会をめざし、引き続き取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、私たちは「豊かなひとづくり」「継承と変革」「これからの自治」という3つの視点で今後のまちづくりに取り 組むこととします。

みんなの意見「キーワード」



1 豊かなひとづくり

「こどもまんなか」社会の実現

伊賀市では、2005 (平成 17) 年に行った人権尊重都市宣言に基づき、すべての市民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現に取り組んでいます。国では、2023 (令和 5) 年4月に施行された「こども基本法」に基づき、同年 12月に「こども大綱」が策定されるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が総合的に進められています。すべてのこどもたちの権利が保障され、安心して大人になることができる社会を築いていかなければなりません。

社会全体でこどもや若者を応援し、未来の担い手を育む

伊賀市には高等教育機関が立地していないこともあり、若者や子育て世代の転出超過が社会減の大きな要因となっています。 このことからも質の高い教育環境づくりや、若者の希望をかなえる居場所づくりなどにより、社会全体でこどもや若者を応援し、 未来の担い手を育むことが大切です。

生涯学習やリカレント教育などによる「ひとづくり」の取組

これまで伊賀市では、ひとづくり関連施策として、IGABITO 育成ビジョンに基づく若者会議や県立高校等との連携事業ととも に、移住定住の促進や、伊賀市のファンづくりといった関係人口の創出などに取り組んできました。また、2022(令和4)年に 市内39カ所の市民センター等に新たに配置された生涯学習支援員は、住民自治協議会が行う生涯学習活動の支援や推進に取り組 んできました。

<u>今後もさらに、大学等とも連携を図りながら、市民力、</u>地域力を高めるべく、生涯学習やリカレント教育といった「人づくり」 の取組を進めます。

自己実現にチャレンジすることができ、互いに高めあい、成長しあえるまち

エッセンシャルワーカーや地域コミュニティの担い手、ローカルベンチャーなど、様々な分野で活躍する豊かなひとづくりを 進めることにより、市民一人ひとりが大人になってからも多様な学びや学び直し、自己実現にチャレンジすることができ、互い に高めあい、成長しあえるまちをめざします。

2

継承と変革

公共施設やインフラの長寿命化と、強くしなやかなまちづくり(強靭化)

人口減少が続く中、先人から受け継いできた地域資源を活用しながら、持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。 一方、近年、大きな地震や気候変動、エネルギー・食料等の安定供給等に対するリスクが高まっています。このため、今ある ものをできるだけ長く大切に使うこと(長寿命化)など、公共施設やインフラの整備・活用を総合的かつ計画的に進めるととも に、災害や様々な危機を想定した強くしなやかなまちづくり(強靭化)を進めます。

伊賀らしい歴史・文化の継承、地域産業の振興、地域共生社会の実現

「まち」と「むら」の共生により新たな社会変革に対応しながら、伊賀らしい歴史・文化の継承、地域産業の振興を図るとと もに、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

<mark>わたしたちは、これまでの取組を継承するとともに、芭蕉翁の愛し</mark>たかけがえのない「伊賀」を次世代へ引き継ぎます。

新たな産業、新たな雇用を創出し、地域経済の好循環と誰もが参加できるデジタル社会への転換

農業・林業をはじめ商業・工業・サービス業等の産業界全般においては、技術革新などによる生産性の向上や、高付加価値化・ ブランド化に取り組みます。また、農業と観光、さらには地場産業と福祉や教育といった異なる部門・分野との連携・融合など により、新たな産業、新たな雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出します。

コロナ禍で進展したデジタルトランスフォーメーション(DX)についても、業務のデジタル化や、デジタルを活用したまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの行動変容を促しながら、距離、時間、場所といった物理的制約を超えて様々なサービスが受けられ、誰もが参加できるデジタル社会への転換を進めます。

脱炭素社会の実現と経済成長との両立

伊賀市では、2024(令和6)年4月に、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることをめざし、「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この目標を達成するために、市民一人ひとりの意識改革や行動変容を促しながら、脱炭素社会の実現と経済成長との両立(GX)を進めます。

3

これからの自治

多様な主体が当事者意識を持って目標を共有し、協働によって進めるまちづくり

2004 (平成 16) 年、伊賀市誕生とともに、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにした「自治基本条例」が制定され、「まちづくりは、行政による取組だけではなく、多様な主体が当事者意識を持って目標を共有し、協働によって進めるもの」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

合併から 20 年、人口減少、特に年少人口や生産年齢人口の減少が続いており、住民自治協議会単位でみると、人口の規模や動向も様々です。こうしたことから、市全体の人口動向とともに、年齢層や地域ごとの人口動向などにも着目し、きめ細やかに対応していく必要があります。

近年、異なる立場や業種の人・団体が協力して、新たな商品・サービス・価値観をともにつくり出す「共創」という考え方が 注目されています。地域力を高め、持続可能なまちづくりを進めていくという観点から、自治における「公共」のあり方を見直 す時期が来ています。

一人ひとりが幸せを実感できる多様性・公正性・包摂性のある社会づくり

伊賀市だけでは解決できない課題も増えてきていることから、国や県との適切な関係づくりや、自治体間連携、外部人材の活用、さらには、公民連携や産学官連携を進めていく必要があります。また「伊賀は関西」という考え方が古くから定着している伊賀市においては、行政単位の地域区分と住民の生活圏域との間にズレやねじれが生じており、こうしたズレやねじれを解消することも必要です。

「自治」の主役は市民です。わたしたち市民は、互いを尊重し、認め合いながら、さらにそれを力にして、協働、さらには共 創により、一人ひとりが幸せを実感できる多様性・公正性・包摂性のある社会を築きます。

第2章 構想

将来像

伊賀市には、先人から受け継いできた宝物がたくさんあります。

人口減少が進むなど、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

こうした変化の中にあっても、私たちは、地域資源(強み)を活かしながら、課題(弱み)を解決し、持続可能なまちを次世代に継承 していかなければなりません。

社会経済情勢等、外的環境の変化(機会・脅威)を的確に捉え、時代の流れを力にするということも忘れてはなりません。

「第1章はじめに」では、伊賀市誕生からこれまでの 20 年間の振り返りや、社会経済情勢、みんなの声など若者を中心に様々な人の声を確認しながら、今後の課題を「豊かなひとづくり」「継承と変革」「これからの自治」という切り口で整理してきました。

この章では、これらのことを踏まえながら、伊賀市の将来像、人口の将来展望を描くとともに、具体的な取組を分野施策ごとに体系的 に整理します。

【第3次総合計画】

すべての ひとが輝く 地域が輝く ~みんなで話そう 伊賀市の未来~

【第2次総合計画】 ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市 ~勇気と覚悟が未来を創る~

【新市建設計画・第1次総合計画】 ひとが輝く 地域が輝く ~住み良さが実感できる自立と共生のまち~

伊賀市のめざす姿(将来像)は、

すべての ひとが輝く 地域が輝く ~みんなで話そう 伊賀市の未来~

めざす姿(将来像)を具現化し、魅力あるまちづくりを進めるため、分野別に次の5つのビジョンを掲げます。

◆分野1. いのちをまもる

生命と財産を守るため、災害への備え等を進め、日常生活における医療体制を整備します。

◆分野2. くらしをささえる

市民がともに支え合い健康で安心して暮らすために、スポーツに親しむ機会の提供や、高齢者、障がい者の福祉を充実させるとともに、環境にやさしい取組を推進し、自然環境の保全に努めます。あわせて犯罪等の防止に取り組み、安全な地域社会を築きながら、暮らしの基盤となるインフラを整備します。

◆分野3. ひとをはぐくむ

誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、参画・活躍できる多様性あふれる社会をめざして、強固なコミュニティの形成や、文化や芸術を担うこどもたちが健やかに成長し、大人もともに学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

◆分野4. にぎわいをつくる

持続可能な農業の促進や産業の振興、地域活性化の取組により、地域の活力を生み出すとともに、伊賀市の魅力発信に 取り組みます。

◆分野5. 計画の推進

計画に位置付けた施策の推進を支えます。

さまざまな立場の人との対話を通して、共感による公共のしくみづくりとまなびによるひとづくりを進めます。 市民、地域、企業、行政が一体となり、共通の目標に向かって協働し、伊賀市全体が一体感を持って発展し、すべての市民が 輝く社会を実現します。

人口展望

自然動態

年間の出生数 400 人

※現状値(2023年10月~2024年9月)406人/年

社会動態 若年世代(15~49 歳)の年間 転出超過を 200 人以下

※現状値(直近5年間の平均) 234人/年

自然

自然動態では、合併当初 800 人程度であった伊賀市の年間出生数は、減少傾向にあり、直近の 2024(令和 6)年には 406 人にまで減少しています。

社会

社会動態でも転出超過傾向が続いており、直近5年間の平均で320人余の転出超過となっています。このうち若年世代(15歳から49歳)の平均が234人と全体の7割強を占めています。

このことを踏まえ、自然動態では出生数に、社会動態では若年世代の動向にそれぞれ着目し、5年後、10年後の将来人口を展望します。

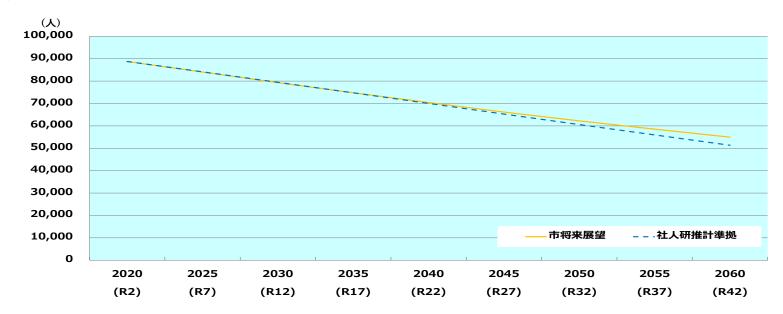
将来人口展望

5年後の人口80,000人、10年後の人口75,000人

人口

合併当初 10 万人を超えていた伊賀市の人口は、近年では毎年 1,000 人を超えるペースで減り続け、2020(令和 2)年の国勢調査では 88,766 人、2024(令和 6)年 9 月末現在の住民基本台帳では、84,936 人にまで減少しています。

2023 (令和5) 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した伊賀市の将来推計人口は、人口ビジョンのとおり、5年後の2030 (令和12) 年には80,000 人、10年後の2035 (令和17) 年には75,000 人を下回り、25年後の2050 (令和32) 年には60,000 人程度にまで減少することが示されています。



計画のテーマ

「第1章はじめに」では、これまでの 20 年間を振り返るとともに、人口など社会経済情勢やみんなの声などを確認したうえで、「豊かなひとづくり」「継承と変革」「これからの自治」という 3 つの視点でまとめました。

さらに、伊賀市のめざす姿(将来像)すべての ひとが輝く 地域が輝く ~みんなで話そう 伊賀市の未来~の実現に向けて、次の 3つのテーマを目標にすべての分野において横断的に取り組むこととし、「みんなのテーマ」とします。

育

こどもが育つ、大人も育つ

- (1) すべてのこども、すべての人の権利を保障する
- (2) 多様な人材が活躍できる
- (3) 生涯を通じ、学びや学び直しができる
- (4) 様々な分野の担い手づくりを進める

持

持続可能なまちを未来に引き継ぐ

- (1) 土地や資源を有効に活用し、災害や危機に備える
- (2)「まち」と「むら」が共生する
- (3) 地域経済の好循環を生み出す
- (4)新しい流れを力にする



つながりを結び直す

- (1) 自治における「公共」のあり方を見直す
- (2) 対話の場を広げ、市民参画を促進する
- (3)地域力を高め、地域の課題を解決する
- (4) 内外の多様な主体と協働する

将来像						Γġ	べ	ての	7	トと	がま	輝く	地	域か	ヾ輝	(^	~ J	ょん	な	で言	舌そ	う	信	尹賀	市	の.	未多	を ~	~]	の	実現	見				
み ん こどもが育つ、大人も育つ								l) す^ 3) 生涯									障す	る							でき ・手づ		」を進	める									
な の 持続可能なまちを未来に引き継ぐ							(1)土地や資源を有効に活用し、災害や危機に備える (2)「まち」と「むら」が共生する (3)地域経済の好循環を生み出す (4)新しい流れを力にする																														
マ																																					
分野	分野 いのち をまもる くらしをさる					さえる					ひとをはぐくむ							にぎわいをつくる																			
No.	1	2	3	4 2-1	5 2-			7 2-4	8 2-5	9 2-6	10 2-7	11 2-8	12 2-9	13 2-10		14 2-11		15 2-12	16 3-		17 3-2	18	19 3-4	20 3-5			22 3-7	23 3-8	24	25 4-1		26 4-2		27 1–3	28 4-4		29 30 -5 4-6
キーワード	防災・危機	消防・救急	医療	共生社会	健康	ス	*	高齢者福祉	障がい者福祉	環境	廃棄物	上下水道	都市政策	住宅		公共交通		<mark>∠</mark> 防犯・交通安全	こ ど も			同和	学	生涯学習		文化・芸術	歴史・文化遺産	住民自治・市民活動	多文化共生	地域経済		農業・林業	1	都市拠点	商工・労働	街	観 関係人口
キー ワード	防 災 危機管理		上野総合市民病院	:	健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康保険	スポーツ施設	認知症高齢者福祉サービス	ž Ľ		ごみ処理	水水道道	画公河	化 住	空き家	がスがまれ	1	防犯・消費者保護交通安全	こどもの権利	幼児教育・保育		男女共司参画	学校教育	社会教育 社会教育	文化 芸術	されば、歴史資米	▼ づ	住民自治	多文化共生	産業振興公共調達のあり方	農業者	農 森 村	原の活性	都市機能の集約にぎわい忍者回廊		雇客用 :	の 受 け 入 れ
	5. 計画の推進 【効果的な自治体運営】広聴広報、公共のしくみづくり、ひとづくり、行政組織、人材、広域連携、デジタル変革 【健全な財政運営】財政運営、税収と債権、公有財産																																				



まちづくりの進め方

基本原則

私たちは、「伊賀市市民憲章」に掲げられた「まちづくりの基本原則」に基づき、みんなで情報を共有し、力を出し合って、連携・協力 しながら、まちづくりを計画的に進めます。

また、人口減少が進む中にあっても地域力を高めるべく、これからのまちづくりの人材を育成するとともに、あらためて「自治」や「公共」のあり方についての見直しを進めます。



まちづくりの基本原則

- ① 情報の共有 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
- ② 市民の参加 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
- ③計画的実施 まちづくりは、みんなでつくった計画に基づき実施します。
- ④自治の補完 まちづくりは、まず自らが行い、さらに地域内で助け合って進めます。
- ⑤主体の協働 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
- ⑥結果の評価 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。



「(伊賀市市民憲章より)」

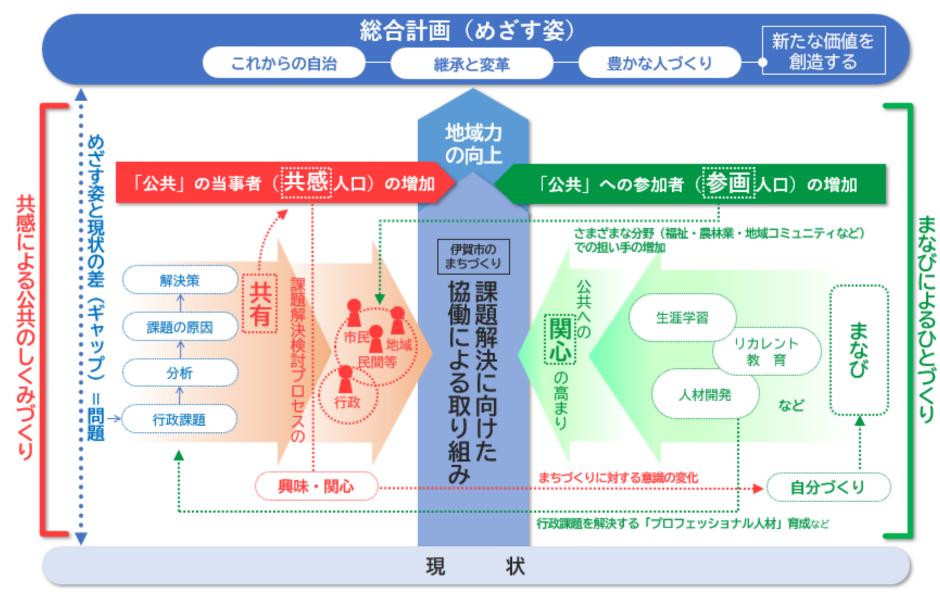
2 これからの公共を考える

これまでの将来見通しを超える人口減少や超高齢社会が本格的に到来し、社会経済情勢が激しく変化する中、社会課題についても複雑化、多様化が進んでいます。

このような状況において、持続可能な伊賀市をつくるためには、市民や地域、関係団体、民間事業者、大学、専門家などの多様な主体が有機的に協働する「共感による参加型社会」(=「これからの公共」)づくりが必要です。

"伊賀市ならでは"のまちづくりにおける「これからの公共」をつくるため、共通の課題意識をもってみんなで取組を進めます。

公共 — ここでの「公共」とは、特定の個人や団体のものではなく、社会全体に共通する福祉や利益に係る事柄などを指します。つまり、「公共」は"みんなのためのもの"であり、公共の範囲は行政の活動にとどまらず、NPOや市民活動、企業の活動など、行政以外の主体が公共のために行う活動も含み表現しています。公共は、行政と関連付けて理解されることが多くありますが、より広い概念であり、行政は公共を担う主要な主体の一つとして考えます。



※「民間等」とは、地域、関係団体、民間事業者、大学、専門家などの多様な主体を総称し表現しています。



「これからの公共」の構築に向けた2つの取組

1 "共感"による公共のしくみづくり 【行政の取組】

"共感"によるまちづくりを進めていくためには、課題に対する解決策のみを示すのではなく、課題解決の検討プロセスを共有してい く必要があります。

めざす姿と現状の差(ギャップ)=問題を明らかにし、行政課題を洗い出し、分析し、原因を明確化し、解決策を導くまでのプロセス を可視化し、これらを市民等にわかりやすく示すしくみを構築します。

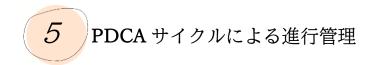
"共感"を高めるため、「伝わる・つながる」を意識し情報を届けます。

2 "まなび"によるひとづくり 【みんなの取組】

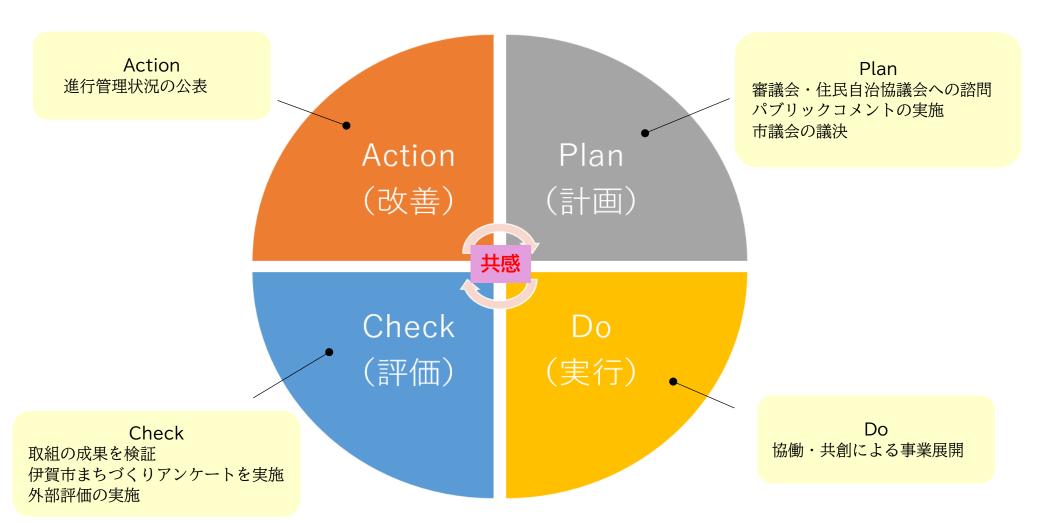
「公共」に参画するひとづくりに向けては、"まなびたい"ときに"まなぶ"ことができる環境づくりが必要です。

生涯学習活動のさらなる推進や、多様な働き方を実現するためのリカレント教育の推進、人材開発(担い手育成)などにより"まなび" を深め、福祉・農林業・地域コミュニティなどさまざまな分野における担い手づくりに努めます。

また、行政においても、課題を解決するためのプロフェッショナル人材の育成に取り組みます。



まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、「行政総合マネジメントシステム」に基づき、PDCA サイクルにより進行管理を行います。



第3章 分野別施策

施策No.	施策 キーワード	めざす姿	基本事業①	基本事業②	基本事業③	基本事業④
	1.いのちをまもる					
1 – 1	防災・危機	災害などの危機に強くなる	防災	危機管理		
1 – 2	消防・救急	火災や急病などで人命が失われない	消防	救急		
1-3	医療	身近なところで医療をうけることができる	地域医療	上野総合市民病院		
	2.くらしをささえる		<u>'</u>			
2 – 1	共生社会	助け合いや支えあいにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる	共助	相談	つながり・社会参加	
2-2	健康	生涯を通じ、健康に暮らすことができる	健康	健康保険		
2-3	スポーツ	気軽にスポーツを楽しむことができる	スポーツ活動	スポーツ施設		
2-4	高齢者福祉	高齢者が、生きがいを持って暮らすことができる	保健・介護予防	認知症	高齢者福祉サービス	介護保険サービス
2 – 5	障がい者福祉	障がい者が、自分らしく暮らすことができる	障がい者相談	障害福祉サービス		
2-6	環境	豊かな自然環境を守り、次代へ引き継ぐ	環境保全	生活環境		
2-7	廃棄物	ごみ減量化やリサイクルが定着し、循環型社会が構築されている	ごみ処理	し尿処理		
2-8	上下水道	安全でおいしい飲み水と、美しい水環境を守る	上水道	下水道		
2-9	都市政策	適正な土地利用や移動しやすい道路ネットワークによりまちの魅力を高める	都市計画	景観・公園	道路・河川	
2 – 10	住宅	だれもが安心して暮らすことができる	耐震化	市営住宅	空き家	
2-11	公共交通	身近なバスや鉄道に愛着を持ち、みんなで支える	交通デザイン	バス	鉄道網	伊賀線
2-12	防犯・交通安全	犯罪や事故のないまちで安全に暮らせる	防犯・消費者保護	交通安全		
	3.ひとをはぐくむ					
3 – 1	こども	こどもを安心して産み、育てることができる	こどもの権利	育ち支援	幼児教育・保育	
3 – 2	人権・平和	あらゆる差別が解消され、お互いの人権が尊重される	人権啓発	非核平和	男女共同参画	
3 – 3	同和	一人ひとりが部落差別と向き合い、差別が解消されている	同和			
3 – 4	学校教育	こどもたちが、未来に夢や希望を持つことができる	学校教育	教育環境		
3 – 5	生涯学習	生涯を通じ、生きがいを持ち活躍することができる	社会教育	青少年健全育成	図書館	
3 – 6	文化・芸術	文化の力で「ひと」と「まち」を育む	文化・芸術	芭蕉翁顕彰		
3 – 7	歴史・文化遺産	歴史や文化遺産を未来へと引き継ぐ	文化財・歴史資料	歴史まちづくり		
3 – 8	住民自治・市民活動	住民自治活動、市民活動やボランティア活動が活発に行われている	住民自治	市民活動		
3 – 9	多文化共生	国籍や文化の違いを認め共生する	多文化共生			
	4. にぎわいをつくる					
4 – 1	地域経済	地域で循環する経済をつくる	産業振興	公共調達のあり方		
4 – 2	農業・林業	人と自然が共生し、農林業を元気にする	農業	農村整備	森林環境	森林資源
4-3	都市拠点	持続可能で魅力あふれる拠点をつくる	市街地の活性化	都市機能の集約	にぎわい忍者回廊	
4 – 4	商工・労働	地域の特性を活かし、商工業活動を盛んにする	商工業	企業立地	起業、雇用・労働	
4 – 5	観光	観光客と地域住民が共に地域の資源に魅力を感じ、大切にしている	観光誘客・情報発信	観光客の受け入れ		
4 – 6	関係人口	若者や移住者に選ばれる	地域創生	移住		
	5.計画の推進					
5 – 1	計画の推進①	効果的な自治体運営	広聴広報	公共のしくみづくり	ひとづくり	
5 – 2	計画の推進②	効果的な自治体運営	行政組織	人材	広域連携	
5 – 3	計画の推進③	効果的な自治体運営	デジタル変革			
5 – 4	計画の推進④	健全な財政運営	財政運営	税収と債権	公有財産	

分野ごとの取組 各施策シートの構成

【計画】

基本事業に関連する市の計画を 記載しています。

【分野】

分野別施策の区分を記載 しています。

1-1 防災·危機

1. いのちをまもる

【めざす姿】

施策の実施に より、めざす 「ひと、まち」 の状態を記載 しています。

めざす姿

災害などの危機に強くなる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

○ こどもから大人まですべての市民が防災意識を高め、地域の防災力の向上を推進し

大人も育つ ⊃ 若者や女性など多様な人材が参画できる防災活動を促進します。

【みんなのテーマ】

「こどもが育つ、 大人も育つ」「持続可 能なまちを未来に引 き継ぐ」「つながりを 結び直す」の3つの 視点での今後のまち づくりの取り組みを 記載しています。

持続可能なまちを

● 自発的な防災活動に関する計画策定の推進や、防災力向上の取組を支援します。

⇒ 想定される災害リスクを考慮し、関連計画に反映させます。

未来に引き継ぐ ⇒ 災害情報の収集、共有を迅速かつ適切に行うため、情報通信体制等の強化を図りま

つながりを結び直す

⇒ 市民、住民自治協議会、自主防災組織、防災ボランティア、事業者等と市がそれぞれ の責務及び役割を果たし、相互に連携して防災対策に取り組みます。

⇒ 災害などの危機に迅速かつ的確に対応するため、県や関係機関との連携を進め、災 害対応力などの強化を図ります。

役 割

地域防災計画、水防計画

常に災害等に対する危機意識を持って「自らの身の安全は自ら守る」自助の取組を実践し、家庭における防 災・減災対策を講じるよう努めます。

(事業者や団体 などを含む)

地域

(住民自治協

議会)

市民

計画

地域において防災活動を行う団体等が実施する防災・減災訓練等に積極的に参加す

住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、防災ボランティア、事業者及びその他

等が連携して実施する防災・減災対策(訓練等)に積極的に取り組み、自らの地域 努めます。

【役割】

- ・「市民(事業者や団体など を含む)」
- ·「地域(住民自治協議会)」
- ・「行政」
- それぞれの役割を表してい ます。

行政

・市民、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、事業者、防災関係機関と連携し、地域の防災・減災対策を 推進します。

・市の災害対応業務に加え、災害時にも行政サービスが適切に提供できるよう、継続的に訓練を実施し、災害 などの危機対応力の強化に努めます。

〔防災〕

【現状・課題】 各施策における 現状と課題を記 載しています。

● 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や、近年日本各地で 頻発している豪雨災害などに対応するため、住民自治協議会内の 自主防災組織や住民と連携した防災活動の強化等に取り組んで

現 状

● 地域の防災活動の活性化や組織強化を図るためには、地域の災害 リスクの理解と、地域や市民一人ひとりの防災・減災意識の向上を 促し、自助・共助・公助の災害対応力を高める必要があります。

課 題

施策の見出し(キーワード)です。

地域防災力の強化

●地域が主体的に防災・減災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を促すとともに、防災出前講座や地域 が行う防災訓練への支援などを行います。

具体的な取組

●南海トラフ地震等に備えて、市民が常に地震への意識を持つことができるよう、自助・共助に必要な備証 ことで、地域防災力の強化を図るとともに、スフィア基準を満たす環境整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

「現状・課題」に対する 市の取り組みを記載し ています。

[危機管理]

● 大規模自然災害や武力攻撃事態、新型感染症や緊急事態等あら ゆる危機に対応するため、業務継続等の体制が整備されました。

● 地域の実情に応じた地区防災計画の策定を進めています。

- 防災情報等の伝達のためのデジタル波を利用した設備の老朽化 が進んでいます。現在の MCA 無線機の止波(2029(令和 11)年 5月)が決まっています。
- 能登半島地震を教訓として災害により、孤立する可能性のある地 区への対策を進めています。
- 市の組織や職員一人ひとりの災害や危機発生時における応急対 応業務に対する意識と知識の向上が必要です。
- 市域が広い本市にあった災害時の情報収集・伝達のしくみの選択
- ●孤立する可能性のある地区では、安否や被害の確認の遅れだけで、 なく、その後の物資供給などの支援が届きにくくなります。

災害やあらゆる危機に対する対応力強化

- ●災害や危機事案等あらゆる危機に対応できる危機管理体制の強化をめざし、地域や関係機関等と連携した訓練の実施に 取り組みます。
- ●防災情報の伝達について、孤立地区への対応を含め、新たな防災情報伝達手段の整備など、災害時の情報伝達の充実を図
- ●孤立する可能性のある地区に対する考え方や対応方針について他部署とも連携し、災害への備えとして、必要な資機材等 の整備を行います。

【基本事業】

基本事業のキーワードを記載し ています。

1-1 防災·危機

● 能登半島地震を教訓として災害により、孤立する可能性のある地

区への対策を進めています。

1. いのちをまもる

めざす姿

災害などの危機に強くなる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

⇒ こどもから大人まですべての市民が防災意識を高め、地域の防災力の向上を推進しま

大人も育つ ⇒ 若者や女性など多様な人材が参画できる防災活動を促進します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- 自発的な防災活動に関する計画策定の推進や、防災力向上の取組を支援します。
- ⇒ 想定される災害リスクを考慮し、関連計画に反映させます。
- ⇒ 災害情報の収集、共有を迅速かつ適切に行うため、情報通信体制等の強化を図ります。

つながりを結び直す

- ⇒ 市民、住民自治協議会、自主防災組織、防災ボランティア、事業者等と市がそれぞれの責 務及び役割を果たし、相互に連携して防災対策に取り組みます。
- ⇒ 災害などの危機に迅速かつ的確に対応するため、県や関係機関との連携を進め、災害対 応力などの強化を図ります。

なく、その後の物資供給などの支援が届きにくくなります。

計画

地域防災計画、水防計画、国土強靭化地域計画、危機管理基本計画、国民保護計画、業務継続計画、 受援計画

役

市民 事業者や団体

- ・常に災害等に対する危機意識を持って「自らの身の安全は自ら守る」自助の取組を実践し、家庭における防 災・減災対策を講じるよう努めます。
- ・地域において防災活動を行う団体等が実施する防災・減災訓練等に積極的に参加するよう努めます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

・住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、防災ボランティア、事業者及びその他防災活動を実施する団体 等が連携して実施する防災・減災対策(訓練等)に積極的に取り組み、自らの地域は皆で守る共助の取組に 努めます。

行政

の整備を行います。

- ・市民、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、事業者、防災関係機関と連携し、地域の防災・減災対策を
- ・市の災害対応業務に加え、災害時にも行政サービスが適切に提供できるよう、継続的に訓練を実施し、災害 などの危機対応力の強化に努めます。

●孤立する可能性のある地区に対する考え方や対応方針について他部署とも連携し、災害への備えとして、必要な資機材等

現状	課題		具体的な取組
(防災)	ᇫᄟᅷᇝᅷᄿᅜᅕᆉᇫᇫᅚᄴᄱᄡᄱᅉᅶᄱᄼᄝᄝᅩᅩᅜᄓᅼᅠᄡᅷᇫᄼᄿᄝ		地域防災力の強化
 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や、近年日本各地で頻発している豪雨災害などに対応するため、住民自治協議会内の自主防災組織や住民と連携した防災活動の強化等に取り組んでいます。 地域の実情に応じた地区防災計画の策定を進めています。 	●地域の防災活動の活性化や組織強化を図るためには、地域の災害 リスクの理解と、地域や市民一人ひとりの防災・減災意識の向上を 促し、自助・共助・公助の災害対応力を高める必要があります。	防 災	 ●地域が主体的に防災・減災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を促すとともに、防災出前講座や地域が行う防災訓練への支援などを行います。 ●南海トラフ地震等に備えて、市民が常に地震への意識を持つことができるよう、自助・共助に必要な備蓄品等の啓発を行うことで、地域防災力の強化を図るとともに、スフィア基準を満たす環境整備に取り組みます。
[危機管理]	▲ 士のの幼み町号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		災害やあらゆる危機に対する対応力強化
 大規模自然災害や武力攻撃事態、新型感染症や緊急事態等あらゆる危機に対応するため、業務継続等の体制が整備されました。 防災情報等の伝達のためのデジタル波を利用した設備の老朽化が進んでいます。現在の MCA 無線機の止波(2029(令和 11)年5月)が決まっています。 	 市の組織や職員一人ひとりの災害や危機発生時における応急対応業務に対する意識と知識の向上が必要です。 市域が広い本市にあった災害時の情報収集・伝達のしくみの選択が必要です。 孤立する可能性のある地区では、安否や被害の確認の遅れだけで 	危機管理	●災害や危機事案等あらゆる危機に対応できる危機管理体制の強化をめざし、地域や関係機関等と連携した訓練の実施に取り組みます。●防災情報の伝達について、孤立地区への対応を含め、新たな防災情報伝達手段の整備など、災害時の情報伝達の充実を図ります。

1-2 消防·救急

めざす姿

火災や急病などで人命が失われない

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 消防職員や消防団員は、火災や急病の際に寄り添い、住民のニーズに応えます。

持続可能なまちを キャに引き継ぐ

- ⇒ 持続可能な消防行政サービス提供のため、効率的で効果的な消防体制を構築します。

つながりを結び直す

⇒ 大規模災害に備え、自主防災組織などの共助組織との連携を強化します。

計画

消防施設整備計画、地震防災緊急事業五箇年計画、消防本部組織再編計画、 伊賀市·名張市消防連携·協力実施計画、消防団活性化計画

役 割

市民 (事業者や団体

などを含む)

- ・応急手当の重要性を理解し、応急手当の技術を身につけます。
- ・救急車を正しく利用します。
- ・火災から自らの身を守るため、住宅用火災警報器の設置等、家庭における防火対策を進め、農業に伴う火入 れを適切に行います。
- ・事業所は法律に従って適切な防火管理を行います。

地域 (住民自治協 議会)

・自主防災組織や消防団と協力し、火災予防の意識を高める活動や、防火・救急訓練を通じて、地震や台風などの災害に備えます。こうした取組によって、地域全体の防災力とコミュニティの結束を強化します。

行政

- ・消防組織の再編や消防団の活性化、関連施設の整備等を計画的に進め、持続可能な消防体制を構築します。
- ・迅速かつ確実な消防・救急活動を行います。
- ・事業所への立入検査や火災予防広報等により、火災を減らします。

状 題 具体的な取組 [消防] 持続可能な消防体制を構築します ● 災害の激甚化・複雑多様化、新たな感染症の発生拡大や大地震な ● 将来にわたり持続可能な消防行政サービスを提供するため、効率 ● 消防本部組織再編計画に基づき、分署の統合等により、常備消防力を強化します。 ど自然災害の発生が危惧されています。 的で効果的な消防体制を構築する必要があります。 ● 地震等に備えた消防水利の耐震化を進めます。 ● 2024(令和 6)年度中に発生した火災発生件数は 66 件で、死者 ● 市民に対し防火に対する意識を高める必要があります。 ● 火災予防広報を強化し、特に空気が乾燥して風の強い時には、より積極的な広報と声掛けを行い、枯草火災が起こらない 1名と2名の負傷者が出ています。このうち 25 件が建物火災で ● 消防団員の減少は避けられないため、将来を見据えて消防団の体 ようにします。 す。また、火入れ・たき火などが原因の火災が 29 件と半数近くを 制を見直す必要があります。 ● 住宅や事業所の火災予防のため、防火指導や立入検査を強化します。 占めており、火災発生の指標である出火率は高い状態が続いてい ● 約 10 年後の次期指令設備の更新に向け、将来的な消防本部の枠 ● 第3次消防団活性化計画に基づいて、老朽化した車両やポンプ庫の整備を進めながら、組織の効率化を図り、活動のあり ます。 組みについて調査・研究が必要です。 方を見直し、消防団員がやりがいを感じて、あらゆる災害に対応できる組織づくりを消防団とともに進めます。 ● 地域防災の要である消防団員数が減少しており、20歳代から30 ● 伊賀市・名張市消防連携・協力体制により柔軟に対応しながら、消防力を強化し、将来的な消防本部の在り方を研究しま。 歳代の団員数が減少し、40歳代以上が増加して、高年齢化が進ん ● 名張市との連携協力の一環で 2024(令和6)年度から伊賀地域 消防指令センターを運用しています。 [救急] 安心できる救急体制を構築します ● 救急件数は増加傾向にあり、救急車の現場到着平均所要時間は ● 救急車の現場到着平均所要時間の短縮が必要です。 10.8 分で、県の平均の 9.6 分を上回っています。 ● 救急救命士が目標数に達していないため、有資格者の新規採用や ● 救急車の現場到着平均所要時間を短縮するため、消防本部組織再編計画に基づき、救急出動の多い時間帯を補完する日 ● 複雑多様化する救急活動に対応するため、救急救命士の育成と人 養成が必要であり、その能力向上のために高度な教育を継続的に 救 勤救急隊を追加配置します。 員確保が必要です。 行う必要があります。 ● 名張市との連携協力により、救急車がすべて出動した後を補完します。 ● 応急手当の重要性と救急車の正しい使い方を市民に理解してもら ● 救命率向上のため、市民に対する救命講習の定期開催を実施し、 ● 救急救命士養成計画を策定し、救急救命士の高度な知識・技術の習得のため、各種研修を推進します。 応急手当の重要性と救急車の適正利用を指導しています。 い、助かる命を守るために、救命講習を受ける人を増やす必要が ● 救命講習の新規受講者を増やすため広報を強化し、やさしい日本語での開催により外国人住民が参加しやすい講習会とし

ます。

あります。また、救命講習の受講者は、再受講者が多く、外国人住

民の受講割合が低い状態です。

1-3 医療

めざす姿

身近なところで医療をうけることができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 限られた医師・看護師等の医療介護人材の確保・育成に向けた取組を進めます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

■ 国の医療 DX の推進と共に、医療機関の事務効率化を図り、院内システムの導入を促進します。

つながりを結び直す

⇒ 二次救急医療機関としてニーズに対応できるよう体制を整備するとともに、一次医療機関 や高齢者施設等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に取り組み、安心して暮らせる地域 を支えます。

- ⇒ 伊賀救急医療圏域内である名張市と協働して医療提供体制の維持・確保に努めます。
- ⇒ 市民病院は、他の病院、診療所、施設等多様な主体と連携を密にして地域医療体制を構築します。

計画

地域福祉計画、地域医療戦略 2025、伊賀市立上野総合市民病院経営強化プラン、 伊賀市立上野総合市民病院 BCP

役 割

市民 事業者や団体

などを含む)

- ・自らの健康増進に取り組むとともに、救急・健康相談ダイヤル24などを活用し、適切な受診を心がけます。
- ・地域医療や公衆衛生について学び、理解を深めるとともに、医療従事者に感謝の気持ちを持ちサポートしま す。

地域 (住民自治協 議会)

・地域でのサロン活動や出前講座の開催などを通して、介護予防、認知症予防、疾病予防をはじめとするさま ざまな予防活動(地域予防)に地域ぐるみで取り組みます。

行政

- ・一次救急医療、二次救急医療の提供体制を充実し、市民が求める安心な救急医療体制を確立します。
- ・在宅医療の推進と地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携のしくみづくりに取り組みます。
- ・看護師等医療介護人材の確保や育成に向けて取組を進めます。

[地域医療]

- 3基幹病院の輪番制により、伊賀地域の二次救急医療体制を維持しています。併せて、小児の二次救急医療体制を維持するため、民間病院への支援を行っています。
- 休日及び夜間の急病者の応急的な診療を行う応急診療所を開設しています。
- 市民が安心して暮らせるよう、多職種の連携強化や、患者やその家族もネット ワークの一員となった地域医療のしくみづくりに取り組んでいます。
- 周産期医療について、2025(令和7)年4月以降、伊賀地域で分娩や入院を取り扱う医療機関が市内1カ所のみとなっています。
- 国は医療 DX を推進し、受診、治療・薬剤処方などのデータの活用により、予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えようとしています。

● 伊賀地域の一次救急、二次救急医療について、医師、看護師不足などの影響により、将来的に安定した受け入れ態勢

● 安心して出産できる環境が維持できなくなりつつあります。

を確保することが難しくなる可能性があります。

地域包括ケアシステムの構築を図り、地域医療を推進します

- 一次救急・二次救急医療体制の維持・確保を図ります
- ●市民が安心して適切な医療が受けられるよう、3基幹病院や名張市と連携を図りながら関係機関への支援や定期的な協議を行い、一次救急、二次救急医療の提供体制の維持・確保を図ります。
- 市民が安心して出産し育てられる環境を維持・継続出来るよう周産期医療の提供体制の維持・確保を図ります。
- ●在宅医療と地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉ニーズのある人が、出来るだけ住み慣れた在宅で暮らし続けられるように、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」をベースに、医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー等の専門職が連携した支援のしくみづくりを進めます。
- ●看護師をはじめとする医療介護人材の確保・育成に向けた取組について調査・研究を行います。

[上野総合市民病院]

- 伊賀市の高齢化率は 30%を超え、少子高齢化、人口減少が進んでいます。 75 歳以上人口は、2030(令和 12)年頃にピークを迎えると推測され、これ からも救急や入院、看取りの需要が増大すると考えられます。
- 全国的な医師不足と偏在、看護師不足が問題となっています。
- 国においては、医療 DX の基盤となるオンライン資格確認や、電子処方箋を 導入してきました。現在、すべての医療機関で共有可能な標準型電子カルテ システムの整備に取り組んでいますが、当院の 2025(令和7)年2月時点の マイナ保険証の利用率は 21%に留まっており、マイナ保険証の利用率が伸び ていません。
- 新型コロナウイルス感染症は、5類へ移行したものの感染は継続しており、引き続き感染対策が必要です。また、今後において新たな新興感染症等の発生を見込んだ体制の整備が必要です。
- 市民病院の本館は、1978(昭和53)年に、建築され、築後47年経過し老朽 化しています。

- 高齢人口の増加に伴う医療需要の変化に対応し、必要とされる医療を提供していく必要があります。
- 安定した医療提供体制を継続するため、引き続き医師、看 護師等の確保を行っていく必要があります。また、医療資 源を有効活用するため、伊賀地域の医療機関との機能分 化・連携強化を図る必要があります。
- ●マイナ保険証の利用率の向上が必要です。また、電子処方 箋システムの導入が求められています。
- 新興感染症が発生、まん延した場合でも感染症対応と必要な医療の提供を両立していく必要があります。
- ◆市民病院本館等の老朽化対策を行っていく必要があります。

患者や市民が安心で信頼できる医療の提供に努めます

- ●二次救急患者の受入れを適切に行うとともに、地域医療支援病院や災害拠点病院としての役割を果たします。また、必要とされる医療ニーズに対応していきます。
- ●三重大学など各大学との関係を深めるとともに、医師の働き方改革への対応や職員の負担軽減を図ることによって、医 師、看護師等の確保に取り組みます。
- ●他病院と研修医や指導医の交流をはじめ、それぞれの医療資源を生かした交流を通じて、相互の医療の質の向上を図ります。
- ●受付窓口で案内するなどマイナ保険証の周知に努め、利用率を高めます。また、電子処方箋システムを導入します。
- ●新型コロナウイルス感染症などの感染症の院内感染対策に取り組み、患者が安全で安心できる医療を提供します。
- ●必要な施設、設備の更新を行うとともに、市民病院の老朽化対策について検討を行っていきます。

合市民病院

野

総

医

2-1 共生社会

めざす姿

助け合いや支えあいにより、住み慣れた地域で自分らしく 暮らすことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

⇒ 地域を支える人材を育成するために、福祉教育プログラムを充実させ、幼少期から地域への愛着を育みます。

大人も育つ

 少子高齢化により、地域とのつながりの希薄化や、生きづらさを抱える方の様々な課題に対し、分野を超えた横断的な包括的な支援体制の強化を進めます。

持続可能なまちを 未来に引き継く

- ⇒ 保健・医療・福祉分野の連携をさらに進めるとともに、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、地域と専門機関をつなぐ機能を強化していきます。
- 未来に引き継ぐ

 □ 地域共生社会を実現するためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべ

 ての人が役割を持ち、多様性を理解し、それを受け止めることが大切です。

<mark>つながりを結び直す</mark>

⇒ 地域や専門機関が協働して、市民の生活を支えられる体制づくりを進めます。

計画

地域福祉計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画

役 書

市民

- ・地域の生活課題に気づき、学び、課題解決に向け自ら取り組み、さらに広げる活動を主体的に行います。
- ・社会福祉、地域福祉の活動団体は、地域との結びつきを深めます。

(事業者や団体などを含む)

- ・まずは、一人ひとりが何ができるかを考えます。
- ・日ごろから家族や地域とのかかわりを持ち、お互いが助け合える関係性を築きます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・地域の生活課題に対して住民が主体的に取り組む協議体を、地域福祉コーディネーターとともに設置・運営 し、さらに実践例を地域間でも共有することで、協議体の活動をより充実させます。
- ・地域における見守り体制を構築します。
- ・市民から相談があった場合や、支援が必要と思われる人がいれば、必要に応じて相談支援機関につなげます。
- ・一人ひとりが生きがいを持って暮らせる、多様性を活かした「地域共生社会」の実現をめざします。

行政

共

相

談

つ

加

- ・本人・家族と民生委員をはじめとする地域住民や関係機関と連携・協働して支援を行います。
- ・地域や関係機関と連携することで支援を必要とする人を早期発見できる体制を構築します。

具体的な取組

現 状 課 題

〔共助〕

- 地域住民が主体的に地域課題の解決に向けて取り組むための 「地域福祉ネットワーク会議」を、38 の住民自治協議会に設置 しました。
- 「地域福祉コーディネーター」を配置し、民生委員と連携しながら、社会参加に支援が必要な人の「居場所」づくり等に取り組んでいます。
- 地域の福祉サービスの拠点地として設置している保健福祉施設の老朽化が進んでいます。
- 地域における支え合いの基盤の弱体化、つながり意識の希薄化に伴い、意図せず孤立してしまっている人や、困りごとを気軽に頼むこと
- ●特に、高齢者や障がい者等の移動手段や、大規模災害発生時に支援 が必要な人の情報共有、地域活動等の担い手不足等の課題が顕著 で、複雑化した地域住民の支援ニーズに対応する必要があります。
- 保健福祉施設の改修が必要となっています。

ができない人が増えています。

- 誰もが笑顔でいきいきといつまでも暮らせるように、支え合いやつながりが充実したまちをめざします
- ●地域福祉計画を推進するため、行政と社会福祉協議会との連携強化に取り組みます。
- ●地域福祉ネットワーク会議をベースに、地域福祉コーディネーターが中心となって地域の課題を把握し、人づくり、拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行い、課題解決力を高めながら、地域の活性化を推進します。
- 高齢者等の移動手段の確保について、福祉部局や公共交通担当部局と情報共有し、移動支援を必要としている地域の支援に ついて検討を行います。
- ●住民自治協議会や民生委員児童委員等と連携して、災害時に支援が必要な方の避難計画の策定に取り組みます。
- ●保健福祉施設の今後の在り方について、地域の意見を聞くと共に今後の方向性を検討します。

〔相談〕

- 高齢化率の上昇や高齢者世帯の増加に伴い、地域には様々な 生活課題が存在しています。
- 市民が抱える困りごとは複雑化・複合化し、対応が困難な事案が増加しています。これらの相談に対し、本人・家族、近隣住民や民生委員児童委員等の情報提供により、地域包括支援センターの専門職が支援を実施するとともに、地域の見守りや手助けを得て、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援しています。
- 個別課題だけではなく、地域全体における課題も多く、すぐには解決に至らないものがあります。
- 高齢者に対する虐待事案は年々増加傾向にあります。

〔つながり・社会参加〕

- 生活困窮者の支援として、専門職員による自立相談支援や住居 確保給付金事業、家計改善支援などを実施し、孤独・孤立に対す る中長期的な支援を実施しています。
- 生活保護制度では、最終的なセーフティネットとして相談・支援 を行い、自立支援と扶助費の適正支給に努めています。

- 早期に相談につなげ、必要な支援を提供していますが、多様化する 課題に対応ができるしくみを充実することが必要です。
- 適切な制度・サービス等につなげるためのスキルの向上が必要です。
- 従来の分野別の支援体制や既存の制度では対応が困難となる事案 に対しては、多機関協働による取組や施策の見直しを視野に入れた 対応を検討します。
- 地域のネットワークの構築や地域課題の発見を強化していく必要があります。
- 被虐待者の生命と財産を擁護するとともに、虐待者(養護者)の支援 についても継続した取組が必要であり、そのためには、早期に発見 し、対応することが重要です。
- 生活困窮者やその世帯が抱える複合的課題に対し、地域の関係者や 関係機関との連携強化が必要です。
- 単身高齢者の増加に伴い、低家賃の賃貸住宅の確保や緊急連絡先がない方へのサポートなど、住宅確保要配慮者への支援が課題です。
- 途切れのない一体的な支援を行うため、生活保護制度と生活困窮 者自立支援制度を連続的に機能させる必要があります。

住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します

- ●福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応します。
- ●地域福祉計画推進プロジェクトチームや相談支援包括化推進員会議等を活用し、課題解決に向けた施策の見直しに取り組みます。
- ●専門職が必要な支援を行うとともに、関係機関や地域と連携を図りながら住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援します。
- ●複雑な問題を抱える事案や地域課題については、多機関協働のもと役割を明確にしながら解決に向けて支援します。
- ●虐待防止については、すべての支援者が優先的に取り組みます。また、最善の養護者支援が提供できるよう協議し、社会資源 を活用しながら安全確保と再発防止に努めます。

相談者が抱える課題を多機関が連携して重層的支援を行い、相談者に対して伴走支援を実施します

- ●生活困窮者の多様な課題に対応するため、包括的な支援を提供し、制度の狭間に陥らないよう努めます。
- ●アセスメントを通じて個々の状況に応じた適切な支援を各支援機関と連携して行い、無理に自立を急がせず、段階に合わせ た継続的な支援を実施します。
- ●三重県や居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者が住まいを確保するため、行政・居住支援法人・不動産会社が情報共有 や協議を行うプラットフォーム(伊賀市居住支援協議会)を設置します。
- ●地域共生社会の実現に向けて、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の各担当者が両制度の相互の理解を深めること や、個別支援ケースの共有、関係機関との顔の見える関係づくりに取り組みます。

- 58 -

2-2 健康

めざす姿

牛涯を通じ、健康に暮らすことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

● 働く世代から健康を意識し、健診を受診するなど生涯健康に暮らすことができる身体づ くりを推進します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- 検診や出前講座など各種コンテンツの申込みを待つだけでなく、積極的に情報を提供し 申込みに繋げます。
- 健診の申込みに DX を取り入れ、受診しやすい体制を作ります。

⇒ 地域間、世代間、住民間の交流を進め、市一体となり健康増進に努めます。

<mark>つながりを結び直す</mark>

② 医師会や医療機関と連携し、検診の受診率向上に取り組みます。

計画

地域福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、いのち支える伊賀市自殺対策行動計画、 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び特定健康診査等実施計画

役

市民 事業者や団体

などを含む)

- ・生涯を通じ健康に暮らすことができる身体づくりに取り組みます。
- 事業者等は、職員の健康増進に取り組みます。
- ・健診の意味を理解し、健康を意識した生活を心がけます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・地域間、世代間、住民間の交流を進め地域一体となり健康増進に取り組みます。
- ・地域で健康づくり事業を実施し、健康を意識した生活の維持増進と健康寿命の延伸を図ります。

行政

- ・生涯を通じ健康に暮らすことができる身体づくりや健康教育の推進を図ります。
- ・ライフステージに対応した健康管理を支援します。
- ・健診結果やレセプトから、現状と課題を分析し、保健事業に取り組みます。

状 題 具体的な取組 [健康] 生涯を通じ、健康に暮らすことができる身体をつくります ● 健康相談、健康教育(出前講座・まちの講師)、訪問指導(面談・電 ● 検(健)診の目的・効果・必要性について、きめ細かな啓発が必要で ●健康相談や健康教育(出前講座・まちの講師)、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発や情報提供及び個別支援を実施 話)を実施しています。 ● 個別・集団がん検診を実施し、早期発見・早期治療をめざしていま ● 新たな感染症発生時に備えた事業継続に向け、状況に応じた対応 ●健康教育について、行政チャンネルやホームページ、SNS 等を通して啓発を実施します。 す。 策等が必要です。 ●働く世代へのアプローチのため、企業等へ出前講座などの活用について周知し、健康を保持・増進するための行動変容につ 健 ● 集団で実施するがん検診等は、感染予防に取り組みながら実施し ● 高齢者、生活困窮者、こども・若者、働く世代、女性(妊産婦)に対 なげ、健康寿命の延伸を図ります。 し、さまざまな分野との連携を強化し、自殺対策に取り組む必要が ています。 ●新たな感染症拡大に備え、適切な健康情報や保健事業の提供を実施します。 ● 各種検診の受診率向上のため、集団がん検診の WEB 予約、複数 あります。 ●出前講座や啓発活動を通し、心の不調やストレスに直面した時の対処法を身に着けることができるよう知識の普及をはか の検診の同時受診、休日に検診日を設けるなど様々な取組を実 ります。 施しています。 ● メンタルヘルスに関する出前講座や市内高校での啓発を実施して います。 [健康保険] 社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として国民健康保険事業の健全な運営を確保します ● 医療にかかる保険の給付等を行っています。 ● 医療費等が増加しており、一人あたりの医療費が県内の市町平均 ● 医療費の適正化に努めるため、特定健康診査を実施し、健診結果 ●特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業など疾病の予防に取り組むことで、医療費の適正化に努め、関係機関と協 より高くなっています。

- をもとに、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業を行って います。
- 国民健康保険阿波診療所を運営しています。
- 治療が必要だが医療機関を受診しない人の割合が高くなっていま す。
- 特定健康診査受診率は国の目標値より低いです。

- 基金残高が少ないことから安定的な財政運営が難しい状況です。
- 治療が必要だが医療機関を受診しないことにより、症状の悪化や 治療期間の長期化を招き、医療費の増大につながる可能性があり
- 特に 40、50 歳代の特定健康診査受診率が低く、受診を促す取組 が必要です。

- 力・連携し、健診の重要性を周知・啓発していきます。
- ●健診結果に対して無関心な層へアプローチし、生活習慣改善につながる支援に取り組みます。
- ●安定した国保財政を運営できるよう、毎年税率の見直しを検討していきます。
- ●阿波診療所の今後のあり方について検討を重ねます。

2-3 スポーツ

めざす姿

気軽にスポーツを楽しむことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ こどもから大人まで市民が生活の中で気軽に運動、スポーツに親しみ、こどもたちの健 全育成をはじめ、市民の体力向上や心身の健康増進が図られる環境の創出をめざしま す。

持続可能なまちを

- 既存施設の利用実態や老朽化の状況等を把握し、環境にやさしくエネルギー効率の高い 施設に改善し、誰もが安全に安心して利用できる施設環境の充実を図ります。また、災 害時には避難場所や支援拠点として有効活用します。
- 未来に引き継ぐ 😊 ホームページ・SNS 等の広報媒体を活用し、市内外の人々の興味、関心を高める取組を 進めます。
 - □ スポーツ施設へのオンライン予約システムの導入を進めます。

つながりを結び直す

■ 誰もが気軽に運動、スポーツを通じた体力向上や健康づくりができるよう、各種スポー ツ団体や指導者などの関係者と連携し、持続可能で多様なスポーツ活動の機会を提供し ます。

計画

スポーツ推進計画、スポーツ施設再編・整備計画

役

市民 事業者や団体

などを含む)

- ・自らの健康管理を目的にスポーツに取り組み、地域全体の健康増進につなげます。
- ・市が開催するスポーツイベントや教室などに積極的に参加します。
- ・自らがスポーツ実践者、推進者となり、地域スポーツ活動を広げます。
- ・利用者のニーズに基づいた提案を行い、施設づくりにつなげます。

地域 住民自治協 議会)

- ・スポーツ推進委員がリーダーになり、指導やサポートを行うことにより、住民の参加を促進し、地域全体で スポーツを振興します。
- ・地域のイベントとして、スポーツの体験会などを企画・運営し、スポーツに親しむ機会を増やします。
- ・地域のスポーツ施設を利用してスポーツに親しみ、世代を超えて交流が生まれる機会を増やします。
- ・市民の健康増進や地域のコミュニティの活性化を図ることを目的としたスポーツ推進計画に基づき、施策・ 事業を実施します。

行政

- ・学校や総合型地域スポーツクラブとの連携により、幅広い世代にスポーツの機会を提供します。
- ・指導者へ育成、研修等の機会を提供します。
- ・市民が気軽にスポーツを楽しめるようスポーツ施設を整備し、管理運営を行います。

現状 課 題 具体的な取組

[スポーツ活動]

- 2022(令和4)年6月にスポーツ推進計画を策定し、スポーツを「する」 | スポーツや運動離れが進み、スポーツイベントへの参加者数 「みる」「ささえる」の視点から、様々な取組を進めています。
- スポーツを通じた健康づくりや交流機会の醸成、こどもたちの体力向上 等を目的として、スポーツイベントを開催しています。
- 地域や団体が実施するスポーツ等の運動行事へ伊賀市スポーツ推進委 員を派遣し、実技指導を行っています。
- 教育現場で運動部活動の地域移行が段階的に進められています。
- 参加するこどもたちの減少傾向と総合型地域スポーツクラ
- 団体や実行委員会が主体的に事業を運営できるように、組 織の強化や運営方法の見直しを行う必要があります。
- のトップチームを身近に感じてもらい、地域の資源として捉
- 今後のアーバンスポーツの普及について、方向性を検証する

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

- ●スポーツイベントを、健康増進に留まらず地域の魅力発信や活性化につなげ、参加者数や交流人口の増加を図ります。
- ●学校や各団体と連携を深め、スポーツや運動が好きになるような取組を推進します。
- ●既存の事業や組織の見直しを行い、団体や実行委員会が安定的かつ主体的に事業を運営していけるよう支援します。
- ●スポーツに興味を持ってもらうため、スポーツチームと連携し、トップレベルのスポーツに触れる機会を創出します。
- ●アーバンスポーツについて、市民ニーズを把握し、普及促進と認知度向上をめざします。

[スポーツ施設]

- 公共施設最適化計画や 2021(令和 3)年 5 月に策定したスポーツ施設 再編・整備計画により、老朽化が進み利用率の低い施設の改廃を行って います。また、長寿命化対象としている施設について、大規模改修工事 を行いました。
- オリンピックの正式種目に採用されたスケートボード等のアーバンスポ ーツへの関心が高まっていることから今後の施設整備に向け、期間限 定で実証実験を実施しました。
- 学校施設の利用に関してオンライン予約システムを導入しています。

- は減少傾向にあります。
- ブの会員の高齢化等により、組織の存続が厳しい状況です。
- 日本女子サッカーリーグに所属する「伊賀 FC <ノー三重」等
- え、地域の活性化につなげていく必要があります。
- 必要があります。
- スポーツを安心して気軽に楽しみ、快適に観戦できる環境づ くりが必要です。
- スポーツによる交流人口の拡大に向けて、施設のユニバーサル デザイン化が必要です。
- 学校施設以外の施設予約に関して、利用者目線に立った利 用環境の整備が必要です。

スポーツ施設の安全性や利便性を高めます

- ●公共施設最適化計画及びスポーツ施設再編・整備計画に基づいて、施設の再編や長寿命化を進めます。
- ●施設の適切かつ効率的な管理運営を行い、より安全で時代に即したスポーツ環境の整備につなげます。
- ●スポーツ施設の利用率向上のため、DX を活用した予約システムの導入に取り組みます。

- 60 -

施

2-4 高齢者福祉

めざす姿

高齢者が、生きがいを持って暮らすことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 介護人材の高齢化が進んでいるため、こどもの頃から介護の仕事に触れる機会を設けるなど、将来的に介護人材の確保が図られるような取組を進めます。

持続可能なまちを

- ⇒ 地域社会の一員として役割を持ち、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域で暮らす「共生社会」をめざします。
- 未来に引き継ぐ 介護ロボットや ICT 等の導入について研究し、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に繋げます。

<mark>つながりを結び直す</mark>

- ⇒ 住民自治協議会、介護予防リーダー、いきいきサロン運営者、市内事業所、医療機関、 学校、認知症カフェ等と協働し、安心して過ごせる地域づくりを進めます。
- 章 権利擁護支援を充実させるため、伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携します。
- ⇒ 行政・介護関係事業所が一丸となり、介護人材の育成に取り組みます。

計画

地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画

役 割

市民 (事業者や団体

などを含む)

- ・健康に留意した生活を心がけます。
- ・フレイル予防のため、栄養、運動、社会活動や交流、口腔機能の維持に努めます。
- ・認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症について正しく知る機会を持ちます。・自身や身近な人の認知症を疑う時は、早めに専門機関に相談します。
- ・権利擁護支援を必要とする状況に気付けるよう、住民同士のつながりや支え合い、制度の理解に努めます。

地域 (住民自治協

議会)

- ・介護予防リーダーやいきいきサロン運営者等と連携し、地域の健康寿命を延伸します。
- ・地域ぐるみで認知症への理解を深める取組を進め、地域で暮らす認知症の人の困りごとに、住民が可能な範囲で対応できる知識を身に付けます。
- ・孤独・孤立の状態に置かれている人の情報を得た場合、相談窓口へ繋げます。
- ・介護事業所と交流し、連携してお互いに支え合う関係をつくります。
- ・データに基づき、健康寿命の延伸に資する事業を計画的に進めます。

行政

- ・認知症サポーター養成講座等を通して、わかりやすい認知症知識の普及啓発に取り組みます。
- ・中核機関である伊賀市地域福祉後見サポートセンターへの適切な整備・運営支援を行い、各関係機関等が重 層的なしくみとなるよう実施体制の検討を進めます。
- ・新たな介護人材を確保し、介護人材の定着をめざすための支援制度を検討します。

具体的な取組 状 課 題 現 [保健・介護予防] 高齢者が要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸をめざします ● 後期高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人の増加が予想され ● 健康に無関心な人は、健診や医療を受診していない割合が 高いため、保健指導の機会を確保していく必要があります。 ●医療・介護のデータ分析を通して高齢者の健康状態を把握するとともに、地域の健康課題の整理・分析を行います。 ● 自らの健康や介護予防に関心があり、積極的にフレイル予防に取り組む ●伊賀市では通いの場への参加率が国の目標を下回ってお ●健診・医療等のデータから、健康リスクのある高齢者を抽出し、専門職による訪問指導、健康講座等を実施することで、 健 高齢者がいる一方で、健康に無関心な人が相当数います。 り、多様な通いの場の創設、参加者の増加を図る必要があり 疾病の重症化予防を図ります。 ● 伊賀市の介護認定率は、三重県平均より高い状況にあります。 ます。 介護 ●地域の高齢者の集まりや通いの場へ専門職が出向き、介護予防等に関する知識の普及、健康教育等を実施します。 ● 通いの場に参加することで、転倒や認知症、うつのリスクを低下させる 予防 等の介護予防効果が得られます。 ● 伊賀市では 2021(令和3)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体

[認知症]

● 2040(令和 22)年には高齢者の 6.7 人に1人が認知症になると見込まれています。

的事業に取り組み、高齢者の健康づくりに関係する部署が連携し、一体的

- ■認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、認知症や認知症の人への理解を深めることで、認知症の人や家族が安心して地域で過ごせる共生社会の周知啓発に努めています。
- ■認知症や認知症の人に対する誤解や偏見があるため、共生 社会の実現に向けて、地域の人々が正しい知識を得ること が必要です。
- ■認知症があっても地域住民の一人として、尊厳と希望を持って自分らしく暮らすことができるよう施策を展開する必要があります。

認知症

齢

福

ス

- 認知症があっても自分らしく暮らすことができるよう、安心して過ごせる場所作りや、正しい知識の普及啓発を進めます
- ●認知症に対する正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」をひとりでも多く養成します。
- ●認知症カフェの開催、チームオレンジ活動、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応等の事業を推進し、認知症により困りごとを抱えた人とその家族を支援します。

〔高齢者福祉サービス〕

にサービス提供を行っています。

- 第7次高齢者福祉計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を営むことができるよう介護保険の制度改正に対応した福祉サービスを提供しています。
- 一人暮らしや高齢者世帯が増え、日常生活を送る上で身体上等の理由 により不安を感じる人が増えており、今後ますます家族や身寄りのない 人の相談件数が増加する傾向にあります。
- 伊賀市地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています。
- 生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に対する事業の周知とともに、 介護保険制度の改正も踏まえたサービスの内容及びその在り方についての検討が必要です。
- ●成年後見制度はまだまだ馴染みがなく、市民に身近な制度とはいえない現状であるため、制度や伊賀地域福祉後見サポートセンターの周知・啓発に努める必要があります。

高齢者やその家族のニーズに応じたきめ細かい支援に向けて事業の充実と利用促進を図ります

- ●高齢者やその家族のニーズに応じたきめ細やかな支援について、利用促進を図ります。また、適宜見直しを行いながら 継続的に行うことで、更なる福祉サービスの充実を図ります。
- ●一人暮らし高齢者の日常生活の安全確保と離れて暮らす家族の不安解消のため、緊急通報システムなどの周知を更に 強化し、高齢者の自立生活に向けた支援に取り組みます。また、高齢者の栄養バランスのとれた食事の確保と健康で自 立した在宅生活を維持していくための見守り支援として、安否確認を兼ねた配食サービスを継続して行います。
- ●伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携し、利用者本人の意思を尊重した生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。また、日常生活自立支援事業との連携を図るなど、スムーズに制度が利用できるよう体制づくりを進めます。

- 61 -

介 護保険サ

〔介護保険サービス〕

- 第9期介護保険事業計画に基づき、多様な介護ニーズに対し柔軟に対 応できるよう、居宅、施設サービス等の充実を図っています。
- 少子高齢化により生産年齢人口が減少し、介護人材の不足が深刻な状 | 介護人材の不足により今後も増加すると想定される介護需 況になってきています。
- 現在就労中の介護従業者の高齢化も進んでおり、後継者となる新たな 介護人材の確保が思うように進まず、事業を維持していくことが難しい 事業所が増加しています。
- サービスを利用するうえで欠かせない介護支援専門員(ケア マネジャー)等の人数が年々減少しています。
- 要に対応できなくなる恐れがあり、さらなる処遇改善等、早 急に対策を講じる必要があります。
- 介護支援専門員等は、定期的に資格の更新手続きが必要で あり、その際に相応の費用負担が必要です。

介護人材を確保し、持続可能な介護保険制度を維持します

- ●介護サービスの質の向上を図るため、介護人材の確保・定着・育成について総合的に取り組みます。
- ●介護人材の確保や育成を行うための支援策について、関係機関の意見や他市の施策の情報収集に努め、新たな制度設 計に向けて取組を進めます。
- ●市内の居宅介護支援事業所と連携し、市内の高校などで学生向けに、実際にケアマネジャーとして活躍している方々か ら、介護職の魅力ややりがいを発信してもらい、少しでも介護職に興味を持ってもらうよう取組を進めます。

2-5 障がい者福祉

めざす姿

障がい者が、自分らしく暮らすことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- 障がいのあるなしを問わず、個人として尊重され、すべての人が自由に社会参画できる ユニバーサルデザインの理念に基づいた暮らしやすいまちづくりをめざします。
- 章 障がい福祉の仕事の魅力を伝え、人材確保につながる取組を進めます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

● 透明字幕表示ディスプレイを設置するなど、円滑でわかりやすい窓口対応のための環境 を整えます。

- ⇒ 地域や障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、効果的な支援を行います。
- <mark>つながりを結び直す</mark> ♥ 障がい者地域自立支援協議会を通じたネットワークづくりをさらに強化していきます。

計画

地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画

役

市民

事業者や団体 などを含む)

- 障がいのある人の人権に関する理解と認識を深め、行動し、障がいを理由とする差別の解消に努めます。
- ・関係団体・機関は、障がいのある人の理解と認識を深めるための啓発活動等を障がいのある人の参画を得な がら行います。
- ・企業(事業者)は、障がいのある人それぞれの特性に応じた働き方を認め、就労機会を提供します。

地域 (住民自治協 議会)

障がいのある人を支援する地域福祉活動を推進します。

を支援できる体制整備に取り組みます。

・福祉法人等関係機関との連携を密にし、障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らすことのできるま ちづくりを進めます。

行政

- ・特定相談支援事業所など関係機関が連携し、支援を行います。
- ・障がいのある人の自己選択・自己決定を支援するため、多様な選択肢を整え、情報として提供します。
- ・障がいのある人の権利を擁護するため、障がい特性等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

現状 題 具体的な取組 [障がい者相談] 地域で自立した日常生活や生き生きとした社会生活を送ります ● 障がいのある人の生活課題は複雑化してきており、一世帯で生活 ● 支援者のスキル向上に加え、多機関協働の重層的な取組を推進し ●虐待事例や支援が困難とされる事例への対応については、虐待検討委員会や相談事例調整会議などを活用し、関係機関か 困窮や虐待、高齢等に起因する複合的ケースが増加傾向にありま ていく必要があります。 らの意見をいただきながら解決方法を検討します。 ● 基幹型センターでは特定相談支援事業所をはじめとした関係機関 L١ す。 ●市として一般的な相談支援を展開しつつも、市と特定相談支援事業所の役割分担を明確にするとともに、事業所への助言 ● サービス利用や生活上の困りごと等について、障がいのある人や への助言指導を行うことから、高度かつ専門的な支援を提供する を積極的に行うことで、特定相談支援事業所を中心とした相談支援体制をこれまで以上に確立します。 ための人材確保が必要です。 その家族などから相談を受けています。 ● 市直営による基幹型の障がい者相談支援センターを設置し、専門 職により関係機関へ支援を行っています。 [障害福祉サービス] 障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充足に努めます ● 障がいのある人の生活と社会生活が向上するよう、個々のニーズ | ● 適切な支援を行うため多職種の支援者間で連携が必要です。 にきめ細かく対応すると共に、質の高い障害福祉サービスが必要 ● 障害福祉サービスを提供するため、支援体制の充実を図ることが ●伊賀圏域障がい福祉連絡協議会等における各種部会において、障害福祉サービス事業所がネットワークを強化し、事例検 とされています。 重要です。 討やスキルアップ研修などに取り組むことで障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。 ●福祉人材を確保するため、福祉への入口となり得る福祉従業者研修への支援等に取り組みます。 ● 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域で ● 現場においては支援を行う人材の確保が必要です。 ● 緊急時の受入れの際、障害福祉サービスを利用していない場合、 ●個々のニーズに応じた支援を行うため、障害福祉サービス等について周知します。 生活している障がいのある人やその家族の緊急事態にも対応で きるよう地域生活支援拠点の整備を進めています。 福祉関係者との繋がりがなく受入れが難航する場合があります。 ●地域における複数の事業所が分担し、地域生活支援拠点等の機能を担い、地域全体で重度化・高齢化した障がいのある人

2-6 環境

めざす姿

豊かな自然環境を守り、次代へ引き継ぐ

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ ⇒ 安心して生活できる環境を形成し、豊かな自然を次世代につなぎます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ ● 地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進することで、かけがえのない伊賀の自然を守り、未来を担う次世代のこどもたちに引き継ぐ体制を構築します。

つながりを結び直す

されています。

● 毎年市外の約 250 団体から、約 20 万トンの一般廃棄物が搬入

市民や民間事業者との協働により、脱炭素社会の構築を図ります。

計画

環境基本計画、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、生活排水対策推進計画

役 害

市民 (事業者や団体

などを含む)

・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。

・事業者は、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講じ、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ります。

・環境の保全に関する施策に協力します。

地域 (住民自治協 議会) ・共通の環境課題を有する住民自治組織をはじめ、様々な主体との連携や交流により、自然環境の保全に努めます。

行政

・施策の検討及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し、環境負荷の低減を図ります。

●市外から搬入される一般廃棄物に対しては、区域外の一般廃棄物の受入に関する審査会において審査を行い、適正処理に

・環境保全のための啓発を行い、市民の意識向上を促進します。

現状	課題		具体的な取組
〔環境保全〕● 2024(令和6)年4月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、	● 本市の二酸化炭素(CO₂)排出量を効率的に削減するには、市内事	地	也域資源を有効活用した地域活性化、レジリエンス強化等をめざします
事業者、行政が一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしています。 ● 宣言を踏まえ、二酸化炭素(CO ₂)排出量を抑えるごみ袋の導入や個人向けの太陽光発電設備への補助、J-クレジット制度の導入などに取り組んでいます。 ● 二酸化炭素(CO ₂)自治体排出量カルテ(2022(令和4)年度)では本市の二酸化炭素(CO ₂)排出量の約 70%を、産業部門が占めており、全国平均(42%)と比べて高いことか特徴です。	業所の協力が必要不可欠ですが、民間事業者の経済活動を抑制せずに地域脱炭素社会を実現する必要があります。	環 境 保 全	市民や民間事業者が、自ら意欲的に二酸化炭素(CO2)の削減に取り組むための指針となる「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。 市公共施設における J-クレジット制度の活用を推進するとともに、民間事業者等へも導入が広がるよう啓発につなげます。 再生可能エネルギーの普及やクーリングシェルターの取組など、公民が連携して脱炭素社会の実現をめざします。
 【生活環境】 ●市民が安心・安全に暮らすことができる生活環境を維持するため、市内の河川で水質調査を行っていますが、環境基準が設定されている河川の市内8地点における過去5年間の水質調査では、2021(令和3)年にBOD(生物化学的酸素要求量)の基準を達成できなかった地点がありました。 	 排水規制の厳格化が進むにつれて、工場・事業所からの排水は改善されてきましたが、河川の水質を改善するためには、生活排水対策を進める必要があります。 将来に渡り良好な生活環境を確保するため、継続した環境保全の取組が必要です。 	生 活 環 ・	市民の良好な生活環境を維持します。 中内河川 15 地点の水質調査を継続して実施し、水質の状況を把握します。 全生活排水対策推進計画に基づき生活排水対策を進めます。 自動車騒音の調査や臭気等の調査を継続して行います。 ・ 土壌汚染等の未然防止を図ります。

努めます。

● 市外から持ち込まれる一般廃棄物の量が年々多くなり、市への環

境負荷が増加しています。

2-7 廃棄物

めざす姿

ごみ減量化やリサイクルが定着し、循環型社会が構築されている

みんなのテーマ

こどもが育つ、大人も育つ

○ ごみの資源化を推進するため、地域や学校と共に取り組みます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

● 4R(リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル)を推進し、ごみ減量化や資源化のさらなる推進を図ります。

つながりを結び直す

⇒ 持続可能なごみの適正処理の確保に向け、周辺市町村と連携したごみ処理広域化の取組を進めます。

計画

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

役割

市民 ^{(事業者や団体}

・ルールに従ったごみの分別排出を徹底し、周囲にも呼びかけます。

・事業者、行政、住民自治協議会等による資源回収を利用しながら、地域における環境美化活動等に積極的に 参加します。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・さまざまな情報を収集し、事業者や行政と協力してごみの発生抑制やリサイクルの推進に取り組みます。
- ・ごみ分別の徹底を啓発するなどごみ減量化や再資源化の取組を進めます。

行政

・ごみの分別の徹底について啓発し、ごみを削減します。

・適正に、し尿・浄化槽汚泥の処理を行います。

・さくらリサイクルセンター、浄化センターでは施設を公開し、市民に施設の役割について理解を促します。

題 状 具体的な取組 〔ごみ処理〕 持続可能なごみ処理体制を維持するため、ごみ処理コストの低減や不法投棄の防止に努めます ● 可燃ごみについては、さくらリサイクルセンターを中継施設として ● ごみ処理コストの削減を図るとともに、ごみ処理の広域化など持 民間業者に処理を委託し、処理経費の縮減を図っていますが、施 続可能なごみ処理体制を検討する必要があります。 ●ごみの排出抑制やリサイクルの取組の普及・啓発に努め、市民1人当たりのごみの排出量を削減することで、ごみ処理コスト 設の老朽化による修繕経費の増加に伴い、可燃ごみ処理コストが の削減を図ります。 ● 伊賀市のごみの資源化率は、排出量全体の10%となっており、引 増加しており、年間の市民1人当たりの処理コストは 18,119 円 き続きごみ分別の徹底を推進する必要があります。 ●持続可能なごみの適正処理態勢を確保するため、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の4市町村でごみ処理の広域化を で、全国平均 17.128 円、県内平均 16.096 円をいずれも上回 ● 未だに、人目に付きにくい山間部では、不法投棄が後を断ちませ 検討します。 っています。 ●ごみの4R(リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル)の取組を推進し、ごみの資源化に努めます。 ●引き続き地域や警察と連携し、不法投棄の防止・早期発見に努めます。 ● 中継施設については、2033(令和15)年度末に地元との操業協 定の期限を迎えることから、周辺地域との広域化・集約化等を検 討する必要があります。 ● ごみの排出量を削減するため、ごみの分別収集に取り組んでいま す。 ● 地域や警察と連携して巡視活動を行った結果、2021(令和3)年 度に 7,000kg だった不法投棄の回収量が、2024(令和6)年度 には 5,895kg にまで減少しました。 [し尿処理] 生活排水を適正に処理します ● 浄化センターは、2020(令和2)年 12 月より施設の運転管理を ● 処理排水は、国等が定める安全基準値を守り続ける必要がありま ●定期的に処理後の放流水の排水検査を行い、適正に処理されていることを確認します。 15 年間の長期包括運転管理事務により委託し、市内のし尿・浄化 処 玾 槽汚泥全般について、モニタリングを適切に行うなど適正処理を 行っています。

河川などに排水する施設を都市下水路事業等により行っています。

2. くらしをささえる

めざす姿

安全でおいしい飲み水と、美しい水環境を守る

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

● 地域の学校との連携を図り、浄水場の施設見学を通じ、上下水道のしくみや水の浄化につい て学ぶ機会を提供し、水の循環を含む水環境に関する教育活動を実施します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

 □ 上下水道施設の耐震化、老朽化施設の更新を進め、水の供給と衛生環境の維持を確保しま す。

□ 上下水道施設の統廃合及び長寿命化対策を進めるとともに、合併処理浄化槽の推進を図り

- 各種申請の電子化、上・下水道管路台帳システムを統合し、ホームページ上で閲覧できるよう 検討します。
- ⇒ 省エネルギーを促進する設備の導入等、環境負荷の低減を図ります。

つながりを結び直す

⇒ 地域の住民や企業、行政が協力して、美しい水環境を守ります。

計画

水道事業基本計画、水道事業経営戦略、上水道事業アセットマネジメント計画、水安全計画 国土強靭化地域計画、上水道管路耐震化·更新計画、下水道事業経営戦略、 生活排水処理施設整備計画、下水道施設統廃合計画

役

市民

・良好な水環境を維持することに努めます。 事業者や団体 などを含む)

地域 住民自治協 議会)

・公共下水道及び農業集落排水エリア外において、良好な水環境を維持するため、汲み取り式便槽や単独処理 浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。

・自分たちの住む地域の水環境に関心を持ち、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

行政

・水道事業と下水道事業が連携し、水道の水源から下水道処理の放流先河川の水源までをトータルに考え、環 境負荷の少ない地球にやさしい水環境の構築を図ります。

・環境施策の一環として、総合的な水環境行政の推進、効率的な事業運営による経営基盤の強化により、持続 可能な上下水道事業を展開します。

具体的な取組 現 状 課 題 [上水道] 安全で持続的な水道水の供給を行います ● 近年、原材料・燃料高騰や、老朽化施設の更新事業費が増大している中、人 ● 上下水道に関する受付や申請・施設管理などの業務の一部を外部に委託 口減少等に伴う水道料金収入の減少で水道事業における財政事情が厳し するなど、経営の効率化を計ってきましたが、想定以上の物価高騰や人件 ●水道事業基本計画及び経営戦略を見直し、改めて老朽施設の統廃合による事業の効率化や水道料金の い状況が続いています。 費高騰等大きな社会経済情勢の変化に直面し、安定した経営が困難にな 見直しの必要性について、検討を進めます。 ● 給水範囲が広いことから、多くの水道施設があり、管路延長も 1,372 kmと りつつあり、持続可能な水道事業運営のための経営改善が必要です。 ●水道耐震化・更新計画に基づき国の補助事業を活用し、重要給水施設への配管を中心に耐震化を進める 長く、老朽化したインフラの整備が進んでいない状況です。 ● 災害時に備え、配水池から行政機関や救急医療機関等の重要施設までの ほか、老朽管の更新を進めます。 ● 老朽管路の漏水などが原因となり、給水した水のうち料金収入に繋がる水 管路の耐震化を進める必要があります。 ●漏水の多い配水系統別に詳細な漏水調査を実施し、有収率の改善を進めます。 の割合(有収率)の低下が続いています。 ● 多くの水道施設や長い管路を維持管理、更新するためには多額の費用を 要するため、施設の統廃合が必要です。 ● 管路延長が長く、表面に現れない漏水が多発しているため対策が必要で す。 [下水道] 汚水処理人口普及率の向上を図り、快適な生活環境で暮らせるまちづくりを進めます ● 河川の汚れの主な原因の一つは、各家庭の台所や風呂など日常生活の営み ● 下水道事業においては、多くの施設で老朽化に伴う更新費用の増大や、 から出される生活排水と言われています。 人口減少に伴う使用料の減少、低密度人口処理区を多く抱えていること ●生活排水処理施設の見直しを行い、計画的に工事を実施します。 ● 生活排水対策として、特性や経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効率 などから汚水処理施設に係る事業運営の厳しさが増しており、効率的な ●持続可能な下水道事業運営のため、新たな官民連携方式であるウォーターPPP の導入に向けて検討を 的な整備を行うため公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水 事業運営が一層求められているところです。 進めていきます。 ● 集合処理事業エリア外では、汚濁負荷の高い、し尿汲取り式や単独処理浄 等の各種の汚水処理事業を行ってきました。 ●合併処理浄化槽事業では、補助金を活用した事業を推進し、し尿汲取り式や単独処理浄化槽を利用して ● 生活排水処理施設整備計画に基づき、施設の広域化・共同化については、 化槽を利用している家庭もあることから、環境保全のため合併処理浄化 いる家庭への更なる転換の促進を図るため、2026(令和8)年度まで補助金の加算措置を行っていま 長期的な視点から適切な処理区域の見直しを行っており、既に一部の処理 槽への転換が必要です。 区では統合に向けた工事を始めています。 ● 市街地では、昭和時代に整備された排水管や都市下水路管、背割り水路 ●市街地では、住み良い都市環境の整備として、課題となっている背割り水路の問題や既設下排水路の整 ● 集合処理事業が見込まれない地域では、合併処理浄化槽による個別処理方 等を使用し、雨水排水、浄化槽排水、雑排水が排出されているため、施設 備や浸水対策について検討を進めます。 式による排水対策を行うことで、生活環境の改善や水環境の保全に寄与し の老朽化や能力の不足が懸念されます。 ています。 ● これらの取組により、伊賀市の汚水処理人口普及率は 2024(令和6)年度 末現在84.6%となっています。 ● 雨水排水対策として、市街地の浸水を防ぐことを目的に、雨水を排除して

2-9 都市政策

めざす姿

適正な土地利用や移動しやすい道路ネットワークにより まちの魅力を高める

みんなのテーマ

こどもが育つ、

- ⇒ 郷土伊賀市への愛着、誇りを育みます。
- 大人も育つ ⇒ 地域の誇りとなる景観保全や良好な景観を創出します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- ⇒ ハザードマップの周知徹底等、災害リスクの低減に向けた取組を行います。
- ◎ 災害時の物資輸送道路の確保や維持管理、橋梁の耐震補強を行い、災害に強い道路整備や 維持管理を行います。
- ⇒ 既存内水排水対策施設の維持管理を徹底し、施設機器の長寿命化に努め、必要な更新等を 行います。
- 公共施設の長寿命化・省エネルギー化を図り、災害時でも事業継続や早期復旧できるよう に設計を行います。

つながりを結び直す

● 伊賀流多核連携型都市の実現をめざし、全市統一の制度である伊賀市の適正な土地利用 に関する条例に基づいた土地利用管理を地域と連携して進めます。

計画

都市マスタープラン、土地利用基本計画、立地適正化計画、景観計画、

歴史的風致維持向上計画、公共サイン整備ガイドライン、道路整備計画、国土強靭化地域計画、

舗装修繕計画、通学路交通安全プログラム

役 割

市民 事業者や団体

などを含む)

- ・コンパクトシティに向けた取組に、自らも参画するため、関係する計画内容を理解します。
- ・地域の美しい景観を知人や訪問者に伝え、建築の際には景観との調和を大切にします。
- ・道路の異常等を発見した時は、市や地域へ速やかに通報します。
- ・消防団は、内水排水対策施設が災害時に支障がないよう努めます。

地域 住民自治協 議会)

- ・地域資源を活用して魅力を高め、地元企業を支援し、地域経済を活性化することにより、持続可能なまちづ くりを推進します。
- ・「うえのまち風景づくり協議会」を中心に周知啓発活動を行います。
- ・地域の困りごとや道路、河川の整備の要望を取りまとめ、市に報告します。
- ・生活道路における除草などの日常管理について、市と協力して行うことができる体制づくりを強化します。
- ・内水排水対策実施地域内の浸水想定区域の周知を徹底します。

- ・土地利用の分析を行いながら、必要に応じ土地利用基本計画の見直しを行う等、適切な土地利用に努めます。
- ・コンパクトシティに向けた取組に関係する計画内容の情報発信等を行い、学べる場の提供を行います。

行政

- ・ふるさと風景づくりに関する施策を実施します。
- ・地域からの要望に対して、優先度を考慮し、道路や河川の維持管理や整備を進めます。
- ・日常的に道路パトロールを実施し、点検整備を行うとともに、速やかに市民からの通報に対処します。

状 題 具体的な取組

[都市計画]

- 土地利用基本計画に基づき、市内を 10 区域に分け、適正な用途 を推進しています。
- 立地適正化計画で都市化区域を定め、コンパクトシティをめざして います。また、追補版では災害対策重要地区を設定し、災害リスク の認識を高めています。
- 人口減少対策には、産業誘致による雇用創出が重要です。限られ た産業用地のみでの選択は、立地条件に合わなく、企業流出のリ スクが高くなります。
- 立地適正化計画の誘導区域内への誘導については、強制力を伴う ものではなく、対象施設の立地件数も少ないことから、年度毎の 誘導率に差があります。

都

市

計

画

観

道

路

- 高密度で効率的なコンパクトなまちづくりと公共交通等が組み合わされた、将来的に持続可能な多核連携型の都市構 造をめざします
- ●関係事業者と連携し、産業施設の立地希望区域を調査することにより、土地利用基本計画も考慮しながら誘致出来るか否 かの検討を行います。
- ●立地適正化計画に関する専用動画を新たにアップロードするなど、誘導率の維持及び向上に向けた周知活動を強化しま

[景観・公園]

- ●「うえのまち風景づくり協議会」の開催を重ね、城下町の景観保 全・形成に関する情報を共有することで、魅力ある景観形成に向 けた理解が少しずつ進んでいます。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、緊急度・重要度が高い施設から 順次更新しています。
- ●家屋の新・改築等において、生活様式の変化から、下水道区域外と なったことによる道沿いへの合併処理浄化槽の設置や、自家用車 の駐車場確保等により、景観形成基準に適合させる事は、少なか らず私権を制限する事になることから、景観に関するさらなる意 識の醸成を図るとともに、景観計画を見直す必要があります。

景観に関する市民意識の高揚を図ります

- ●自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざすために、関係各所との調整を行い、景観に関する市 民の理解促進を図ります。
- ●景観計画見直し業務を行い、将来にわたる景観保全の施策を推進します。
- ●都市施設の整備や老朽化施設の維持補修や更新については、緊急度・重要度の高い施設から順次整備します。
- ●公共サインを整備する際には、公共サイン整備ガイドラインに基づき設置者に対して助言を行います。

〔道路·河川〕

- 市は 2.300kmを超える道路と付属施設を管理しています。
- 2020(令和2)年度から計画的に河川の浚渫を実施しています。
- 市は 1,500 橋を超える橋梁を管理しており、計画的に点検整備 を実施し長寿命化に取り組んでいます。
- 浸水被害対策として、淀川水系河川整備計画に基づく上野遊水 地・川上ダムの運用、河川改修や河道掘削を進めます。
- 生活圏の内水排水対策として、地域を流れる小河川や排水路に は、浸水被害の発生を軽減するために、複数の内水排水ポンプが 設置されています。
- 国などに要望等を行うため同盟会を設立し、事業を進めており、 今後の事業推進や人材の確保などを要望します。

- 道路の効果的な整備や持続可能な管理を続けるためには、地域と 連携し、計画的な修繕や整備を行うことが必要です。
- 河川の浚渫により発生した土砂の処分に苦慮しており、残土処分 地の提供など地域の協力が必要となっています。
- 橋の老朽化が進んでいますが、すべての橋を管理していくことは 難しいため、橋の集約や撤去が必要です。
- 予測が困難な線状降水帯が発生する可能性があることから、河川改 修や河道掘削工事などの対策を継続的に実施することが必要です。
- 内水排水ポンプなどの大規模な改修が必要になることが予想され ますが、これらの改修費用に対する国庫補助事業などが存在しな いことが課題となっています。
- 名神名阪連絡道路要望など中部・近畿両方の地方整備局をまたぐ 事業の場合、どちらが主体となるか、国による調整を待つ必要が あり、計画実施が遅くなることがあります。

安全・安心な道路ネットワークの確保を行い、災害に強いまちづくりを進めます

- ●国土強靭化計画に基づく国の補助金などを積極的に活用し、道路の整備や管理を行います。
- ●安全・安心な市民生活を守るため、河川内の堆積土や樹木を除去し、河川環境の保全を図ります。
- ●橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、AI やロボットなどの新技術を取り入れ、効果的にメンテナンスを行います。
- ●橋梁の集約や撤去に向けて地域との協議を進めていきます。
- ●道路・河川事業等が迅速に完了するよう、必要な予算を確保するため、国、県、関係機関への要望活動を積極的に進めま す。
- ●突発的な災害発生時にも迅速な緊急対応が可能となるよう、内水排水ポンプなどの施設の日常的な維持管理の徹底を行 い、災害対策の充実を図ります。
- ●施設機器の安定した運転のため、定期的な点検を行い、適切な管理を行います。
- ●名神名阪連絡道路の早期実現を図るため、三重県・滋賀県が主体となる有識者委員会で早期に優先区間を選定し、続いて ルート帯を選定されるよう国へ要望していきます。

- 67 -

2-10 住宅

めざす姿

だれもが安心して住むことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 郷土への愛着を持ち、豊かな心を育むため、こどもも大人も快適に暮らせる住環境を創出しま す。

持続可能なまちを

- ⇒ 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、除却工事等の促進により、木造住宅等の耐震化を進め
- 未来に引き継ぐ ⇒ 公営住宅等長寿命化計画による市営住宅のマネジメントを強化します。
 - ⇒ 空き家の流通・再生や古民家再生活用を促進します。

- 住まいのセーフティネット機能を活かしたまちづくりを進めます。
- <mark>つながりを結び直す</mark> ② 連携協定団体や空家等管理活用支援法人と協働した空き家対策を推進します。
 - ⇒ 住民自治協議会と連携し、地域とのつながりを強化します。

計画

国土強靭化地域計画、建築物耐震改修促進計画、公営住宅等長寿命化計画、 空き家対策計画、古民家等再生活用指針、中心市街地活性化基本計画、 歷史的風致維持向上計画、立地適正化計画

役

市民 事業者や団体

などを含む)

- ・建築物等の耐震化について、建物所有者が地域の問題として認識し、取り組みます。
- ・空き家の所有者として適正管理に努めます。
- ・事業者は活用可能な空き家の流通や活用に向けて取り組みます。
- ・所有者などとの関係性の構築に努めます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・住宅・建築物の耐震化など防災力を高めるため、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持ち、課題 等を認識し共有します。
- ・空き家化の予防に向けて地域全体で所有者の把握に努めます。

行政

- ・耐震性が不足する住宅及び民間建築物における耐震診断・耐震改修の促進を図るための情報提供及び支援事 業等を推進します。
- ・市営住宅の建替・改善については、市民や関連事業者と協議し、民間活力の導入及び民間賃貸住宅の借り上 げも含めた検討を行います。
- ・空き家の適正管理を推進することで空き家化の予防に向けて、各種団体などと協力します。

現状 題 具体的な取組 課 [耐震化] 南海トラフ等の大規模地震に備え、木造住宅等の耐震化を推し進めます ● 2023(令和5)年度末の住宅・土地統計調査では、伊賀市における住宅の ● 懸念されている南海トラフ地震に備え、耐震化をさらに推し進 耐震化率は85.1%で、全国の耐震化率約90%と比較して低い状況となっ める取組が必要です。 ●市民の生命や財産を守ることができる住まいの安全を確保するため、耐震診断・耐震改修に係る情報提供(出前講座・庁 ています。 内パネル展示・対象住宅への戸別訪問等)により、耐震事業の啓発を行います。 【住宅·土地統計調査】 ●耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、建物除却工事、ブロック塀撤去工事、耐震シェルター設置工事等に対する支援 居住世帯のある住宅総数に対する、1981(昭和 56)年以降に建築した全 ての住宅及び1980(昭和55)年以前に建築した耐震性のある住宅戸数の ●耐震補強工事のコスト低廉化工法の周知を図り、安価な工法での普及を図ります。 割合 ● 耐震事業の補助金により、耐震診断の申請者負担はありませんが、耐震補 強工事については申請者の費用負担が高額となることもあり、耐震診断か ら耐震補強工事への移行が年間1~2件程度となっています。 ● 建築物耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化の目標を定めて おり、住宅の耐震化率の向上に向けて、年2回の戸別訪問やパネル展示等 の広報活動を行っています。 [市営住宅] 市営住宅の効率的かつ円滑な更新をめざします ● 2024(令和6)年度末の伊賀市の市営住宅の管理戸数は 1.564 戸で、こ ● 住宅ストックの現状を考慮しつつ、効率的・効果的に市営住宅の れらの住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用することは重要な 活用(建替、用途廃止、改善、維持管理)を実施していく必要があ ●国の交付金事業を活用した屋上防水改修工事等の長寿命化型改善を継続して実施し、入居者が安全・安心に居住するた 課題となっており、2013(平成 25)年に公営住宅等長寿命化計画を策定 めの居住環境を提供します。 (2019(令和元)年に改訂)し、国の補助金を活用した改善事業(屋上防水 ● 長寿命化型の改善では、屋上防水工事やトイレの水洗化が必要で ●市営住宅整備・管理方針を定め、長寿命化計画を見直しながら、民間活用を含めた建替え手法を検討します。 改修工事等)を計画的に行っています。 住 ● 集約建替えでは、入居者の移転促進、建替え手法の検討が必要 ● 老朽化の著しい団地(9団地が用途廃止)では、入居者の移転 を促していますが、高齢や移転先住宅の家賃増額により移転 への同意が得られない状況です。

〔空き家〕

- 計画に基づき空き家対策を実施していますが、空き家の件数は年々増加しています。
- ◆特定空き家の中でも特に危険な空き家に対して行政代執行、略式代執行を 行い、家屋を撤去し、周辺環境の改善に努めています。
- 伊賀流空き家バンクでは360度カメラの活用により、購入希望者が事前に 室内を詳細に確認できるようになり、流通の促進が図れています。
- 古民家等再生活用指針に基づき、中心市街地の古民家を城下町ホテルとして活用することで、空き家の活用と観光振興に寄与しています。
- ●地方から大都市部への人口集中が依然として解消されていないことから、今後は更に空き家は増加傾向となると見込まれます。
- ●空き家は年数が経過すると、相続人(法定相続人含む)の確認 が難しくなってきます。
- 相続により空き家を所有するケースが増えていますが、相続登記を行なっていないため所有者不明となる物件や相続放棄による所有者不存在の物件に対する対応が数多く出てくることが見込まれます。
- 古民家の活用に関しては、掘り起こしとマッチング、また、進出 事業者の資本など各種のバランス関係があることから、急速 に活用実績を増やすことは難しいと考えます。

住環境の安全性の確保や街並みや景観の保全、不動産価値の維持・向上、地方創生や地域経済の活性化等地域社会の維持、活性化に向けて取り組みます

- ●居住可能な物件に関して、伊賀流空き家バンクへの登録について啓発し、情報発信力を強化することで、空き家の流通量 の増加に努めます。
- ●空家等管理活用支援法人制度を活用することで、所有者が早期に家屋の処分方法などを決定するための相談支援体制 の充実を図ります。
- ●住環境の安全性確保に向け、放置されている空き家に対しては、管理不全空家、特定空家制度に基づいて適切に指導、勧告を行うことで、放置空家の縮減に向けた取組を推進します。
- 放置空家の中でも倒壊の危険性が高い建物や、所有者が不明若しくは所有者に解体資力の無いものに関しては環境を配慮しつつ、優先順位を決めたうえで代執行を行います。
- ●古民家の再生活用に向け、街並や景観の維持に配慮しつつ古民家の活用促進を行うことで、地域の活性化に取り組みます。

1

2-11 公共交通

めざす姿

身近なバスや鉄道に愛着を持ち、みんなで支える

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

□ こどもから高齢者まで、交通弱者が利用しやすく、市民にとって身近な存在となる公共交通 をめざします。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- 伊賀鉄道をはじめとする公共交通を、まちづくりの資源として捉え、みんなで利用し、次世代につなぎます。
- 未来に引き継ぐ デマンド運行やライドシェアなど、新たな運行手法や、自動運転などの省力化につながる技術の導入の可能性を検討します。

つながりを結び直す

⇒ 地域のニーズにあった交通を、市民と共に検討します。

⇒ 福祉有償運送やスクールバスなど、他分野の様々な移動手段と連携し、また定住自立圏域などの、生活圏域を共にする地域間での相互利用を図ることができるなど、多様な交通ネットワークを構築します。

計画

地域公共交通計画、鉄道事業再構築実施計画

役 割

市民 (事業者や団体

などを含む)

- ・マイレール、マイバスの意識を持って、公共交通を利用します。
- ・公共交通を活用することが、環境への負荷軽減につながることを理解します。
- ・関連事業者は、市民や来訪者などにとって利便性の高い公共交通サービスの提供に努めます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・公共交通を地域の財産ととらえ、市民の鉄道やバスの利用を促進します。
- ・市民の交通ニーズや課題を把握し、自らが主体となるような取組などの解決策を検討します。

行政

・伊賀市地域公共交通計画に基づき、交通事業者や地域とともに、バスや鉄道などの公共交通機関が、市民と来 訪者の移動手段として確保維持、活性化できるよう、交通サービスの提供や利用促進等に取り組みます。

現状	課題		具体的な取組
 【交通デザイン】 ● 2021(令和3)年度に策定し、2026(令和8)年度までを計画期間とする地域公共交通計画に基づき、公共交通に係る事業の進捗管理を行っています。 ● 国や県においても、公共交通の重要性が見直されており、高齢者等交通弱者の移動手段を提供する重点的な取組が行われています。 	 ◆ 人口減少やコロナ禍を契機とした生活様式の変化により、公共交通全体の利用者数が減少しています。 ◆ 全国の観光地においては、二次交通の確保・整備が重要なポイントであるといわれるなど、複数の交通機関の乗り継ぎの利便性の確保が求められています。 ◆ ライドシェアやスクールバス混乗、地方版 MaaS、自動運転など、これまでにない運行手法や技術の導入の可能性を検討する必要があります。 	交通デザイン	 総合的な公共交通ネットワークを形成します ●地域公共交通活性化再生協議会が主体となり、公共交通ネットワークの利便性の向上、維持活性化のための施策を推進します。 ●2027(令和9)年度からの新たな交通計画策定にむけて、現況を把握・分析するとともに、新たな運行手法や技術の導入に取り組み、計画策定を進めます。 ●あらゆる移動手段の活用を検討するため、他部局との連携・調整を進めます。 ●公共交通利用が環境負荷の軽減につながることを意識した利用促進を実施します。
 「バス」 市内のバス交通は、営業路線バス、廃止代替バス、行政バス、地域運行バスにより運行されています。 いずれのバス交通も地域住民の生活や社会参加に欠かせない存在ですが、近年の人口減少や少子化、マイカーへの依存などから利用者の減少傾向が続いています。 ドライバー不足の進行が深刻です。 	 営業路線は、利用者の減少により、減便等、更なる利便性の低下が懸念されます。 行政バスは、住民の生活スタイルに合った運行ができていません。 運行組織の設立が必要となる地域運行バスは、実施地域が拡大していません。 現状のままでは、持続可能な公共交通網の形成、その確保維持が困難であり、交通空白地でのライドシェアやデマンド運行等、新たな運行手法の導入などを検討する必要があります。 	バス	 持続可能なバス交通の運行体系を構築します ●営業路線バス阿波線と玉滝線の今後のあり方について検討します。 ●行政バスは、地域の現状を把握し、利用者の目線で、運行方法、時刻や運行ルートを見直します。 ●地域運行バスは、支援制度の活用等により、実施地域の拡大を図ります。 ●地域交通全体について、地域の実情に応じた持続可能なあり方を、地域とともに検討するとともに、交通空白地の課題解決に向け、新たな運行手法の導入の可能性を探ります。
 【鉄道網】 ● 市内の各鉄道路線は、市内外への通勤通学などに必要な路線であり、市内外に移動するための交通ネットワークの基軸でもあります。 ● 沿線人口の減少などにより、利用者数の伸び悩みや減少傾向が続いています。 ● 2022(令和4)年4月にJR西日本がJR関西本線を大量輸送機関としての鉄道の特性を発揮していない線区として公表されたことを機に、沿線の府県・市町村一体となった利用促進等の取組が進められています。 	 線区の活性化の取組には、沿線自治体の更なる連携強化が必要です。 利用者を増加させるためには、鉄道施設の利便性の向上が必要です。 沿線人口の減少に伴う利用者のさらなる減少により、列車の減便など利便性がさらに低下することが懸念されます。 	鉄道網	 交通ネットワークの基幹軸である鉄道路線を維持します ●関係同盟会などによる、各沿線の府県、市町村の連携を強化し、線区の活性化に取り組みます。(JR 関西本線、JR 草津線、近鉄大阪線) ●鉄道事業者と連携し、施設のバリアフリー化や近代化整備を進め、利便性を向上させ、利用促進を図ります。 ●沿線地域や企業、団体と共に鉄道利用者の増加につながる取組を進めます。 ●鉄道事業者への働きかけと連携協力により、運行本数の維持、接続性の強化を図ります。 ●市外からの誘客を進めるため、観光分野との連携を強化します。
 【伊賀線】 ● 伊賀鉄道伊賀線は、利用者の大半が、通勤・通学による利用であり、伊賀市民の生活、伊賀市のまちづくりに欠かせない重要な路線です。 ● 鉄道存続のため、2017(平成 29)年度から、鉄道事業再構築実施事業により、市が鉄道施設や車両を保有し、運営を伊賀鉄道株式会社が行う、公有民営方式による運営を行っています。 ● 市と伊賀鉄道株式会社が連携し、安心・安全かつ安定的な運行のための施設等の更新や維持管理を行い、様々な取組により活性化に取り組んでいます。 	 ● 伊賀鉄道伊賀線に対する市民意識の向上を図る必要があります。 ● 沿線人口の減少などにより利用者が減少しています。 ● 近年の物価高騰、人件費の高騰による伊賀鉄道の運営経費、伊賀市が管理する施設の保守・更新費用は年々増加傾向にあります。 	伊賀線	伊賀鉄道の安定した運営を継続します ●市民や地域の各主体と連携して、伊賀線を守り育てるマイレール意識の醸成を図ります。 ●通勤・通学利用者数の維持、増加に取り組みます。 ●伊賀鉄道の魅力を内外に発信します。 ●伊賀鉄道が物価高騰などの社会情勢の変化に的確に対応できるよう、近畿日本鉄道と連携し、組織力の強化に取り組みます。 ●地域鉄道である伊賀鉄道が安定した運営や施設の保守更新を行えるよう、財源の確保や、国県に対する必要な働きかけを行います。 ●2027(令和9)年4月以降の運用に関し、新たな鉄道事業再構築等実施計画の策定を行います。

2. くらしをささえる

2-12 防犯·交通安全

めざす姿

犯罪や事故のないまちで安全に暮らせる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- 犯罪や消費者被害から市民を守るため、正しい知識の普及啓発や定着を図ります。
- ⇒ 交通事故の根絶に向け、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- ⇒ 消費生活相談システムの DX 化など、相談体制の充実を図ります。
- ⇒ 情報通信技術を活用するなど、交通事故の未然防止対策の充実を図ります。

つながりを結び直す

- ⇒ 地域ぐるみの啓発や防犯対策に取り組むことで地域力を高め、犯罪のない安心なまちづくりをめざします。
- 県や市、警察、交通安全協会と連携し、地域の交通状況に合わせた安全対策に取り組みます。

計画

役 害

市民 (事業者や団体

- ・外灯や二重ロックの設置など、日常的な防犯活動を促進します。
- ・近隣住民同士が挨拶や声掛け等でつながりを持つことで、犯罪抑止効果を高めます。
- ・消費者被害、消費者トラブルに関する知識を高め、消費者意識の向上に努めます。
- ・交通安全意識を高め、交通ルールの遵守やマナーの向上に取り組みます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・地域巡回パトロールや交通安全街頭指導により、登下校時の児童、生徒の見守りを行います。
- ・通学路や生活道路の危険個所を点検し、関係機関に改善要望するなど対策を実施します。
- ・防犯パトロールにより地域の見守りを実施します。
- ・通学路や危険個所、地区市民センター等に交通安全看板やのぼりを設置し、啓発を行います。
- ・防犯意識の向上に取り組み、地域や関係団体とともに防犯対策を進めます。

行政

- ・消費生活センターの情報提供や相談体制の充実・強化に取り組みます。
- ・交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を実施するとともに、各年齢層に合わせた交通安全教育に取り組みます。

現 状 題 具体的な取組 課 〔防犯・消費者保護〕 市民の防犯意識、消費者意識の向上により、被害を未然に防ぎます ● 市内においても投資詐欺をはじめ様々な特殊詐欺被害が確認さ ● 市民の防犯意識の向上と地域の治安を守るため、地域における自 ●市民の防犯意識の向上を図るため、引き続き警察や関係団体と連携して防犯啓発活動を実施します。 れており、その手口は年々巧妙化、悪質化しています。 主的な防犯活動を促進するとともに、行政と関係機関等が連携し ●伊賀市防災情報アプリ「ハザードン」を活用し、市内で発生している犯罪情報を発信することで、被害の防止を図ります。 ● 被害に遭う年代は高齢者が多い傾向にあります。 て啓発活動を推進する必要があります。 ●消費者問題をテーマとした出前講座を実施し、被害に遭わないための消費者意識の醸成に努めます。 ● 近年の急速な情報化の進展に伴い、若年層を中心にインターネッ ● 消費者が被害に遭わないために、自ら考え行動できるよう消費者 ●各種広報媒体を活用し、消費者相談窓口などの周知啓発を進めます。 ト等を介した販売形態に関する消費者トラブルが増加しています。 意識を高揚させる必要があります。 [交通安全] 市民の交通安全意識が高揚し、交通マナーを守り、市内における事故件数の減少を図ります ● 2024(令和 6)年の市内における人身事故件数は 124 件で、前 ● 市民の交通安全意識を高め、高齢者やこどもなどの交通弱者を交 ●交通安全運動期間に合わせ、通学路での安全誘導や大型店舗前等での啓発活動を継続して実施するとともに、今後更に伊 年と比較して 27 件減少しましたが、県内の交通事故死亡者の約 通事故から守る取組を継続して実施する必要があります。 賀市交通安全都市宣言に掲げる交通事故のない社会の実現に向けた取組を展開し、市民の交通安全意識の高揚を図りま 5割が高齢者の道路横断中に発生した事故でした。 ● 信号機のない横断歩道での一時停止率を更に上昇させる必要が ● 信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率の上昇を図 あります。 ●市内の交通事故の発生状況を分析し、事故防止につながる取組を検討します。 ● 自転車運転中の重大事故を防止するため、自転車利用者のヘルメ るため、学校、教育委員会、警察等が連携して「まもってくれてあり ●引き続き「まもってくれてありがとう運動」を推進し、横断歩道でのルールやマナーについての理解を促します。 ット着用を普及促進する必要があります。 がとう運動」を展開し、三重県における一時停止率は、2019(令 ●自転車利用者のヘルメット着用率が向上するよう啓発に努めます。 和元)年の 3.2%から 2023(令和5)年では 51.3%にまで上昇 しました。 ● 道路交通法の改正により、2023(令和5)年4月から自転車利用 者のヘルメット着用が努力義務化されましたが、警察庁が同年に 実施した自転車利用者のヘルメット着用率調査では、三重県は 26.5%でした。

3-1 こども

めざす姿

こどもを安心して産み、育てることができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- ⇒ こどもに対する施策を展開する際は、当事者が意見を出せる機会を創出します。
- ⇒ こどもの人権を尊重し、保護者、地域と協力して「こども」を中心においた幼児教育・保育に取り組みます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

⇒ デジタル化の推進により、子育て支援サービスの利便性及び、幼児教育・保育の業務効率を向上させ、こどもに関わる時間を増やすことで保育の質を高めます。

つながりを結び直す

⇒ 行政、教育機関、地域の住民、企業など、地域の様々な関係者が協力し合いながら、子育ての課題やニーズに対応するための取組やサービスを実施します。

計画

地域福祉計画、こども計画、障がい児福祉計画

役 氰

市民

- ・まちづくりや様々な活動等に対し、自分の意見や考えを表明する等、主体的に活動に参加するこどもを支え ます。
- 事業者や団体 ・子育て家庭に対する理解を深め、地域の子育て家庭を応援します。
 - ・子育てに関わるさまざまな活動に参加するよう努めます。・事業者は、従業員が仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・子育て家庭を見守り、気軽に集まることができる場づくりに努めます。
- ・地域のこどもは地域で育てるという意識のもと、こどもの見守り体制を整えます。
- ・地域の豊かな資源を活かしながら体験、交流により、感性豊かなこどもの育ちに協力します。

- ・こども計画に基づく事業を展開し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めます。
- ・保護者の孤立を防ぐため、市民、地域とともに、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ・持続可能な幼児教育・保育を提供するため、官民連携で適正な保育所、幼稚園等の運営を行います。

現状	課題	具体的な取組
【こどもの権利】● こども計画に基づく各種事業に取り組んでいます。● こどもファーストの施策を展開しています。	● 当市の出生数が、合併後のピーク時から半減しています。● こどもが権利の主体であるという認識を市民に周知する必要があります。	ことできると保護者がともに成長し、子育でを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めます ● ことも計画に掲げる 16 施策について部局横断的に取り組みます。 ● こともの権利を保障するための条例等を整備します。
 【育ち支援】 ●子育ての孤立化や自立しにくい母子・父子家庭の増加、経済的困窮や児童虐待件数の増加など子育て世帯が抱える課題が多様・複雑化しています。 ●身近な地域において、発達障がい児等やその家族が必要な支援を受けられるよう切れ目のない支援を行っています。 ● 2022(令和4)年度に不妊治療が保険適用となり、2023(令和5)年度から市独自で治療費助成を行うことで、不妊治療を受ける夫婦等が増加しています。 ● 社会全体として対策を図るべきこどもを取り巻く貧困や虐待など、全てのこどもとその家庭が安心して子育てすることができる環境が求められています。 	ります。また、出産や子育てについて医療分野との連携体制を強化する必要があります。	 安心してこどもを産み子育てができるよう、切れ目のない支援体制を整えます ●保護者を孤立させないよう、子育てしやすい環境づくりを進め、親子の交流の場を提供します。また、妊娠期から子育て期において、支援の必要なこどもや家庭を早期に発見・把握し、必要なサービスが適切に提供できるよう、相談支援ダイヤルを設置するなど、切れ目のない伴走型の相談支援を行うとともに、産科や小児科等医療分野との連携体制を整えます。 ●身近な地域において、発達障がい児等やその家庭への支援が適切に行われるよう、各分野が連携し、それぞれのこどもの発達特性に添った途切れのない専門的支援を行います。 ●市独自の不妊治療費助成を継続します。 ●面の制度に基づく、各種手当の支給や市独自の医療費助成を行います。 ●放課後児童クラブや病児保育など、様々なニーズに対応した居場所を確保します。

〔幼児教育·保育〕

- 出生数は減少しているものの、子育てと就労の両立を望む方が ┃ 園児数の偏りにより、保育所の統合、小規模園の活性化が必要で 増え、特に保育士の配置数が必要となる0~2歳児の保育ニー ズの高まりにより、私的待機児童が増加しています。
- 要支援児童への丁寧な関わり、多言語対応等の多様な幼児教 育・保育の対応が必要となるケースが増え、保育士、教諭の加配 を進めています。
- 3歳以上児の副食費無償化、おむつの持ち帰り廃止などの保護 者の経済的支援が充実しています。
- 保育計画、保育目標の実現に向け、人権保育、インクルーシブ保 育に取り組んでいます。

- 低年齢児の保育ニーズや多様な幼児教育・保育を実施するため、幼 稚園の認定こども園化の検討に加え、私立保育所等に対し、保育士 の確保や加配等の支援が必要です。
- 幼児教育・保育業務の効率化を推進し、保育士がこどもと向き合う 時間を増やす必要があります。

質の高い持続可能な幼児教育・保育を提供し、就学前の子育てを支援します

- ●出生数や地理的条件を考慮し、保育所の統合、認定こども園化等を行い、適切な規模による幼児教育・保育と施設更新による 安心・安全な幼児教育・保育の提供を進めていきます。
- ●小規模園では地域の自然環境等を活かした特色ある幼児教育・保育を実施し、地域と協働し活性化をめざめざします。
- ●低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、幼稚園の認定こども園化の検討、小規模保育等の地域型保育事業の推進、誰 でも通園制度の実施を進めていきます。
- ●保育計画、保育目標の実現にむけ、人権保育、インクルーシブ保育を推進し、CLM(チェック・リスト・イン三重)の導入や小学校 との連携により、切れ目のない発達支援に取り組みます。
- ●私立保育園等に対する保育士確保、配置に対する支援により、低年齢児の保育環境を充実することで、保育士の定着を図り、 受入れ定員の確保を進めます。
- ●保育士がこどもと向き合う時間を増やすため、サポート職員を配置し、負担軽減を図り、自然保育などの新たな幼児教育・保 育に取り組むことができる環境をつくります。

3-2 人権•平和

めざす姿

あらゆる差別が解消され、お互いの人権が尊重される

みんなのテーマ

⇒ 部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない、お互いが尊重される「人権文化都市」 をめざします。

こどもが育つ、 大人も育つ

- ⇒ 若年層をはじめ、すべての世代に平和の大切さの意識を伝承するために、市内小・中学校や関係機関等と連携します。
- ⇒ 性のあり方にかかわらず、誰もが対等な立場で意見等を出し合い、多様な意思が尊重される社会をめざします。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- インターネットを悪用した差別や人権侵害をなくしていくための取組を進めます。
- 多様な人権問題について相談しやすい環境を整えます。

■ 関係団体等との連携を図り、人権・平和への意識を広げていくための取組を展開します。

く残っていることが明らかになっています。

男女共同参画に関する事業への参加者が少ない傾向にあります。

つながりを結び直す

ていますが、全体的に参加者が少ない傾向にあります。

法律相談を実施しています。

● 女性特有の様々な悩みを法的に解決するための支援として、女性

計画

人権施策総合計画、男女共同参画基本計画

役 害

市民 ^{(事業者や団体} などを含む)

- ・さまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて、より正しい理解・認識に努めます。
- ・市等が実施する取組に積極的に参加し、戦争の記憶を次世代へ継承します。
- ・各種市民団体と行政が連携し、人権啓発活動を効果的に進めます。
- ・企業は、人権が尊重される職場づくりを基礎に、人権デューデリジェンスを通じて、人権を尊重する社会づくりに貢献するよう努めます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・人権教育・啓発を行うリーダーを中心に、それぞれの地域における人権課題の解決に向けて、地区懇談会等 を通じて、人権啓発の取組に努めます。
- ・地域における取組に女性の意見を積極的に取り入れ、誰もが参加しやすい事業を推進します。

行政

- ・市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促します。
- ・職場や地域で人権教育・啓発を担うリーダーを育成するための研修機会を提供します。
- ・平和の尊さや戦争の悲惨さを認識してもらうための効果的な事業のあり方を検証し提供します。
- ・あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

でなく、男女が共に学習できる機会も提供するなど、内容の充実に努めます。

●女性特有の悩みを法的に解決するための支援を継続して実施します。

●性別による役割分担意識を解消するための啓発活動を充実します。

状 具体的な取組 現 題 [人権啓発] 市民の人権意識を高め、お互いが尊重される「人権文化都市」の構築をめざします ● 市民意識調査の結果から、伊賀市にも様々な人権問題が存在して ● 市内外で開催されている人権講演会や研修会への参加者が固定 いることがわかっています。 化している傾向があります。 ●参加者アンケートの意見等を基に、誰もが参加しやすい事業の展開を図るとともに、これまで啓発が充分に行き届いてい ● 人権講演会等を開催しているほか、広報やホームページ等を通じ ● 市民意識調査の結果から、人権問題に関する学習経験が一度も無 ない年代層にも参加してもらえるような事業を展開します。 て情報を発信し、市民が人権に触れる機会を提供しています。 い市民が多数いることが明らかになっています。 ●より人権意識の高いキーマンを育成するよう、より高度な学習機会の提供と内容の充実を図ります。 ● インターネットや SNS 上では、個人への誹謗中傷等の差別的な投 ● インターネットや SNS 上の差別が悪質化・巧妙化しています。 ●人権に関する相談窓口の周知を図るとともに、デジタル技術を活用するなど、相談しやすい体制づくりを進めます。 啓 ● 差別被害を受けた人の中には十分なケアを受けられない人もいま 稿が後を絶ちません。 ●差別や人権侵害を受けた相談者の思いに寄り添い、抱えている悩みや問題の解決のため、関係機関等との連携を図りま ● 人権に関する相談窓口を設置し、差別を受けた方々の相談に応じ ています。 ●性的マイノリティに対して否定的・懐疑的な意見を持つ人が存在 ●何が差別に該当するのかなどについて一定の基準等を示す「差別解消ガイドライン」の作成に取り組みます。 ● 性的マイノリティへの支援に関する取組として、「パートナーシップ宣 し、差別の実態や現状認識が十分ではありません。 ●性の多様性について理解が広まるよう啓発に努めます。 誓制度」をはじめ、ALLY(アライ)の普及・啓発等、先進的に進めてい ●中期的な取組として、人権相談や人権救済・支援体制の構築を進めます。 ます。 〔非核平和〕 平和の尊さや戦争の悲惨さを自分事として感じる機会を提供し、非核平和に関する意識の醸成を図ります ● 市内中学生を被爆地広島市へ派遣し、平和の尊さや戦争の悲惨さ ● 若年層の人たちにとって、戦争や原爆が既に「歴史の一部」との認 識が強くなっているように見受けられます。戦争未経験の世代が を現地で感じる学習を実施しています。 事非核平和への願いを次世代につないでいくため、中学生の被爆地広島市への派遣事業に取り組みます。 ● ひゅーまんフェスタにおいて、派遣中学生が現地で感じたこと等を 年々増加していることで、平和の尊さや戦争の悲惨さが伝わりに 核 ●派遣事業に参加した生徒が現地で学んだことを学校での学習で他の生徒に広げることができるよう教育委員会と連携し、 報告することにより、非核平和への思いを多くの市民に向けて発 くくなっています。 各学校における環元学習に取り組みます。 信しています。 戦争の記憶を将来へ継承していくために、自分事として考える機 ●戦争未経験の市民に平和の尊さを訴えかける事業を展開し、平和に関する市民意識の向上を図ります。 ● 市内のすべての中学3年生に対して、平和に関するアンケートを実 会を提供するための方法を検討していく必要があります。 ● 中学3年生へのアンケートでは、近年、平和への貢献意識が低下し 施し、平和への貢献に対する意識等を調査しています。 ているという結果が出ています。 [男女共同参画] 性別に関わらず、誰もがあらゆる場で活躍できる社会の実現をめざします ● 様々な分野で男女共同参画が進むよう、各種審議会や住民自治協 ● 各種団体や企業の役職における女性の登用率が低く、政策、方針 議会等での女性登用率が向上するよう働きかけていますが、依然 決定の場において、女性のエンパワーメントや参画を進める体制 ●住民自治協議会に対して地域の取組における男女共同参画の意義を説明し、女性登用を働きかけます。 として女性登用率は低い状況にあります。 づくりが必要です。 ●職場や地域、家庭等あらゆる場で、ジェンダー平等を進める重要性について啓発や広報に努めます。 同 ● 目的別の各種講座や男女共同参画の推進に関する事業を展開し ● 意識調査の結果から、性別による「固定的役割分担」の意識が根強 ●女性対象及び男性対象の事業を展開するとともに、女性の社会進出には男性の理解が欠かせないことから、女性対象だけ

3-3 同和

めざす姿

一人ひとりが部落差別と向き合い、差別が解消されている

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 差別のない明るい社会をめざし、隣保館・児童館を中心に、部落差別について正しい知識の習得、生きる力を育む学習、地域での仲間づくりを推進します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

■ 隣保館や児童館において積み上げてきたノウハウやネットワークの活用に加えて、SNSの活用など相談・支援体制の充実を図り、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と貧困の連鎖解消に向けた意識改革や行動変容を促進します。

つながりを結び直す

⇒ 生活実態調査などに基づき部落差別解消に向けた課題と対応を整理し、関係所属と庁内 連携による支援体制を構築するとともに、地域や関係団体と協働の取組を進めます。

計画

人権施策総合計画、部落差別解消推進計画

设 害

市民

・・・ (事業者や団体 などを含む)

- ・地域で開催される部落差別解消に向けた学びの場(地区懇談会・講座等)に積極的に参加します。
- ・部落差別をはじめあらゆる差別を解消する主体者としての自覚を持ち、人権が尊重される社会づくりに努め ます。
- ・企業は、人権が尊重される職場づくりを進めるとともに、人権を尊重する社会づくりに貢献するよう努めます。

地域 住民自治協 議会)

・人権啓発を行うリーダーを中心に、地域で学習会や地区懇談会を行い、部落差別のない社会づくりをめざし、 人権啓発の取組に努めます。

行政

- ・人権啓発の取組を通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促します。
- ・職場や地域で人権啓発を担うリーダーを育成するための研修機会を提供します。
- ・隣保館等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

[同和]

- ●「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に 関する条例」の規定に基づき、あらゆる人権課題の中でも、部落差 別をなくすため、全庁的な市の取組だけでなく、国・県や関係機 関、団体、市内の企業・事業所を始め、市民一人ひとりが部落差別 の解消に向け、取り組むべき指針として、2024(令和6)年5月 に、部落差別解消(第4次同和施策)推進計画を策定しました。
- 隣保館は、地域の高齢化が進み、高齢者世帯や単身者世帯が増えるなか、地域内のコミュニティづくり、生活上の総合相談事業や人権課題の解決に向けた、保健、福祉などの総合的な拠点となっています。
- ●児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより、健康を増進し情操を豊かにする活動を行っています。

- ●市民意識調査の結果から、未だに市民の中に被差別部落に対する 差別意識が残っていることが分かります。
- 隣保館で取り組む地域交流事業では、高齢化に伴い、教室に参加する人の利用率が低い状況にある隣保館もあります。そのため、交流の場として、あるいは相談や人権学習の場として、より一層の隣保館活動についての周知が必要です。
- 児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより健康を増進し、情操を豊かにするだけではなく、保護者会、こども会等の地域組織活動の育成を図る等、児童の健全育成に関する総合的な事業を行う必要があります。

社会全体から部落差別をなくし、隣保館・児童館機能を充実させます

- ●推進計画の基本施策である「部落差別解消のための啓発・教育の推進」を通じて、市民全体に差別をなくす当事者としての 自覚を促す機会を提供し、市民全員に差別解消の主体者としての意識を持ってもらうことに努めます。
- ●同和問題の早期解決をめざめざし、部落差別を受けている地域の実情を把握し、施策やニーズに基づいた生活困窮者への 対策などを体系的に整理するため、生活実態調査を行います。
- ●部落差別の解消に向け、教育集会所や児童館を含め隣保館を人権相談の拠点として位置づけ、差別被害者の救済と、加害者に対する再発防止の取組を実施するなど、周辺地域と一体となった隣保館の活用を進めます。

同和

3-4 学校教育

めざす姿

こどもたちが、未来に夢や希望を持つことができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

□ 保護者、地域、学校(園)、教育委員会が連携・協働し、開かれた学校づくりを進めます。

大人も育つ → 経済的理由等に関わらず、ひとしくその能力に応じた教育を受ける環境を整えます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

○ こどもたちが確かな学力と人権感覚を身につけるとともに、郷土伊賀を誇りに思える意 識を育てていきます。

- ⇒ 誰一人取り残すことのない教育を実践し、すべてのこどもたちの自己実現を図ります。 ⇒ 学校施設長寿命化計画に基づき、環境面に配慮しつつ、学校施設等の改修等に取り組み
- ICT機器の整備、維持管理により、児童生徒の学習環境を整え、教職員の働き方改革と教 育の充実を図ります。

つながりを結び直す

- ICT機器の効果的な活用により、こどもたちの個別最適な学びを保障するとともに、教職 員の働き方改革を進めます。
- ⇒ 保護者、地域、学校(園)、教育委員会が連携・協働し、より望ましい教育環境づくりを進め ます。

計画

教育大綱、教育方針、いじめ防止基本方針

役

市民 事業者や団体

などを含む)

- 権利の主体者がこどもであることを基本として、学校・幼稚園と手を携え、こどもたちが夢を実現できるよ うこどもたちを見守り支えることに努めます。
- ・家庭においては、こどもたちの学習環境を整備し、学習時間・読書時間の確保に努めます。
- ・学校のあり方等の協議に参画します。
- ・児童生徒の安心・安全な通学確保のため、見守りなどを行います。

地域 (住民自治協 議会)

- ・こどもたちをともに育てるという意識を持ち、学校運営協議会や学校支援地域本部の活動など学校・幼稚園 に積極的にかかわり、こどもたちの学びと育ちを支えます。
- ・学校のあり方等の協議に参画します。
- ・保護者や学校と連携し、より良い学校環境の保全に努めます。
- ・児童生徒の安心・安全な通学確保のため、見守りなどを行います。
- ・あらゆる機会を通じて、学校(園)の情報をわかりやすく提供し、学校(園)の課題を地域全体で共有できる よう努めます。

行政

- ・教職員が生きがいをもって働くことができる環境づくりをめざします。
- ・教室やトイレなどの学習環境の維持向上に努めます。
- ・安心・安全な給食の提供に努めます。
- ・施設機能等の整備を進めます。

現状 課 題 具体的な取組 確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱にこどもたちの進路保障に取り組むとともに一人ひ [学校教育] ● 各学校(園)がマニフェストを作成し、公表・評価、改善を行い、学校 | ● 学力の向上を図る必要があり、教職員の授業改善等に課題が見 とりのニーズに合った支援を行います 経営の質の向上に努めています。 られます。 ●各学校(園)がマニフェストを作成し、公表・評価、改善を行い、学校経営の質の向上に努めます。

- 全国学力調査の結果は、中学生が全国平均を下回る傾向が続いて | 全国と比べて、家庭学習、読書の時間が短いという経年的な課 います。 題があります。
- アドバイザーを配置し、読書習慣の改善に取り組んでいます。 ● 特別な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒、外国人児童生 徒などそれぞれのニーズにあった支援を推進していく必要があ ● 特別な支援を必要とする児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生
 - ります。 ● いじめの初期対応等が十分できていないケースが見られます。
 - 給食費無償化の継続と食育推進を図りながら、地場産食材の優
- 校
- ●通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒についても、「個別の指導計画」等を作成します。

●各学校で全国学力調査の結果から学力の定着状況を的確に把握・分析し、授業改善を行います。

●教育支援センターの充実と校内教育支援センターの設置を促進します。

●すべての学校で発達障がいの通級指導が可能となる体制を整備します。

●民間フリースクール等との連携を図る等、多様な学びを支援していきます。

●読書活動推進のため、学校図書館司書の配置等の環境整備に取り組みます。

- ●外国人児童生徒の初期適応指導をすべての児童生徒が受けられる体制を整えます。
- いじめの早期発見、早期対応に取り組みます。
- ●給食費無償化の継続と食育推進を図り、地場産食材の優先活用を向上させます。

[教育環境]

● こどもの減少、学校の小規模化が進んでいます。

● 給食費無償化を実施するとともに、食育を推進しています。

- 通学の費用負担に不均衡が生じています。
- GIGA スクール構想に基づきICTを活用した教育を進めています。
- 奨学金申請者数が少ない現状です。

徒の増加傾向が続いています。

● いじめの件数が増加しています。

- 学校施設長寿命化計画の施設整備実施計画及び施設改修工事を、 計画的に進めています。
- 学校給食は、施設の耐用年数や運営経費削減の目的で、センター方 | 食育推進、厨房設備の老朽化への対応、センター方式化を計画 式化しています。
- 学校・学級規模及び遠距離通学の方法の検討、保護者の費用負 担の不均衡を是正する必要があります。
- 端末の整備・更新、環境支援や機器保守が必要です。
- 奨学金による幅広い支援が必要です。

先活用の取組が必要です。

- 施設整備実施計画の更新を行いましたが、財政や社会情勢等の 動向次第で、見直しが必要です。
- 的に行う必要があります。

個別・最適に学べる教育環境づくりを進めます

学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化の視点に立った施設整備を計画的に行います

- ●学校みらい構想基本計画に基づき、保護者や地域住民の方とともに、より良い教育環境づくりを進めます。
- ●児童生徒の安心・安全な通学を最優先に、通学方法、費用負担を検討します。
- ●計画的な端末整備・更新を行うとともに、各計画に基づき、安定・継続した ICT 環境整備に努めます。
- ●多くの学生に奨学金による経済的支援が行き届く環境を整えます。
- ●学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に事業に取り組み、かつ、適宜修繕を行い施設の機能維持を図ります。
- ●老朽化している機器及び設備の更新年次計画を策定します。
- ●安定した給食提供のため、センター方式化を進めると共に厨房設備等の維持更新を図ります。

- 76 -

3-5 生涯学習

めざす姿

生涯を通じ、生きがいを持ち活躍することができる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- ⇒ 生涯にわたってあらゆる機会や場所で自主的・自発的に学習活動が展開できるよう、さまざまな学習環境を整えます。
- ⇒ 部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さず、お互いが尊重される「人権文化都市」をめ ざします。
- ⇒ 地域に根差した人権教育・啓発の拠点として、教育集会所等の機能強化を図ります。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- ⇒ 社会教育講座配信、移動図書館の取組等を進めます。
- ⇒ インターネット上等における差別的な投稿が横行する中で、インターネット等を介した差別・ 人権侵害の解消に向けた取組に努めます。
- ⇒ SNS を活用するなど相談できる機会を充実します。

つながりを結び直す

- ⇒ 市民、地域と協働して生涯を通じた学びを推進します。
- ⇒ 学校とともに地域全体でこどもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を 推進します。
- ⇒ 人権同和教育を推進するために行政・地域・市民が一体となり取り組みます。

計画

教育大綱、教育方針、生涯学習推進指針、人権施策総合計画、同和施策推進計画人権同和教育基本方針、新図書館基本計画

役 割

市民 事業者や団体 などを含む)

- ・社会教育講座や図書館を利用し、生涯を通じて学び、地域づくりに活かします。
- ・こどもの読書活動を進める等、青少年の健やかな成長を地域ぐるみで見守ります。
- ・人権課題について、あらゆる機会を通じて、より正しい理解・認識に努めます。
- ・住み慣れた地域で差別や偏見がなく、人間らしく心豊かに暮らすことができるようなまちづくりをめざしま す。

地域 (住民自治協 議会)

行政

社

年

- ・講座や教室、本に親しむ機会等の地域住民の学びの場を提供します。
- ・青少年の健やかな成長を地域ぐるみで見守り、啓発活動等に取り組みます。
- ・人権教育・啓発を行うリーダーを中心に、それぞれの地域における人権課題の解決に向けて、地区懇談会等 を通じて、人権啓発の取組に努めます。
- ・身近なところで、また、時間にとらわれず市民が学べる環境を整え、地域で活躍できる人材を育成します。
- ・「輝け!いがっ子憲章」を具現化する事業に取り組みます。
- ・図書館機能の拡大とサービスの充実に努め、こどもの読書活動等を推進します。
- ・市民に差別をなくす当事者としての自覚を促し、研修の機会を提供します。
- ・教育集会所等を拠点として活動する各種団体等の支援を行います。

〔社会教育〕

- 各地区市民センター等に生涯学習支援員を、生涯学習課には社会教育指導員を配置し、資質能力向上の研修会を開催しながら、生涯学習の推進を図っています。
- 幅広い年齢層に多様な学びの場を提供するため、こどもから大人まで、各種教室・講座を開催しています。
- 部落差別をはじめ個別の人権課題を学ぶ機会の確保と、人権同和教育を進める人材の育成や、差別をなくす仲間づくりを進める事業を行っています。
- ●地域に根差して生涯学習支援員が生涯学習を推進していますが、各地域において格差があります。また、活動への参加者の年齢層に偏りがあります。
- 生涯学習支援員の今後のあり方について検討が必要です。
- キャリアアップに向けた「大人の学び直し」のための環境整備を 行う必要があります。
- 部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するためには、行政・地域・企業・市民が一体となって学習の場を広げ、それぞれが人権意識の視点をもって主体的に人権同和教育を推進することが必要です。

具体的な取組

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の実現に向けた取組を進め、ネットワークの構築に繋げます

- ●こどもから大人まですべての市民が、いつでもどこでも学べる体制づくりを推進し、市民の学習活動への参加意識の高揚を図り、地域で実践する人材を育成します。
- ●舞台発表や作品展示など、生涯学習の成果を発表する場や機会の充実を図ります。
- ●各地域の住民自治協議会に生涯学習活動事業を委託し、地域における課題解決のための生涯学習事業を展開していきます。
- ●各地域の生涯学習推進状況を把握し、研修機会の確保や、社会教育指導員からの指導・助言により、生涯学習支援員の更なるスキルアップを図ります。また、生涯学習支援員の活動内容やその効果について検証を行います。
- ●「大人の学び」の場を提供できるよう、関連部署等と連携を取りながら環境整備を行います。
- 人権同和教育を推進するリーダー育成や人権に関する相談体制を充実するために、座談会形式の人権教育学習会や聴講型 の人権教育研修会を開催します。
- ●教育集会所では、小中学校地区学習会や、高校生・青年の人権学習、識字教室等を開催します。

〔青少年健全育成〕

- 青少年の健全育成を推進するために、講演会や街頭啓発等を行って います。
- 青少年センターでは青少年非行防止や被害防止に向け、街頭補導や 青少年相談窓口を設置しています。
- こども読書活動を、教育方針などに位置づけ、推進しています。
- 児童の多様な居場所づくりの推進のため、放課後子ども教室推進事業を実施しています。
- 青少年健全育成に向けて、市と団体がより一体化した取組を充 実させることが必要です。
- 気軽に相談してもらえる青少年相談窓口について、さらに周知する必要があります。
- ●子ども読書活動推進計画に基づき、読書に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携が必要です。

心豊かで思いやりのある青少年の育成を推進します

- ●青少年健全育成に係る担い手や見守り役を育てるため、市と団体が連携し、青少年健全育成講演会や街頭啓発等を行います。
- ●街頭補導や相談窓口設置と合わせて、7月と11月には、青少年非行被害防止の取組として、青少年健全育成市内一斉活動 を実施します。
- ●地域・学校・関係団体と連携して、環境浄化活動を行い、清浄な環境づくりに努めます。
- ●家庭、図書館、学校等が連携し、こどもが進んで読書に親しめる環境づくりに取り組みます。
- ◆放課後子ども教室の開設数の維持・増加に取り組むとともに、放課後児童クラブとの連携を検討します。

- 77 -

3. ひとをはぐくむ

〔図書館〕

- 上野図書館での施設老朽化等の諸課題を解消するため、伊賀市にぎ わい忍者回廊整備に関するPFI事業により新図書館事業を進め、「い がし電子図書館」のサービスを開始しています。
- 持続可能な図書サービスを提供するため、図書館機能の集約・再編を 進めています。
- ◆ 本と触れ合う機会を育むため、各種イベント、読み聞かせ事業やブックトーク事業等を行っています。
- 読み聞かせボランティア団体との意見交換会や研修会の開催、団体貸出など、活動の支援を行っています。
- 地区市民センターへの団体貸し出しを行い、地域での生涯学習活動の 支援を進めています。
- セット文庫の貸し出しやアンケートの実施により学校図書館との連携 に取り組んでいます。

- 新図書館の開館に向け、人が集い、本に親しむ機会となる事業 を実施する等、利用者を増やす取組が必要です。
- 図書館機能集約・再編により図書室が閉館する地域住民に図書サービスを届ける必要があります。
- 読み聞かせボランティアの後継者を育成し、活動を継続する必要があります。
- 団体貸出など、地域での読書活動の支援が必要です。
- こどもが読書に親しむために、学校図書館との連携強化が必要です。

図書館が「学び・創造・憩いの広場」となるよう、図書館機能の拡大とサービスの充実に努め、利用者数の増加を図ります

- ●居心地の良い空間、多様な閲覧席、自動貸出・返却機の導入など、充実した図書館サービスを行い、利用者の満足度を確認 しつつ、分館や移動図書館等と連携し、利便性向上・利用拡大に努めます。
- ●移動図書館事業の運営については、地域の意向を踏まえて検討を行います。
- ●新図書館の運営事業者と協働しながら、優れたレファレンスを実施し、市民の図書館利用の増加を図ることができる事業や本や郷土に興味を持つことができる事業の企画・運用を行います。
- ●読み聞かせボランティア団体の活動支援を継続して行います。

义

書

- ●団体貸出や電子図書などの利用により地域における読書の輪を広げます。
- ●伊賀市読書活動プロジェクトを基本に学校図書館と連携し、読書活動の推進を図ります。

3-6 文化·芸術

めざす姿

文化の力で「ひと」と「まち」を育む

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- ⇒ こどもたちが文化芸術を体感できる機会を拡充します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ ⇒ 文化ホール等の文化施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕を行います。

つながりを結び直す

○ 文化振興条例や文化振興ビジョンに基づき、市民、地域、行政、事業者、公益文化団体な ど各主体がそれぞれの役割を自覚し、連携・協働します。

計画

文化振興ビジョン、文化振興プラン、美術博物館基本構想

役

市民 事業者や団体 などを含む)

- ・市民一人ひとりが、文化芸術に関心と理解を深め、主体的に関わる意識を持ちます。
- ・文化芸術団体は、誰もが文化芸術に親しむことができる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めま
- ・事業者は、文化芸術推進の一翼を担い、文化芸術の振興に寄与します。また、文化活動や支援を積極的に実 施します。

地域 住民自治協 議会)

- ・地域のまちづくり活動の中で、文化芸術の取組を進めます。
- ・地域の文化や伝統を継承します。

行政

- ・誰もが文化芸術活動に参加できるよう、機会の充実や自主的な文化芸術活動を支援します。
- ・文化芸術活動の拠点となる文化ホール等文化施設を有効活用し、持続可能な運営を行います。
- ・地域の文化資源を保護、継承、活用するための取組を行います。

状 課 題 具体的な取組

〔文化·芸術〕

- 文化振興条例及びビジョンを踏まえた文化振興プラン(前期実行計 | 文化振興プラン推進の前期実行計画が 2025(令和7)年度末で 画)を策定し、文化振興審議会で進捗管理を行っています。
- 文化振興プランに基づき、事業カードを共有し、意見交換会やヒアリン グを実施するなど実施主体が抱える課題を抽出し、解決に向けて取り 組んでいます。
- 市展「いが」などの文化・芸術振興の取組を進めています。
- 市民の文化・芸術活動の拠点となる伊賀市文化会館などのホール施 設について、既存施設の機能や役割の見直しを進め、効果的な管理運 営に取り組んでいます。
- 文学作品に親しむ場として「岸宏子記念伊賀文学館」を、身近で芸術 作品に触れる機会として「伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎」を開館し ました。

- 満了します。
- 市民やこどもたちが、伊賀の歴史文化を知り、地域への愛着や誇 りを育む機会が不足しています。
- 経年による施設の修繕箇所が増えており、伊賀市文化会館の吊天 井など、大規模改修も必要です。安全面から見た優先度や効率性 を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備 を行っていく必要があります。
- 伊賀市文化会館や、岸宏子記念伊賀文学館、伊賀市ミュージアム 青山讃頌舎などで、次代を担うこどもたちが優れた文化・芸術に 触れる機会を創出し、施設の利用につなげる取組が必要です。

文化芸術に親しみ、豊かな感性を育みます

- ●文化振興プラン前期計画の取組の成果や課題を検証し、後期計画を策定します。
- ●(公財)伊賀市文化都市協会と連携し、こどもたちや市民が文化や芸術に触れる機会を提供します。
- ●文化関連施設を活用し、こどもたちが次代の担い手となるよう、優れた文化・芸術に触れる機会として、文化芸術事業 や、アウトリーチ事業を実施します。
- ●文化ホールの適正な管理運営を行うとともに、長寿命化計画に基づき、施設環境の維持向上に努めます。

[芭蕉翁顕彰]

- 芭蕉翁の偉業や軌跡を次世代につなぎ、俳句俳諧文化に対する市民 意識の向上のため、芭蕉祭や生誕記念事業などの顕彰事業を実施し、 「芭蕉翁のふるさと伊賀市」を市内外に発信しています。
- 俳句のユネスコ無形文化遺産登録をめざして、関係団体や自治体など と連携し、取組を進めています。
- 芭蕉翁関連施設の管理運営を行っています。
- 芭蕉翁顕彰をさらに進めるため、2024(令和 6)年に「芭蕉翁のふる さと」「伊賀の歴史文化」「ひろがる未来への拠点」をめざす姿とする 新たな施設の建設に向けた基本構想を策定しました。
- 芭蕉翁顕彰事業が形骸化しないよう、常に市民ニーズを意識し、 次世代につなぐための企画を検討する必要があります。
- 芭蕉翁関連施設の入館者数が伸び悩んでいるため、関係機関との 連携・調整を図り、情報発信に努める必要があります。
- 芭蕉翁関連施設は、老朽化などによる傷みが激しく計画的に修繕 を行う必要があります。
- 芭蕉翁記念館が老朽化している現状から、「創造・情報発信・交流・ 保存継承」といった機能を併せ持つ新しい施設の建設を進めるこ とが喫緊の課題となっています。

芭蕉翁の功績を称え遺徳を偲び、俳諧や俳句文化の普及啓発を行います。

- ●芭蕉翁の生誕地として、顕彰事業とともに俳句文芸の調査研究、継承、啓発を行うとともに、関係団体や自治体と連携 し、俳句の文化的価値を世界に発信する取組を進めます。
- ●芭蕉翁関連施設や文化財施設等と連携し、魅力ある周遊ルートの開発に取り組みます。
- ●芭蕉翁関連施設の管理運営を行い長寿命化を図るとともに、より多くの人に親しまれるよう情報発信を行っていきま
- ●2024(令和 6)年度に策定した基本構想に基づき、芭蕉翁の顕彰ととともに、伊賀市の歴史や文化芸術に触れることが できる施設の建設を進めます。

- 79 -

3-7 歴史·文化遺産

めざす姿

歴史や文化遺産を未来へと引き継ぐ

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- 歴史資料や文化財を保存・活用することにより、こどもも大人も地域に誇りをもつことがで きるようにします。
- ⇒ 豊かな歴史遺産や伝統行事、大切な文化財を継承するひとづくりを進めます。
- 歴史的資産を活用したまちづくりを進めることにより、住みたい、訪れたいまちをめざしま

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

- ⇒ 文化財を次世代へ継承できるよう、防災対策を進めます。
- 歴史資料や文化財を調査・活用し、「まち」・「むら」の多様な歴史・文化の発信に努めます。
- ⇒ デジタル技術を導入し、文化財に親しむ機会の充実に努めます。

つながりを結び直す

⇒ 文化財や歴史資料は市民の宝物であり、市民・所有者・地域・専門家とともに国・県及び周 辺自治体と連携して保護と活用に努めます。

要です。

計画

教育大綱、教育方針、文化財保存活用地域計画、史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画 歷史的風致維持向上計画

役

市民 事業者や団体

- 文化財や歴史資料の価値を理解するとともに、啓発することによりその価値を後世へ継承します。
- ・所有する文化財の保存修理に取り組みます。
- ・日常的な維持管理や防災防犯活動に努めます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・文化財や歴史資料の価値を理解し、行事などを通じてその価値を後世へ継承します。
- ・維持管理や防災防犯活動について、地域活動を通じて取り組みます。
- ・歴史的資産の魅力を掘り起こし、まちづくりに活かせるよう努めます。

行政

- ・文化財の保存修理事業や保存と活用にかかる計画策定に取り組みます。
- ・文化財や歴史資料について、専門家や関連自治体等と連携して調査や啓発活動に取り組みます。
- ・歴史的資産を活かした取組を進めます。

具体的な取組 課

[文化財・歴史資料]

- 県内最多の指定文化財、県内で 2 番目に多い埋蔵文化財包蔵地がありま │ 保存修理や適切な維持管理が必要で、継承が危ぶまれる
- 文化財・歴史資料を調査し、必要に応じ指定・登録を進めています。
- 所有者や保存団体等による保存修理など、文化財の保存・継承に努めて
- 文化財の価値や歴史の魅力を伝えるため、講演会や見学会等を開催する とともに、文化財施設で展示会を開催し魅力発信に努めています。
- パンフレットの作成やデジタルアーカイブを活用して文化財・歴史資料の 魅力を発信しています。
- 文化財が多くあります。また、文化財の防犯・防災対策も必
- 歴史・考古・民俗の資料の価値をより高めるため、適切に整 理し保存する場所の確保が必要です。
- 文化財や歴史を継承するため、学ぶことができる施設を整 備し、魅力や価値を伝える取組を継続的に行うことが必要

国民共有の財産である文化財や歴史資料を調査し保存するとともに、地域の資産として活用することで、シビックプライド の醸成、交流人口の促進につなげます

- ●未指定・未登録の文化財の調査・記録を促進して、保存すべきものを指定・登録します。
- ●文化財の保存修理や防犯・防災施設の整備、後継者育成を支援します。
- ●史跡や名勝、天然記念物は、環境整備や適切な維持管理、周辺環境の保全に努めます。
- ●埋蔵文化財は、埋蔵文化財包蔵地の適正な把握と周知に努め、適切に調査を実施し保存を図ります。
- ●歴史・考古・民俗の資料の価値をより高めるため、適切に整理し保存する場所の確保に取り組みます。
- ●文化財・歴史資料の調査・整理を継続して行い、市民等にその価値を伝えるため、講演会や見学会を継続的に開催します。
- ●デジタルアーカイブなどを活用し、さらなる歴史資料や文化財の魅力発信に努めます。

[歴史まちづくり]

- ●本市の文化財や歴史的特性をまちづくりに活かすため、歴史的風致維持 向上計画を策定し、歴史的資産を活用したまちづくりの事業を進めていま す。
- 重点区域において、高齢化や人口減少により、伝統行事の 継承が困難となっています。また、区域内の空き家や空き 地が増加し、歴史的景観の維持が困難となっています。
- 本市の魅力を発信し、賑わいを創出するため、この計画に 沿って歴史的、文化的遺産を活用したまちづくりを推進す る必要があります。

歴史的資産により、まちに付加価値を与え、歴史的資産を継承すると同時に市の魅力向上に寄与します

●歴史的風致形成建造物の指定や修景助成、まち巡りの拠点の整備や古民家再生事業などを推進し、歴史的な風致の維持向 上に努め、歴史資産を活かしたまちづくりを進めます。

- 80 -

3-8 住民自治·市民活動

めざす姿

住民自治活動、市民活動やボランティア活動が活発に行われている

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- 住民自治活動への参画者の拡大や、担い手の育成、組織運営の強化等を図ります。
- ⇒ 幅広い世代の主体的な市民活動への参加・参画を促進します。

持続可能なまちを

つながりを結び直す

- 全 全 全 会 全 会 を 中心に、各 種 団 体 等 が 連携・協力し、 地域が 主体的に まちづくりに 取り 組み、 魅力ある 地域づくりを 進めます。
- ⇒ 地域にとらわれない広域的な市民活動を促進し、団体同士の交流・連携につなげます。

計画

地区市民センターの整備に関する方針、地区市民センター整備計画

役 割

市民 (事業者や団体

- ・自治活動への理解を深め、積極的に活動に参加し、地域とのつながりを図ります。
- ・自らが社会を構成する主役であるということを意識し、積極的にまちづくりに参加します。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・住民自治協議会が中心となり、地域まちづくり計画に基づいた活動を実施し、個性と魅力があふれるまちづ くりに取り組みます。
- ・市民活動団体と連携したまちづくりに取り組みます。

行政

- ・住民自治協議会が将来にわたり継続して活動できるよう支援します。
- ・市民活動団体の安定的、持続的な活動を支援します。

状 題 具体的な取組 [住民自治] 地域の活力を維持し、自主自立した魅力ある地域づくりを進めます 少子高齢化の進展により、地域活動の担い手やリーダーとなる人 ●住民自治協議会をはじめとする地域活動の担い手不足等により、 ●自治基本条例に規定する財政支援について、適宜見直しを行います。 材の不足や運営スタッフの高齢化が顕著になっています。 活動の停滞が危惧されています。 ●住民自治協議会における人材育成、組織運営の強化、まちづくり計画の見直しなどの支援を行います。また、ニーズに応じ ●コロナ禍において住民自治活動が制約されたことにより、地域住 ●持続可能な地域社会の実現に向け、未来を見据えた住民自治のあ 民 た研修会の開催、住民自治協議会相互の交流や各種団体等の連携を促進します。 民同士のつながりの希薄化が進んでいます。 り方の検討が求められています。 ●引き続き、住民自治協議会の活動基盤の強化につながる地区市民センター指定管理者制度の導入を促進します。 ●住民自治の活動拠点である地区市民センターに指定管理者制度を ●地区市民センターの指定管理については、年々導入する地域が増 導入することにより、各地域のニーズに沿った施設運営を行って えてきていますが、地域の合意形成が得られていないなど、導入 います。 には至っていない施設があります。 [市民活動] 市民公益活動の活性化に向けた支援を行います ●市民活動支援センターに支援員を配置し、相談支援を行っていま ●相談内容が複雑化しており、支援員のスキルや知識がより一層求 ●支援員のスキルアップにつながる研修の受講や先進地視察を実施し、支援体制の充実を図ります。 められています。 ●市民活動や住民自治活動の支援に関し、中間支援組織(団体)等の外部委託手法の検討を行います。 ●市民公益活動は、住民自治活動と比較して市民の認知度が低い傾 ●人口減少に伴い、活動する団体や個人の数が減少傾向にありま ●若い世代に市民活動が認知されるよう SNS 等の様々な媒体を活用した情報発信を行います。 向にあります。 ●定住自立圏域内での住民活動の活性化に向けた新たな取組を検討します。 ●定住自立圏域内において、市町村を越えた交流を行なっている団 ●定住自立圏域で連携し、圏域内で公益的な住民活動をしている団 体の周知や、住民の参加・参画への促進、団体同士の交流の場の提 体は少数にとどまっています。 供等を行っています。

3-9 多文化共生

めざす姿

国籍や文化の違いを認め共生する

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- 地域における多文化共生社会づくりのキーパーソンを育成します。
- ⇒ 外国につながりをもつこどもたちの学習支援を行うなど、教育や子育てがしやすい地域 づくりを進めます。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ

● 日本人住民と外国人住民が共に地域社会の一員として、交流・活躍できる地域づくりを 推進します。

つながりを結び直す

合う社会の実現に向けた取組を進めています。

●2024(令和6)年度のまちづくりアンケートでは、多文化共生施策 の満足度は前回より3.8%、参画度も0.4%下がっています。

- 国籍に関係なく日本人住民と外国人住民が地域で協力し合える関係づくりを推進します。
- 多言語による相談体制を整えるとともに、すべての人に必要な情報を届けるよう取り組みます。

計画

多文化共生指針、多文化共生推進プラン

役 害

市民 (事業者や団体

- 助け合いの気持ちを持って行動します。
- ・日本人住民と外国人住民とをつなぐ、コーディネーターの確保、育成を図ります。
- ・外国人労働者の労働環境を整えるとともに、事業所内での良好な関係づくりに努めます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

- ・地域活動でつながりをもつ機会をつくります。
- ・外国人住民が地域の活動に積極的に参画できる環境を整えていきます。
- ・地域に住む外国人キーパーソンなどの活躍の場を提供します。

行政

- ・多言語による相談体制や情報発信を充実します。
- ・外国人住民が地域で交流できるよう住民の意識啓発を行います。

現 状 課 題 具体的な取組 [多文化共生] 外国人住民が日本人住民と「ともに」地域を支える担い手となります ●伊賀市の外国人人口は、2025(令和 7)年 3 月末現在で 6.177 ●多様化、複雑化する相談に対応する体制づくりが必要です。 ●外国人住民が安全に安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、充実した多言語相談や情報発信の取組を継続して行いま 人、人口に占める割合は 7.35%、国籍は 45 か国となっており、 ●外国人住民を取り巻く社会の潮流や生活環境の変化に関わらず、 年々増加傾向にあるとともに、定住化も進んできています。 安心して暮らし、活躍できる地域づくりを進めるため、継続した現 ●教育委員会と連携し、外国につながるこどもたちに寄り添った学習支援を行います。 ●外国人住民の高齢化や外国につながるこどもたちが増加している 状把握を行い、より効果的な取組を関係機関と協働する必要があ 文 ●多文化共生推進プランに基づく取組の進捗管理を行い、計画的に事業を進めます。 ります。 ため、相談が多様化・複雑化しています。 化 ●外国人住民アンケートなどを実施し現状把握を行います。 ●2023(令和5)年2月に多文化共生推進プラン(計画期間 ●多様な文化を認め合い、交流の機会を創出する必要があります。 ●「やさしい日本語」を広く周知し、活用するよう推進します。 2023(令和5)~2026(令和8)年)を策定し、多様な文化を認め ●外国人住民と日本人住民との交流の場を作り、多文化共生に対する理解を深めます。

- 82 -

4-1 地域経済

めざす姿

地域で循環する経済をつくる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

- ⇒ 循環型の地域経済を支える人材の育成に取り組みます。
- 大人も育つ

 → 地域経済の担い手である人材の育成支援や雇用の質の向上に取り組みます。

持続可能なまちを

- ⇒ 地域内循環、地産地消等、持続可能な産業構造の構築に取り組みます。
- た循環構造の構築に取り組みます。

つながりを結び直す

⇒ 市民や地元の企業、行政が協力してまちづくりに取り組む体制を整えます。

計画

役 市民 ・買物やサービスを利用するときは、できる限り市内の事業者を選ぶよう努めます。 事業者は、利用者が安全に商品の購入やサービスの提供が受けられるよう努めるほか、従業員が安心して働 (事業者や団体 ける環境を提供するよう努めます。 などを含む) 地域 ・地域住民への積極的な情報発信に努めます。 ・経済循環を意識した地域活動を推進します。 (住民自治協 議会) ・多様な媒体を活用し、内外への積極的な情報発信を行います。 ・市内からの公共調達に努めます。 行政 ・各種施策の効率的な推進と、高い効果発現をめざし、部内各所属が横断的に連携する(仮称)産業プロモー ションプロジェクトチームを設置します。

現る状	課題		具体的な取組
 (産業振興) 豊かな自然や歴史、伝統文化など、魅力的な地域資源がたくさんあります。 グローバル化、情報化の進展により地域を取り巻く経済環境が大きく変化しています。 人口減少や少子高齢化が進展し、地域経済の活力低下が懸念されています。 	 地域資源(自然、歴史、文化、地場産業など)を最大限に活用する必要があります。 多様な主体(市民、事業者、行政など)が業種を超えて連携し、持続可能な産業振興を図る必要があります。 コロナ禍以降地域の経済活動は回復傾向にありますが、物価高騰等の影響もあり、コロナ禍前の状況までの回復には至っていません。 	産業振興	 地域内で循環する経済を作ります ●部内各所属が横断的に連携する(仮称)産業プロモーションプロジェクトチームを設置します。 ●多様な主体が連携、協働できるよう、伊賀市産業振興懇談会の開催を始め、地域経済に関する情報や意見の交換ができる場を創出します。 ● (仮称)産業振興計画を策定し、市内の経済循環の活性化を図ります。 ●産業振興条例の認知度を高め、その理念を広く市民に周知します。
 〔公共調達のあり方〕 ● 過度の価格競争を防止するための最低制限価格の設定やスライド 条項の適切な活用のほか、総合評価方式や工事において週休2日 制を導入するなど、労働者の環境改善や地域の担い手の確保・育 成に取り組んでいます。 	● 現状の取組が、建設工事をはじめ業務委託や指定管理者の労働に 従事している人たちの労働条件や労働環境の改善に繋がっている か不透明です。	公共調達のあり方	働く人や地元事業者を豊かにするとともに、地域経済の活性化を図ります●関係団体等からの意見を集約し、課題等を整理したうえで、実情に応じた公契約条例を制定します。●条例の理念を広く周知するとともに、モニタリング等を実施し、効果的な運用を図ります。

4-2 農業·林業

めざす姿

人と自然が共生し、農林業を元気にする

みんなのテーマ

こどもが育つ、
大人も育つ

「食」は、こどもの心身の成長と健康維持、人格の形成に多大な影響を及ぼすことから、こどもたちへの食育の推進に取り組みます。
山の魅力を発信し、こどもたちへの木育、森林環境教育の推進に取り組みます。
山の魅力を発信し、こどもたちへの木育、森林環境教育の推進に取り組みます。
農業用施設の長寿命化対策により、計画的な修繕を実施します。
ため池の安全性と機能を長期間にわたって維持し、ライフサイクルコストの削減や利用者の安全・安心を確保します。
災害に強い山づくりを推進します。
「スマート農業」を推進し、作業の自動化や効率化、農業の負担軽減、高品質化を実現します。
● MAFF(農林水産省の所管する行政手続きや補助金・交付金の手続きをオンラインで

申請できるシステム)の普及に取り組みます。

⇒ 林業の新技術等の導入を支援します。

状

現

つながりを結び直す

● 集落営農組織などの地域の農業団体や農業関係団体と協働し、地域農業を共に元気にします。

● 集合呂辰和剛はこの地域の長来団体や長来対抗団体と励動し、地域長来を共に元気にしより ■ 県、JA、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携を図りながら進めます。

「市民みんなで食育推進」を合言葉に、生涯を通じた食育の推進に取り組みます。

⇒ 行政との連携や地域間、住民間の連携により、地域の活性化を図ります。

計画

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画、伊賀地域畜産クラスター計画、

食育推進計画、農業経営基盤強化促進計画、山村振興計画、地域計画、

中山間地域等直接支払事業、農業振興地域整備計画、獣害被害防止計画、国土強靭化地域計画、

農業用水路等長寿命化·防災減災計画、森林整備計画

役 割

市民

事業者や団体 などを含む)

- ・伊賀米や伊賀牛をはじめ伊賀の農畜産物を積極的に消費し、地元の農家を応援します。
- ・近年の農村地域の過疎化や高齢化の進行に伴い集落機能が低下しているため、他の地域との共同活動により 機能維持を図ります。
- ・山づくりへの理解と関心を深めます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・地元農家で組織する農業団体と連携し、農業の発展に協力します。
- ・農業・農村の有する多面的機能の維持管理を図るための活動を行います。
- ・森林・里山の整備や保全活動等森林資源を活かした地域づくりを図ります。

行政

します。

具体的な取組

- ・農業、農村の有する多面的機能の維持管理を図るための共同活動を支援します。
- ・間伐等の推進・林業事業体の育成・森林経営計画の策定等を支援し、森林が本来の機能を発揮できる取組を 進めます。

・農畜産物の安定生産や生産技術向上を県・JA等と協力して支援するとともに、伊賀の農畜産物を広くPR

持続可能な地域農業の維持発展に取り組みます ● 農家の高齢化や後継者不足により、担い手の減少が続いていま ● 資材等の高騰で安定的な収入が得られない状況です。 ● 伊賀の農畜産物を「食べる」「知る」機会を増やしていく必要があり ●農業のめざすべき姿とその施策を示した「農業振興計画」の策定に取り組みます。 ● 伊賀の農畜産物は県外での知名度が低いです。 ●国等の制度を活用し、高付加価値化や環境に配慮した農業を推進して生産者の経営所得安定を図るとともに、新規就農者 ●「オーガニックビレッジ」宣言を契機に、食に対する健康意識が高ま ● 伊賀地域の有機農産物が身近なものになることが望まれていま 農 確保に向けて「農業アカデミー」の可能性を検討します。 ●関係機関と協力して伊賀産品の販路拡大と農産物の PR を推進し、商業・観光との連携を図ります。また、地元資源を活か ● 地産地消の重要性について、認知が十分ではありません。 ●「農と食の結びつき」に対する関心を高める必要があります。 した農泊や農業体験の成功事例を紹介しながら地域の関心を促していきます。 ● イノシシ・シカによる獣害柵の破損、サルの出没が増加傾向にあり ● 鳥獣害による農業被害の増加により、耕作放棄地が誘発される悪 ●有機農産物の市内流通や消費システムの確立をめざし、取組を進めます。 循環が懸念されます。 農業被害が増加しています。 ●いがスマイル給食を通して、児童生徒や保護者に向けて地産地消や食育についての幅広い情報提供を行います。 ●獣害柵の補修についての支援や、伊賀市猟友会の会員数の増加にむけて、狩猟免許取得に対する支援を行います。 [農村整備] 農地及び農村資源(農道・水路等)保全のための共同活動を支援します ● 水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生 ● 農業従事者の減少や高齢化により、さらに一部の地域では組織の きものを育み、また、美しい農村の景観を維持するなど、農地とし 代表者も高齢化で持続することが困難な状況にあるところも見受 ●地域の共同活動を通じて、農業・農村の有する多面的機能の維持が保たれるよう、農地や水路、農道、ため池などの共用設 ての役割だけでなく多面的な機能があります。 けられます。このことから、多面的機能支払交付金事業に係る活動 備の維持管理や補修を行うための活動を支援します。また、この活動に伴う事務負担を軽減するために事務作業の簡素化 ● 多面的機能の維持管理は、農業従事者と非農家で構成された 99 組織数は、近年減少傾向にあります を検討し、活動組織数や担い手農家の減少傾向を抑制します。 組織(2025(令和7)年3月末現在)が取り組んでおり、取組につ ● 近年、一部のため池については堤体から漏水した水が外部に染み ●ため池の改修工事により長寿命化を図り、農業用水の利用がなくなったため池については、廃池工事を実施します。 いては多面的機能支払交付金事業で支援しています。 出したり、底樋や洪水吐きなどのため池堤体を横断する設備周辺 ● 伊賀市では、防災重点農業用ため池が 287 池(令和 7 年 3 月末 から水が漏れるなどの状況が見受けられる所もあります。 現在)あります。

題

課

 ◆ため池は主に農業用水を確保するために水を貯え、取水設備を備えた人工の池であり、多くのため池は江戸時代以前に作られたもので老朽化が進んでいます。 ◆農村の過疎化や農業者の高齢化により、利用されなくなった農業用ため池が増えています。 ◆安定した農業用水の供給に伴う、ため池の改修工事や防災対策の強化を図るために、利用されなくなったため池の廃止を進めています。 	 ◆ため池は所有者と管理者が異なることが多く、所有者が不明な場合があることに加え、私的財産であるため、土地や水利に関する権利調査や地元の合意形成に時間を要します。 		
 【森林環境】 ●本市の総面積 55,823ha のうち、森林面積は 33,780ha で 総面積の 60.7%を占めています。人工林の面積は 18,566ha あり、人工林の荒廃により森林が持つ災害防止機能が低下しています。 ● 林業労働者の高齢化・担い手不足・木材価格の低下等により林業経営の悪化、市内森林の荒廃化が進んでいます。 		森林環境	森林環境を整え、災害に強い森林づくり、魅力ある地域の山づくりを推進します
 【森林資源】 ●間伐材の搬出及び利活用が十分に行われていません。 ●地域産材の活用が十分に行われていません。 ● こどもたちは森林環境について関心を持っています。 ● 林業の持続には、森林資源の活用、人材育成の推進、担い手の確保等課題があります。 	 ●間伐材の利用促進を図る取組を推進する必要があります。 ●地域産材の利用促進やブランド化、下流の自治体との連携による水源の森林への関心を促す取組を推進する必要があります。 ● こどもたちの森林環境への理解と関心を深める取組を支援する必要があります。 ● 林業の持続的かつ健全な発展への取組を推進する必要があります。 	森林資源	 森林資源を有効活用し、山の魅力発信、木材の利用推進を行います ●森林所有者及び林業従事者の作業道整備、木材搬出の支援及び持続的な林業経営確立への支援を行い、森林の適正管理及び間伐材の利活用を推進します。 ●伊賀市産木材の搬出量を増加させ、ブランド化の推進、原木市場の活性化を図ることで、山林所有者の育林・施業への関心及び素材生産者等林業関係者の意欲の高揚を促進します。 ●テナント・店舗等において、伊賀市産木材で木質化されたモデル店舗を創出し、木の温もりを感じられる空間を情報発信することで、地域材の活用を促進します。 ●下流の自治体との連携による水源の森林への関心を促す取組を推進します。 ●こどもたちの森林環境教育活動を支援し、山づくり意識の普及啓発を推進します。

4-3 都市拠点

めざす姿

持続可能で魅力あふれる拠点をつくる

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ エリアの魅力を高めます。

未来に引き継ぐ

- 民間や地域が主体的に取り組めるような支援やしくみづくりを進めます。
- **⇒** 活性化事業の計画立案等において、ビッグデータを活用し、効果検証を行います。

つながりを結び直す

持続可能なまちを

- 事業者、地域、市が連携して市街地の賑わいづくりを進めます。
- 郊外への誘客など交流を深め、市域全体に効果を広げます。

計画

中心市街地活性化基本計画、都市マスタープラン

役 割

市民 (事業者や団体

などを含む)

- 拠点施設と地域事業者が連携したソフト事業の実施等に取り組みます。
- ・地域の事業者は、来訪者に立ち寄ってもらえるよう、店舗の魅力向上に取り組みます。
- ・地域拠点における人的ネットワークづくりに積極的に取り組みます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・来訪者が訪れたくなるようまちなかの美観維持に努めます。
- ・天神祭に代表される伝統文化事業を継承していきます。
- ・来訪者向けのまち歩きや語り部事業など、まちの魅力発信につながる事業に取り組みます。
- ・行政とのコミュニケーションを密に取り合います。
- ・起業やにぎわいづくりに取り組む事業者や地域を支援します。
- ・地域や地元事業者との協働のための調整を行います。
- ・各地域拠点に関係する職員は、地域課題の課題把握、庁内での情報共有を行います。
- ・都市マスタープランに基づく具体的な取組についての進捗管理を行います。

現状	課題		ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 【市街地の活性化】 ●中心市街地の高齢化は、伊賀市全体に比べさらに進んでおり、2023(令和5)年9月末日時点で高齢化率が37%を超えています。 ●本市の移住者に占める中心市街地への移住の割合は、平均すると約7%となっています。 	中心市街地では、三重県や伊賀市全体に比べ人口減少のペースが速くなっています。高齢化の進行やそれに伴う単独世代の増加がみられ、現住民の居住の継続に加え、若い世代の社会増加を図ることが求められています。	市街地の活性化	 便利で住みよいまちづくり ●まちなかの空き家・空き店舗等の既存ストックの活用により、多様な人々が働く場や交流の場をつくります。 ●市全体の都市機能を支えるとともに、まちなか居住の拠点として、買い物や移動、通院などの利便性が高く、こどもが遊び、学べる環境が充実した、多世代が暮らしやすく、住んでみたいと思える環境づくりを進めます。
 【都市機能の集約】 ●地域拠点を支える地域の人口減少に伴い、拠点機能の維持が難しくなっている現状では、新たな視点で地域を支える地域拠点づくりが求められています。 ●地域の高齢化も進行しており、日常生活の集積拠点の必要性が増加しています。あわせて、子育て支援、高齢者福祉の拠点機能も各地域の中心部などにあり、地域拠点での活力の継続性に課題が生じています。 	 ◆持続可能な地域づくりには、地域住民が主体となり、地域の資源や特性を生かしながら、自律的に発展していくことが必要です。 ◆都市マスタープランに位置づけた地域拠点内の各種事業の推進の際には制限がかかる事業内容もあり、それぞれ手法を選択する必要があります。 ◆地域拠点での課題を明確化したうえで、多方面からの協力、支援を得ながら地域主導で攻めと守りの取組を進めていく必要があります。 	都市機能の集約	 地域主導の攻め(価値向上)と守り(生活維持・向上)の取組 ●各地域拠点での課題の解決のための具体的な取組に関して、各部局・担当課にて推進するものの中から、都市マスタープランに位置づけられた方向性、目標にリンクするものの洗い出しを行います。 ●洗い出しにより出てきた地域拠点での課題、持続可能な地域づくりに資する取組に関して、全庁横断的に進捗について把握し、必要に応じて関係課との間で情報を共有します。
 【にぎわい忍者回廊】 ●中心市街地の空き家情報バンクの登録申請数は、年間5~6件であり、全体の登録申請の8%前後となっています。 ●2023(令和5)年度、年間を通しての調査では、中心市街地の店舗数 268 件に対して、空き店舗は 36 件となっており、全体の13.4%が空き店舗となっています。 	 中心市街地の空き家・空き店舗は、中心市街地の活気のなさにつながっており、利活用が求められるものの、利活用できる物件が少ないのが課題です。これらの利活用を促進し、中心市街地の回遊性向上に向け、新たな拠点を整備することが求められています。 	にぎわい忍者回廊	 伊賀らしい歴史文化資源を活用した集客促進 ●既存の歴史的資源や空き家・空き店舗の活用により立ち寄り拠点を作ります。 ●物産品、宿泊、体験メニュー等既存の支援を提供することで魅力を高め、まちなか周遊への誘導を図ります。特に新たな拠点整備として、地域住民や観光客が交流できる施設を整備し、さらなるにぎわいの創出をめざします。また、それらを繋げる工夫により、歩いて楽しい回廊づくりを進めていきます。

4-4 商工·労働

めざす姿

地域の特性を活かし、商工業活動を盛んにする

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ ⇒ 地域の商工業認知度向上を図り、地産地消、地域内循環の機運を醸成します。

事らしやすい住環境を提供し、安定化促進、企業立地につなげます。

● 地域に誇りを持ち、安心して事業継続、事業承継できる環境を整えます。

持続可能なまちを
 多様化する消費行動に対応した事業活動環境を整えます。

していきます。

つながりを結び直す

○ 官民連携を基本としながら、市の主体的な取組も併せた産業用地開発を推進していき ます。

計画

伊賀・名張地域産業活性化基本計画、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画、 都市マスタープラン、工場誘致条例、創業支援等事業計画

役

市民

事業者や団体

などを含む)

- ・買物やサービスを利用するときは、できる限り市内の事業者を選ぶよう努めます。
- ・事業者や団体は、あらゆる場面を通じて、伊賀市の商工業の魅力発信に努めます。
- ・伊賀市のモノづくりに誇りを持ち、ここで働き続ける人を増やしていきます。

地域 (住民自治協 議会)

- ・自らの地域のみならず、市内各地域の商工業事業者、団体と積極的に連携し、地域内への発信を行います。
- ・立地企業との交流を活発にし、働きやすく、住みやすい環境づくりに努めます。

- ・商工団体を支援し、市内の商工業の市内外への発信を進めます。
- ・事業者同士の連携を進め、発信の効果、効率を高めます。
- ・地域内での経済循環率を高めると同時に対外発信などを通じて、他地域からの様々なモノ・ヒトの流入を促

	課題	具体的な取組
 【商工業】 ● 後継者不足により、地域に密着した商店街の空き店舗が増加しています。 ● エネルギーの高騰や物価上昇により、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境が厳しくなっています。 ● 豊かな自然や歴史、伝統文化など、地域資源を活用した魅力的な特産品などを登録する「伊賀ブランド認定制度」があります。 	 ●後継者育成や中小企業者の事業継続には、各支援機関連携による情報提供や支援体制が必要です。 ●官民が連携・共同し、地場産業振興や新たな産品づくりの推進、伊賀ブランド認定品や伝統的工芸品の価値向上、伊賀の魅力の効果的な情報発信・販路拡大に向けて戦略的に取り組むことが必要です。 	 商工業や地場産業の振興、後継者育成、事業者の意欲高揚を図ります ●商工団体や商店街が行う、商工業の発展や後継者育成、継続的な集客と賑わいを創出するための事業支援、物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業継続・持続的発展に向けた支援に継続して取り組みます。 ●伊賀ブランド認定品をはじめ伊賀の地場産業の魅力を国内外に発信するとともに、伝統的工芸品である「伊賀焼」や「伊賀くみひも」の体験機会を創出し、更なるブランドカの強化と事業者の生産・販売意欲の高揚、販路拡大・新たな商品開発、将来の担い手確保につながる取組を官民が連携・協働して推進します。 ●産業振興の視点を加味したふるさと納税を強化します。
 〔企業立地〕 ● 企業誘致活動について、関西・中部の2大経済圏の中間に位置している地勢的優位性と南海トラフ地震等の災害時に津波の恐れがない安全面での優位性があります。 ● 工場誘致条例に基づき、新規立地・増設を行う工場に対して、優遇や助成を行う立地奨励制度があります。 	企業が市内に立地する意思はあるものの、立地可能な産業用地が少ないため、その機会を失っています。奨励金や助成金等の立地奨励制度について、周辺自治体に見劣りしない奨励制度が必要です。	企業立地 雇用確保及び税収確保のため、産業用地の創出並びに市域全体への企業誘致を進めています ●新たな産業用地の創出に加えて、市内の民間遊休地や居抜き物件の情報収集を行い、情報発信や交流セミナーを通じて立地を検討している企業の獲得に繋げます。 ●企業立地を促進するため、周辺自治体の奨励制度を調査し、立地奨励制度の見直しを進めます。
 〔起業、雇用・労働〕 新しく事業を始めたいと考えている人がいます。 少子高齢化が加速し、労働者人口が不足しています。 高齢者人口が増加していますが、多くの方は就労意欲や能力を有しています。 	 起業ニーズに対し、支援する体制や金銭的支援が求められています。 深刻な人手不足に対し、市外求職者へのアプローチ強化が必要です。 高齢者や支援が必要な若年者の就業機会確保、多様な働き方を支える労働環境づくりなどが必要です。 	起業、

4-5 観光

めざす姿

観光客と地域住民が共に地域の資源に魅力を感じ、 大切にしている

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

⇒ 身近にある様々な歴史、伝統、文化などの地域資源の良さを再発見・再評価し、実践、 共感へつなげます。

- 観光施設を安全・安心な状態で維持します。
- **持続可能なまちを**

 □ デジタル技術を活用した効果的な情報発信に取り組みます。
 - 未来に引き継ぐ ⇒ 環境に配慮した持続可能な観光まちづくりを進めます。
 - ⇒ キャッシュレス化など旅行者の利便性向上を図る取組を進めます。

⇒ 定住自立圏等近隣自治体やゆかりの地と連携し、観光誘客を促進します。

し、共感へつなげます。

す。

計画

観光振興ビジョン

光振興への理解を深めます。

市民 事業者や団体

- ・市民は地域に誇りを持ち、自ら情報発信します。
- ・観光地域づくりの旗振り役であるDMOを中心に連携し、地域資源の魅力を向上させます。
- ・おもてなしの心を持ち、魅力的な観光商品やサービスの提供により、来訪者の満足度を向上させます。

地域 (住民自治協 議会)

などを含む)

・世代間や地域外の人々との交流を促進し、地域に受け継がれた文化や行事の継承に努めます。

- ・持続可能な観光まちづくりを公民連携により推進する体制を構築し、強化します。
- ・地域が一体となって来訪者を受け入れる機運を醸成するとともに、案内看板や公衆トイレなど受入環境の整 備を進めます。

現状	課題		具体的な取組
〔観光誘客・情報発信〕● 伊賀流忍者発祥の地として忍者を切り口とした観光誘客に長年取	●世界中で「日本=忍者」のイメージは強いものの、「忍者=伊賀」の	観	進行する人口減少や少子高齢化による経済の減少を観光交流人口の増加によって経済を活発化させ、補います
り組んでおり、忍者のまちとしての認知度が高くなっています。	イメージにはつながっていません。	光 誘	●忍者ゆかりの地との連携や、伊賀流忍者をテーマにした忍者体験施設の開業を契機に、「忍者=伊賀」となるような、誘客
● 社会情勢の変化と共に旅の目的が多様化しています。	● 変化する観光客のニーズに対応するためデータの収集、分析が必	客	プロモーションやイベントを実施し、情報発信に取り組みます。
● 有形資産(観覧)だけでなく無形資産(体験等)や高付加価値商品	要です。	情	●データマーケティングにより、観光施策に取り組む目的や手段、ターゲットを明確に設定します。
等観光客の旅に求めるものが変化してきています。	● 関西圏近隣都市を訪れる外国人観光客を十分に誘客できていま	報	●県や三重県観光連盟と連携し、海外を含め効果的なタビマエの情報発信を充実させます。
● 大阪、京都、奈良等の関西圏近隣都市に外国人観光客が集中して	せん。	発信	●関西方面の観光団体や近隣地域と連携し、誘客につながる関西圏でのイベントやプロモーションを実施し、また、広域周遊
います。	● 誘客につなげるため、旅行前に観光資源の魅力を十分に伝えるこ	16	のしくみを構築します。
	とが必要です。		
〔観光客の受け入れ〕			地域に根付く魅力ある資源を面的に捉え、活用することで地域に関心を持つ関係人口を増加させ、文化の継承や保全につ
● 城下町エリアをはじめ、多くの魅力的な有形無形の歴史的資源や	● 観光案内の看板やサインの多くが老朽化しています。	観	なげるとともに、にぎわいを創出します
観光資源を有しています。	● 耐震不足や運営者が不在のため未利用となっている市有施設が	光	●インバウンドをはじめ観光客が不自由なく周遊できる観光案内看板やサインを整備します。
● コロナ禍を経て、見るだけの観光から文化・伝統工芸の体験や地	数多く存在しています。	客の	●未利用観光施設の利活用をはじめ、有形・無形の様々な歴史的資源を活用し、保存と活用のバランスの取れた持続可能な
域の人との交流などに観光の形態が移行してきています。	● 観光客の満足度を向上させ、滞在時間の延伸につながる体験メニ	受	観光まちづくりに取り組みます。
● 観光振興が地域にもたらす効果や、多くの市民が受益者となり得	ューの充実や観光資源の魅力をより深く伝えることのできる人材	けっ	●有形無形の観光資源を観光コンテンツとして磨き上げ、観光客の滞在時間を延伸させ、満足度やリピーター率を向上させ
ることを盛り込んだ「観光振興ビジョン」を策定しました。	の確保が必要です。	n	ます。
	●「観光振興ビジョン」の考えについて、理解を深める取組が必要で		●市民が地域の魅力を再発見したり、観光まちづくりに関する知識を得られる機会を創出し、「観光振興ビジョン」に掲げる観

4-6 関係人口

めざす姿

若者や移住者に選ばれる

みんなのテーマ

こどもが育つ、

● 伊賀市への移住を促進し、市内や市外も含めた伊賀市のファンや関係人口を創出しま

大人も育つ
・ 地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域の課題を解決します。

持続可能なまちを 未来に引き継ぐ ■ SNS や様々なデジタルツールを活用しながら、市内外の多様な主体と連携します。

つながりを結び直す

● 地域課題の解決に向けて、多様な主体と連携し、人材を育み、シビックプライドを醸成し ます。

● 地域の新たな担い手づくりや移住者の定住化を進めます。

計画

IGABITO(伊賀びと)育成ビジョン

役 ・市民としての誇りを持ち、学びや交流の機会を通じて自己実現に取り組みます。

市民 (事業者や団体 などを含む)

・市内外の様々な人と積極的に交流します。

地域

(住民自治協

・市民が生涯活躍できる場をつくり、世代間交流、地域間交流を進めます。

・移住者が地域で力を発揮しやすい環境をつくります。

行政

議会)

・大学や高校等と連携し、地域課題の解決に向け、若者をはじめ全世代のシビックプライドを醸成します。

・本市の魅力や住みやすさをPRするとともに、移住希望者や移住者へきめ細かい支援を行います。

現状	課題		具体的な取組
 【地域創生】 ● 三重大学、伊賀市文化都市協会、上野商工会議所と市が連携し、地域課題の解決に向けた三重大学伊賀連携フィールド事業を展開しています。 ● 近畿大学との間で包括連携協定を締結しています。 ● 未来の担い手となる意識と実行力を持った若者(IGABITO)の育成をめざし、IGABITO 育成事業を展開しています。 	 本市が抱える地域課題、行政課題の解決に向け、関係者が連携した継続的な取組が必要です。 関係人口の創出・拡大や、未来の伊賀市を担う若い世代の人材育成が必要です。 伊賀市が持続可能なまちであり続けるために、取り組むべき課題を設定し実行できる人材を育成する必要があります。 	地域創生	 若者の定住意識を高め、関係人口とともに地域課題を解決します ●本市全体を大学生や研究者が行きかう研究のフィールドとし、大学等との連携により、地域課題の解決に取り組みます。 ●ふるさと納税(個人版・企業版)などを活用し、地域の魅力や取組を広く発信し、関係人口を創出・拡大します。 ●地域、高校等、行政などが連携し、未来の伊賀市を担う若い世代の人材育成を継続的に取り組みます。 ●国の制度などを活用しながら、地域課題の解決につながるローカルスタートアップの支援のしくみを構築します。
 【移住】 ●移住コンシェルジュによる移住相談や、東京や大阪などで開催される移住相談会に参加し、本市を移住先として選んでもらえるよう取り組んでいます。 ●移住者同士の交流や地域との連携などのフォローにより、本市への定住に繋がるよう取り組んでいます。 ●地域おこし協力隊が行う地域課題の解決や地域活性化の取組をサポートすることで退任後の定住をめざします。 	 移住先として選ばれるよう、他に先駆けたプロモーションや移住施策に取り組む必要があります。 地域や市内団体における地域おこし協力隊制度の利活用意識を高めるためのしくみづくりが必要です。 若者や子育て世代の転出超過が顕著です。 地域おこし協力隊の本市への定住につなげるためのしくみづくりが必要です。 	移住	伊賀市への移住を促進します ●移住コンシェルジュによるきめ細やかな相談を行います。 ●SNS を活用したプロモーションや、他分野との連携による実体験型のセミナーを開催し、本市の魅力を広く発信します。 ●若者世代や子育て世代をターゲットにした取組を進めます。 ●地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域の活力向上と隊員の定住を図ります。

5-1 計画の推進①

めざす姿

効果的な自治体運営

みんなのテーマ

こどもが育つ、

□ 「市民にも全国にもつながる広報」として、こどもや若者ともつながるよう魅力ある情報発 信に努めます。

大人も育つ ⇒ 総合計画で掲げる将来像の実現に向け、みんながまなびの機会を通じて、これからの公共 や福祉、農林業、地域コミュニティなど、さまざまな分野の担い手となります。

持続可能なまちを

● 情報をめぐる社会環境やニーズに合わせ、SNS・ホームページなどデジタルを主体とした 情報発信を強化します。

未来に引き継ぐ ○ 人口減少が進む中においても、サービスと効率性のバランスが取れた自治体運営により、市 民、地域、民間事業者等の活動や必要な行政機能を維持します。

つながりを結び直す

- 「市民に伝わり、つながる広報」として市民をはじめ誰にでも情報が確実に伝わり、市政へ の関心を高め、共創を促進するよう、市民とのコミュニケーションの強化を図ります。
- ⇒ 市が抱える課題をみんなで共有・共感し、共に課題解決に取り組む共感による参加型社会 づくりを進めます。

計画 広報戦略指針

市民 事業者や団体 なども含む)

- ・市の広報活動によって市の情報や魅力を知り、自ら市の施策を調べたり、共感して行動を起こしたり、情報 を周囲に広げる活動を行います。
- ・公共への理解を深め、本市が抱える課題解決に参画するとともに、互助・共助による地域課題解決に取り組

地域 (住民自治協

- ・市の広報活動や地域の情報・魅力などを、積極的に地域住民に周知・共有します。
- ・地域が抱える課題を地域住民と共有し、課題解決に取り組みます。

議会)

- ・分かりやすい広報に努め、ターゲットやニーズに合わせた情報発信を行います。
- ・市民の意見や要望を把握し市政に反映するため、広聴機能を充実させます。
- ・信頼される行政を実現するため、市民等への情報共有のしくみづくりを進めます。
- 行政
- ・行政課題の解決に向けた取組が、市民、地域、民間企業などに、共感されるしくみづくりを進めます。
- ・まなびによって社会や行政との協働に参画する人材を育てるしくみづくりを進めます。
- ・互助・共助の機能を再構築する取組を進めます。
- ・持続可能な自治体経営のため、行政サービスの向上と効率的な行政運営を実現します。

現 状 課 題 具体的な取組 [広聴広報] 市民と行政が連携・協働し、まちづくりを進めるために、正確な市政情報を共有します ●市民が知りたい情報と、市民に伝えたい情報が確実に「伝わる」広報をめ ● デジタル媒体を活用した情報発信力が弱く、市外向けに地域 ざし、2024(令和 6)年2月に策定した広報戦略指針に基づき、 の魅力を十分にアピールできていません。 ●広報紙、行政情報番組、ホームページ、プレスリリース配信サービス、SNS など、各媒体の特性を踏まえた効果的な情報発 「広報いが」を月1回発行、行政だより「ウィークリー伊賀市」を毎週更新し 広 ● 市政に対し市民が関心をもち、それぞれの行動変容につなが 信を行います。 放送しているほか、市長定例記者会見、市公式ホームページ運用等を行っ 聴 るよう、広聴広報を行っていく必要があります。 ●市民との対話や市長自ら情報発信する機会を増やすなど、広聴機能の充実を図ります。 ています。また、市外への情報発信力強化のため、プレスリリース配信サ ● 広報戦略指針に基づき、市民目線に立った分かりやすい情 ービスや各種 SNS を活用しています。 ●広報戦略指針及びアクションプランに沿った取組を行い、時勢に応じて随時見直しを行います。 ●市民とコミュニケーションを図り、市民が市政に対し興味を持つとともに、 報発信を行うため、職員のスキルアップや意識の醸成が必要 ●各部署において、指針等を基に戦略的広報が実践できるよう研修を行います。 市政への協力や参画につなげるため、出前講座、ホームページの問い合 せ窓口、パブリックコメント、eモニター制度等を活用した広聴活動を行っ ています。 〔公共のしくみづくり〕 共感による公共のしくみを整えます ● 市民の市政への満足度を示す「伊賀市まちづくりアンケート」における 38 ● 市が抱える課題等の解決に向けては、市民との共有や共感 ●総合計画に「これからの公共」の考え方を示し、共感による公共のしくみづくりを進めます。 施策の満足度(満足、やや満足)が、2023(令和5)年度では 50.8%、2 が必要です。 ●「これからの公共」を実現するため、総合計画のマネジメントや行政改革の手法を見直し、適切な PDCA サイクルによる事 024(令和6)年度では50.1%と0.7%減少しており、依然として半数以 ● 持続可能な市政運営に向けては、市民サービスとのバランス しくみづくり 務事業の実施を推進します。 上の市民が現在の市政に満足していな状況です。 を図りながら、効果的で効率的な事務事業の実施が必要で ● 行政における事務事業評価に対し、有識者や公募委員で構成する伊賀市

- 行政事務事業評価委員会で、補助金や指定管理者制度などをテーマに事 業見直しに関する提言がなされています。なお、一部の事務事業について は、成果指標が設定されていないものや成果が測りにくいものが存在し ます。

[ひとづくり]

● 市民の市政への参画度を示す「伊賀市まちづくりアンケート」における38 施策の参画度(あてはまる、少しあてはまる)が、2023(令和5)年度では 42.6%、2024(令和6)年度では 43.5%と 0.9%増加していますが、 依然として半数以上の市民が参画していない状況です。

- 市民が市政に興味、関心を持った際に、まなびや参画に繋げら れる環境づくりが必要です。
- 「これからの公共」の実現に向け、市が抱える課題を解決するた めの人材が必要です。

まちづくりに参画する人材や市が抱える課題解決のための人材育成に取り組みます

- ●総合計画に「ひとづくりの考え方」を示し、福祉、農林業、地域コミュニティなど、さまざまな分野の担い手となるひとづくり に取り組みます。
- ●伊賀市が抱える課題解決のため、市職員のプロフェッショナル人材育成に取り組みます。

とづくり

5-2 計画の推進②

めざす姿

効果的な自治体運営

みんなのテーマ

こどもが育つ、

⇒ 市役所で働く人がいきいきと働き、自らの成長を実感できるような組織運営に努めます。

● 複雑・多様化する行政課題に対応するため、行政運営に必要な人材を確保するとともに多 様な人材が活躍できる職場環境を整備します。

- - ⇒ 幼少期からの地域間交流を進め、圏域の一体感を醸成します。

持続可能なまちを

● 多様化する行政課題に効果的に対応できる組織づくりを進めます。

⇒ ゆかりや交流のある自治体とのつながりを大切にし、近傍・遠距離の自治体との災害時等 の応援・協力関係づくりを進めます。 未来に引き継ぐ ⇒ 生活圏を一にする自治体とともに、互いに役割を分担しながら、圏域全体で必要な生活機

⇒ 生活圏と行政単位とのねじれの解決に向け、国や県との適切な関係を築きます。

つながりを結び直す

● 対話からはじまる参加と協働をめざし、地域等と連携を図ることができる組織づくりを進

- ⇒ 定住自立圏をはじめとする近隣自治体と協働し、必要な専門人材や知見の確保に取り組 みます。
- ⇒ 定住自立圏をはじめとする近隣自治体やゆかりの地との連携や交流を進めます。
- ⇒ 行政間だけでなく、地域間、住民間の交流もさらに進めます。

計画

人材育成基本方針、職員定員管理方針、職員研修推進計画

「次世代育成支援対策及び「女性職員の活躍の推進」に関する特定事業主行動計画 障がい者活躍推進計画、伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン、いこか連携ビジョン

市民

事業者や団体 なども含む)

- ・まちづくりの主役として広い視野に立ち、持続可能なまちづくりを推進できる組織づくりのための意見を述 べます。
- ・職員とのコラボレーションを通じて相互の学びを促進します。
- ・生活圏を共にする近隣市町村の住民をはじめ、市内外の様々な人たちと交流します。
- ・事業や団体の活動を圏域内外に広げます。

地域 住民自治協 議会)

- ・自らが取り組む地域づくりに際して、相互に補完・協力できる組織について、お互いに理解を深めます。
- ・職員と協力して地域の課題に取り組み、実践的な経験を通じて職員の成長を支援します。
- ・共通の地域課題を有する近隣市町村の自治組織をはじめ、様々な主体との連携や交流を進めます。

- ・多様化する行政課題に効果的に対応できる組織づくりを進めます。
- ・必要な人員を確保するとともに、職員の育成における組織文化を形成し、学びや成長を促進する環境を整備
- ・府県境にとらわれず、生活圏を共にする近隣自治体との連携を進めます。
- ・様々な連携の枠組みを活用し、国や関係府県等に地域の声を届けます。

現状	課題		具体的な取組
〔行政組織〕● 市行政を効果的かつ能率的に運営するため、庁内に組織改善委員会	● 組織が細分化され、市民にとってわかりにくい組織となっています。	LIX	変化する社会情勢に柔軟に対応し、市の政策・施策を効果的かつ能率的に進められる組織をめざします
を設置しています。 ● 毎年、各部から組織の改編にかかる提案を受け、組織を見直しています。	● 人口減少等により、財源、人員等の行政資源の減少が見込まれます。 ● 生活環境や社会の変化により、住民ニーズが多様化しています。	組織	●市の政策・施策を効率的に進めることができるよう、定期的に組織の見直しを行います。
【人材】● 人口減少や少子高齢化、個人の価値観の多様化、デジタル社会の進展など、社会の変容に伴い複雑・多様化する行政課題に対応するため人材の確保・育成の重要性が高まっています。	 生産年齢人口の減少により、技術職を始めとする人材の採用が困難となっています。 職員が積極的にリスキリングやスキルアップできる環境を整える必要があります。 今後増加する役職定年職員や再任用職員、育児や介護をする職員など多様な人材が活躍できる職場環境を整備する必要があります。 	人材	 地域課題の解決や効果的・効率的な住民サービスの提供など市の責務の達成に必要な人的資源を確保します ●多様な試験方法の工夫や多様な人材の採用、外部人材の活用、公務の魅力の発信などに取り組み、人材の確保を図ります。 ●人材の育成プログラムの整備や育成手法の充実、人事評価制度を始めとする人事管理制度の整備に取り組み、人材の育成を図ります。 ●職員の心身の健康管理やハラスメントの防止、ワークライフバランスの実現などに取り組み、職場環境の整備を図ります。
 【広域連携】 ● 2022(令和 4)年4月の自治基本条例改正に際し、国、県、他の地方公共団体等との関係づくりに関する規定(広域連携)を新設しました。 ● 伊賀市を中心市とする「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」(構成自治体:京都府笠置町、・南山城村、奈良県山添村、名張市)を形成し、定住自立圏共生ビジョンに基づき、様々な取組を進めています。具体的には、高校進学エリアの拡大のほか、圏域ロゴマークの作成、N-1 グランプリ、救急相談ダイヤル24 の共同運用など、圏域の一体感の醸成や住民間交流に力を入れています。 ● 県及び県内自治体による「知事との円卓対話等」を通じた課題共有や、若手職員による共同研究を通じ、職員間の交流を深めています。 ● 隣接する亀山市、滋賀県甲賀市と「いこか連携プロジェクト」に取り組むとともに2024(令和6)年10月に奈良市と包括連携協定を締結しました。 	減少が共通の地域課題になっています。 ● 幼少期からの交流等を通じた一体感の醸成が必要です。	広域連携	 ■・県等との適切な関係づくりや、様々な分野でゆかりのある自治体との交流を進めます ●定住自立圏域を構成する市町村と連携・協働し、「生活機能」「結びつきやネットワーク」「圏域マネジメント」を強化するとともに、圏域のこどもたちのエリアプライドの醸成や住民間の交流を図ります。 ●情報発信に力を入れ、取組の見える化を進めるとともに、役割分担の明確化、推進体制のスリム化を図ります。 ●行政圏域と生活圏域の間に生じているねじれやずれの解消に向け、市長会や様々な連携の枠組みを通じて、国・県に提言や要望等を行います。 ●「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」や「伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議」において、これからの連携のあり方について検討を行うとともに、隣接する奈良市と連携・交流し、特に生活圏域を共有する月ヶ瀬地区との交流を進めます。

5-3 計画の推進③

5. 計画の推進

めざす姿

効果的な自治体運営

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ ⇒ デジタル技術を活用し、全ての世代が伊賀市で生活しやすい環境を確保します。

● 将来的な人口減少に対して、デジタル技術を活用し、市民、地域、企業の活動や行政機能 を維持します。

持続可能なまちを

未来に引き継ぐ ⇒ 新しい技術の導入によるサービスの維持向上をめざすとともに、省力化や効率化に努め、 その取組が市民や地域に受け入れられている社会をめざします。

つながりを結び直す

● 行政だけでなく民間企業、NPO、自治組織、市民などが持つそれぞれの専門性を活かして 共通の目標達成をめざす社会を実現します。

計画

デジタルトランスフォーメーション基本方針及び実行計画

役割

市民

(事業者や団体

なども含む) 地域

・デジタルサービスの取組を理解し、積極的に利用します。

・人口減少がもたらす課題に対して、誰かが解決するものと捉えず、課題の当事者として解決に向けて協力し ます。

(住民自治協

・デジタルサービスの進展により、取り残される可能性のある市民に寄り添うため、行政とともにデジタルデ バイド対策に取り組みます。

・人口減少が引き起こす課題に対して、共通の認識のもと、行政やその他団体と積極的に取り組みます。

行政

議会)

・政策立案や業務改革にあたっては、収集、集積したデータを活用するとともに、デジタル化を前提としてし くみを構築します。

現 状	課題	具体的な取組	
〔デジタル変革〕			市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります
● コロナ禍以降社会全体のデジタル化が急速に進んでいる中、オン	● 既に導入したサービスの利用促進に取り組む必要があります。	デジ	中氏サービスの向上と1 政連名の効率化を図りより
ライン申請、キャッシュレスサービス、遠隔窓口システム、公共施設	● 業務の一連の流れについて、デジタルで完結できるしくみを導入	ソタ	●デジタルトランスフォーメーション基本方針に基づき、市行政が行う各種行政サービスについて、デジタル技術やデータを
予約システム、RPA、AI-OCR などのデジタルツールを随時導入	することが必要です。	ル変	活用し、市役所に行かなくても手続きができるオンラインサービスの拡充に取り組みます。
しています。	● 情報を取り扱う職員の意識の向上やデジタルデバイド対策に取り	革	●広報やホームページはもとより、機会を捉えて新しいサービスの周知を行い利用促進に取り組みます。さらに、デジタル機
● 各種証明書のオンライン申請やコンビニ交付など、デジタル技術を	組み、市民の不安を取り除く必要があります。		器に不慣れな人でも操作が容易にできるようサービス向上に向けた改善にも取り組みます。
用いたサービスの導入を進めていますが利用が伸びていません。			●高度・複雑化する情報社会に対応するとともに、市民の情報を守り市民が抱くデジタル利用の不安を低減するため、職員に
● 事務効率の向上をめざしたデジタル化を進める過程であり、アナ			対する情報セキュリティ研修の実施など情報セキュリティ対策に取り組みます。
口グな処理が混在しているため事務が煩雑になっています。			
● デジタル社会においては、情報漏えいやウイルス感染など、様々な			
脅威があり、デジタル利用に不安を感じる人もいます。			

5-4 計画の推進④

● 公有財産の民間や地域を含めた積極的な利活用を推進するため、民

いますが、事業化を中止する事案が生じています。

間提案制度を導入するなど、未利用財産等の有効活用に取り組んで

めざす姿

健全な財政運営

みんなのテーマ

こどもが育つ、 大人も育つ

- ⇒ 市の財政状況についての理解を深めるため、わかりやすく多様な手段で情報提供に努めます。
- ⇒ 人口減少と高齢化により税収の減少と社会保障費の増大が見込まれる中、納税意識の向上に努めます。
- ⇒ 少子高齢化に伴う人口減少を踏まえた、持続可能な公共施設の総量をめざします。

持続可能なまちを

- 未来に引き継ぐ
- ⇒ 人口減少等による将来的な歳入規模の縮小傾向を前提とした、安定的な財政運営を行います。
- ⇒ 公有資産の利活用を図るため、民間提案制度等を活用した有効利用の推進に取り組みます。
- ⇒ 縮小となった施設のコスト削減により、新たな財源を生み出し、新たな投資により施設運営を 適正化する縮充を図り、市民サービスの充実に努めます。

つながりを結び直す

- ⇒ 市民や地域など、まちづくりの主体の理解のもと、持続可能な財政運営を行います。
- ⇒ 税は「公共サービス」を提供するための重要な財源であるため、納税に対する意識の向上に努めます。
- ⇒ より効果的かつ効率的に施設や機能の維持を図ることに加え、新たな施設の活用方法が期待できる民間の意見を取り入れます。

計画

中期財政見通し、公会計財務書類、公共施設最適化計画、公共施設等総合管理計画

役 割

市民 事業者や団体

- ・市の財政状況について、自らのこととして関心を持ちます。
- ・市税等の納付の必要性を認識し、納付義務を果たします。
- ・未利用財産等公有財産の利活用について、民間提案制度等を活用し提案します。

地域 (住民自治協

議会)

なども含む)

- ・行政との連携と協力のもと、財政支出の効率化、適正化に寄与します。
- ・地域の用途廃止された施設等の未利用財産の有効活用に向けて行政と共に検討します。

- ・適正な規模による効果的、効率的な財政運営に向けた改革に常に取り組みます。
- ・業務の効率化を図るとともに生み出した経営資源を効果的に投資するしくみを構築し、持続可能な行政経営 を実現します。

行政

・税制度について、分かりやすい周知及び丁寧な説明を行い、市民の納税意識の向上に取り組みます。

●公有資産について、「共感による公共のしくみ」を踏まえ、将来の必要性を十分に見極めた上で、普通財産の売却処分や民間

●公共施設最適化計画実行計画について、遂行による地域活性への影響等を検証し、施設の最適な配置と施設運営の適正化

- ・納付環境の充実に努め、納期内自主納付を推進するとともに、滞納債権について適正に滞納処分等を行い、 収納率を向上させます。
- ・持続可能な公共サービスの実現に向けて、施設の必要性と既存施設の有効活用を検討し、適切な公共施設マネジメントに取り組みます。

現 状 課 題 具体的な取組 [財政運営] 将来的な歳入規模の縮小傾向を前提とした中で、安定的な行政サービスが維持できる財政運営を行います ● 今後、人口減少等により市税や地方交付税などの一般財源の減収が ● 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、効果的で 財政運営 見込まれる一方で、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の高 効率的な財政運営をめざして、維持管理経費などの縮減や、市 ●適正な財政規模を把握するため、過去の財政データや収入・支出の費目ごとのトレンドの詳細な分析に基づく財政見通しを 止まり傾向が続いており、年々予算規模が肥大化傾向にあります。 債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の 作成し、定期的にローリングしながら、各年度の予算編成への反映を行います。 ● 市の将来を見据え、効果的な投資を継続していく必要がありますが、 改革に取り組む必要があります。 ●充当率や交付税算入率が低い起債を原則行わないなど、起債事業を厳選するとともに借入額が償還額を上回らないよう、 市債に依存した多額の投資は将来負担比率などの財政健全化指標を プライマリーバランスを堅持します。 悪化させる要因となります。 [税収と債権] 納税者サービスの向上と地域振興に寄与する持続可能な税収の確保をめざし、市税収納率の向上に努めます ● 毎年の税制改正への対応に加え、税システムの標準化や、個人住民税 ● DX 化を推進するため、課税台帳とマイナンバーの紐付けを迅 市債権について、滞納整理を効果的に進めます 申告の電子化など、eLTAX やマイナポータルを活用した地方税の事 速かつ正確に実施する手法の確立が課題となっています。 ●税務手続きのデジタル化や業務におけるデータの活用によって、税に関する手続きや業務の在り方を抜本的に見直します。 ● スマートフォンなどの情報端末を使った電子申告手続きにつ 務手続きの DX 化を進めています。 ● 住民基本台帳ネットワークシステム情報を活用し、市民やこどもたちが、伊賀の歴史文化を知り、地域への愛着や誇りを育 ● 市全体の滞納繰越債権額は、第2次総合計画期間内に約7億8千万 いては、幅広い年齢層への利用方法の周知が課題となってい む機会が不足しています。 円を減少することができましたが、2023(令和 5)年度末で約 14 億 ます。 ●課税台帳とマイナンバーを紐付けることで、課税対象の適正な把握を行い、公平で透明性のある課税を実施します。 円の債権が未済となっています。 ● 滞納繰越債権の解消に向けた取組を更に進める必要がありま ●広報活動や説明会を実施し、個人住民税の電子申告など、納税者のオンライン手続きの利用を促進します。 ●納税環境の充実に努め、納期内納付の推進を図るとともに、適切な対応を速やかに行い、税収確保及び、滞納繰越の防止に ● 新たな滞納債権について、早期に解消し、繰り越さない取組が 重要です。 ●市債権の一元管理により、法に則した処分を一律に行うことで、適切に管理を進めます。 ●各債権所管課と連携し、滞納予防に努めます。 〔公有財産〕 持続可能な公共サービスの実現に向けた公共施設マネジメントに取り組みます

- 93 -

● 事業化に向けて用途変更を伴う利活用については、各種法規

制の適応に時間と費用を要することが課題であります。

公

に努めます。

提案制度等の活用による有効利用を推進します。

第4章 横断的な取組



横断的な取組の考え方

「第1章 はじめに」では、今後に向けて「豊かなひとづくり」「継承と変革」「これからの自治」という3つの視点でまとめ、「第2章 構想」では、「すべての ひとが輝く 地域が輝く 〜みんなで話そう 伊賀市の未来〜」の実現を伊賀市の将来像に掲げるとともに、計画のテーマを「こどもが育つ、大人も育つ」「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」「つながりを結び直す」としました。

この章では、第1章や第2章でまとめた3つの視点やテーマに基づき、第3章に掲げられた分野別施策を再構築します。

■計画全体に共通する視点・テーマ・指標

視点「みんなのテーマ」	将 来 像
豊かなひとづくり「こどもが育つ、大人も育つ」 ・すべてのこども、すべての人の権利を保障する ・多様な人材が活躍できる ・生涯を通じ、学びや学び直しができる ・様々な分野の担い手づくりを進める	
継承と変革「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」 ・土地や資源を有効に活用し、災害や危機に備える ・「まち」と「むら」が共生する ・地域経済の好循環を生み出す ・新しい流れを力にする	「すべての ひとが輝く 地域が輝く ~みんなで話そう 伊賀市の未来~」 の実現 【指標】 市民満足度の向上
これからの自治「つながりを結び直す」 ・自治における「公共」のあり方を見直す ・対話の場を広げ、市民参画を促進する ・地域力を高め、地域の課題を解決する ・内外の多様な主体と協働する	



豊かなひとづくり「こどもが育つ、大人も育つ」

こどもも大人もともに学び、ともに成長できるよう、分野横断的かつ計画的に豊かなひとづくりを進めます。

防災・危機	・こどもから大人まですべての市民が防災意識を高め、地域の防災力の向上を推進します。 ・若者や女性など多様な人材が参画できる防災活動を促進します。
消防・救急	・消防職員や消防団員は、火災や急病の際に寄り添い、住民のニーズに応えます。
医療	・限られた医師・看護師等の医療介護人材の確保・育成に向けた取組を進めます。
共生社会	・地域を支える人材を育成するために、福祉教育プログラムを充実させ、幼少期から地域への愛着を育みます。 ・少子高齢化により、地域とのつながりの希薄化や、生きづらさを抱える方の様々な課題に対し、分野を超えた横 断的な包括的な支援体制の強化を進めます。
健康	・働く世代から健康を意識し、健診を受診するなど生涯健康に暮らすことができる身体づくりを推進します。
スポーツ	・こどもから大人まで市民が生活の中で気軽に運動、スポーツに親しみ、こどもたちの健全育成をはじめ、市民の 体力向上や心身の健康増進が図られる環境の創出をめざします。
高齢者福祉	・介護人材の高齢化が進んでいるため、こどもの頃から介護の仕事に触れる機会を設けるなど、将来的に介護人材 の確保が図られるような取組を進めます。
障がい者福祉	・障がいのあるなしを問わず、個人として尊重され、すべての人が自由に社会参画できるユニバーサルデザインの 理念に基づいた暮らしやすいまちづくりをめざします。 ・障がい福祉の仕事の魅力を伝え、人材確保につながる取組を進めます。
環境	・安心して生活できる環境を形成し、豊かな自然を次世代につなぎます。

廃 棄 物	・ごみの資源化を推進するため、地域や学校と共に取り組みます。
上下水道	・地域の学校との連携を図り、浄水場の施設見学を通じ、上下水道のしくみや水の浄化について学ぶ機会を提供し、 水の循環を含む水環境に関する教育活動を実施します。
都市政策	・郷土伊賀市への愛着、誇りを育みます。 ・地域の誇りとなる景観保全や良好な景観を創出します。
住 宅	・郷土への愛着を持ち、豊かな心を育むため、こどもも大人も快適に暮らせる住環境を創出します。
公共交通	・こどもから高齢者まで、交通弱者が利用しやすく、市民にとって身近な存在となる公共交通をめざします。
防 犯 ・ 交 通 安 全	・犯罪や消費者被害から市民を守るため、正しい知識の普及啓発や定着を図ります。 ・交通事故の根絶に向け、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
こども	・こどもに対する施策を展開する際は、当事者が意見を出せる機会を創出します。 ・こどもの人権を尊重し、保護者、地域と協力して「こども」を中心においた幼児教育・保育に取り組みます。
人権・平和	・部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない、お互いが尊重される「人権文化都市」の構築をめざします。・若年層をはじめ、すべての世代に平和の大切さの意識を伝承するために、市内小・中学校や関係機関等と連携します。・性のあり方にかかわらず、誰もが対等な立場で意見等を出し合い、多様な意思が尊重される社会をめざします。
同 和	・差別のない明るい社会をめざし、隣保館・児童館を中心に、部落差別について正しい知識の習得、生きる力を育む学習、地域での仲間づくりを推進します。
学校教育	・保護者、地域、学校(園)、教育委員会が連携・協働し、開かれた学校づくりを進めます。 ・経済的理由等に関わらず、ひとしくその能力に応じた教育を受ける環境を整えます。
生涯学習	・生涯にわたってあらゆる機会や場所で自主的・自発的に展開できるよう、さまざまな学習環境を整えます。 ・部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さず、お互いが尊重される「人権文化都市」をめざします。 ・地域に根差した人権教育・啓発の拠点として、教育集会所等の機能強化を図ります。

文化・芸術	・こどもたちが文化芸術を体感できる機会を拡充します。 ・文化の担い手や後継者を育成し、次世代へと繋ぎます。
歴 史 ・ 文 化 遺 産	・歴史資料や文化財を保存・活用することにより、こどもも大人も地域に誇りを持つことができるようにします。 ・豊かな歴史遺産や伝統行事、大切な文化財を継承するひとづくりを進めます。 ・歴史的資産を活用したまちづくりを進めることにより、住みたい、訪れたいまちをめざします。
住民自治・ 市 民 活 動	・住民自治活動への参画者の拡大や、担い手の育成、組織運営の強化等を図ります。 ・幅広い世代の主体的な市民活動への参加・参画を促進します。
多文化共生	・地域における多文化共生社会づくりのキーパーソンを育成します。 ・外国につながりをもつこどもたちの学習支援を行うなど、教育・子育てしやすい地域づくりを進めます。
地域経済	・循環型の地域経済を支える人材の育成に取り組みます。 ・地域経済の担い手である人材の育成支援や雇用の質の向上に取り組みます。
農業・林業	・情報発信や新規就農者支援を進め、農業を志し農業を始める若者を増やします。 ・「食」は、こどもの心身の成長と健康維持、人格の形成に多大な影響を及ぼすことから、こどもたちへの食育の推進に取り組みます。 ・山の魅力を発信し、こどもたちへの木育、森林環境教育の推進に取り組みます。
都市拠点	・エリアの魅力を高めます。
商工・労働	・地域の商工業認知度向上を図り、地産地消、地域内循環の機運を醸成します。 ・暮らしやすい住環境を提供し、安定化促進、企業立地につなげます。
観光	・身近にある様々な歴史、伝統、文化などの地域資源の良さを再発見・再評価し、実践、共感へつなげます。
関係人口	・伊賀市への移住を促進し、市内や市外も含めた伊賀市のファンや関係人口を創出します。 ・地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域の課題を解決します。

計画の推進① ・広聴広報 ・公共のしくみづくり ・ひとづくり	・「市民にも全国にもつながる広報」として、こどもや若者ともつながるよう魅力ある情報発信に努めます。 ・総合計画で掲げる将来像の実現に向け、みんながまなびの機会を通じて、これからの公共や福祉、農林業、地域 コミュニティなど、さまざまな分野の担い手となります。
計画の推進② · 行政組織 · 人材 · 広域連携	 ・市役所で働く人がいきいきと働き、自らの成長を実感できるような組織運営に努めます。 ・複雑・多様化する行政課題に対応するため、行政運営に必要な人材を確保するとともに多様な人材が活躍できる職場環境を整備します。 ・圏域全体で人口定住に必要な生活機能を確保します。 ・幼少期からの地域間交流を進め、圏域の一体感を醸成します。
計画の推進③ ・デジタル変革	・デジタル技術を活用し、全ての世代が伊賀市で生活しやすい環境を確保します。
計画の推進④ ・財政運営 ・税収と債権 ・公有財産	・市の財政状況についての理解を深めるため、わかりやすく多様な手段で情報提供に努めます。 ・人口減少と高齢化により税収の減少と社会保障費の増大が見込まれる中、納税意識の向上に努めます。 ・少子高齢化に伴う人口減少を踏まえた、持続可能な公共施設の総量をめざします。



継承と変革「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」

先人から受け継いだ豊かな地域資源を有効に活用し、さらにその価値を高めることで、人口減少が進む中にあっても持続可能な伊賀市を次世代に引き継ぎます。

防災・危機	・自発的な防災活動に関する計画策定の推進や、防災力向上の取組を支援します。 ・想定される災害リスクを考慮し、関連計画に反映させます。 ・災害情報の収集、共有を迅速かつ適切に行うため、情報通信体制等の強化を図ります。
消防・救急	・持続可能な消防行政サービス提供のため、効率的で効果的な消防体制を構築します。 ・高齢化に的確に対応し、安心できる救急体制を構築します。 ・大規模災害時には、公助機関が機能しないおそれがあることから、自助・共助機関の強化を図るとともに、他地域か らの受援計画をブラッシュアップします。
医療	・国の医療DXの推進と共に、医療機関の事務効率化を図り、院内システムの導入を促進します。
共生社会	・保健・医療・福祉分野の連携をさらに進めるとともに、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、地域と専門機関をつなぐ機能を強化していきます。 ・地域共生社会を実現するためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ち、多様性を理解し、受け止めることが大切です。
健康	・検診や出前講座など各種コンテンツの申込みを待つだけでなく、積極的に情報を提供し、申込みに繋げます。 ・健診の申込にDXを取り入れ、受診しやすい体制を作ります。
スポーツ	・既存施設の利用実態や老朽化の状況等を把握し、環境にやさしくエネルギー効率の高い施設に改善し、誰もが安全に安心して利用できる施設環境の充実を図ります。また、災害時には避難場所や支援拠点として有効活用します。 ・ホームページ・SNS等の広報媒体を活用し、市内外の人々の興味、関心を高める取組を進めます。 ・スポーツ施設へのオンライン予約システムの導入を進めます。
高齢者福祉	・地域社会の一員として役割を持ち、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域で暮らす「共生社会」をめざします。 ・介護ロボットやICT等の導入について研究し、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に繋げま す。

障がい者福祉	・透明字幕表示ディスプレイを設置するなど、円滑でわかりやすい窓口対応のための環境を整えます。
環境	・地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進することで、かけがえのない伊賀の自然を守り、未来を担う次世代の こどもたちに引き継ぐ体制を構築します。
廃 棄 物	・4R(リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル)を推進し、ごみ減量化や資源化のさらなる推進を図ります。
上下水道	・上下水道施設の耐震化、老朽化施設の更新を進め、水の供給と衛生環境の維持を確保します。 ・上下水道施設の統廃合及び長寿命化対策を進めるとともに、合併処理浄化槽の推進を図ります。 ・各種申請の電子化、上・下水道管路台帳システムを統合し、ホームページ上で閲覧できるよう検討します。 ・省エネルギーを促進する設備の導入等、環境負荷の低減を図ります。
都市政策	・ハザードマップの周知徹底等、災害リスクの低減に向けた取組を行います。 ・災害時の物資輸送道路の確保や維持管理、橋梁の耐震補強を行い、災害に強い道路整備や維持管理を行います。 ・既存内水排水対策施設の維持管理を徹底し、施設機器の長寿命化に努め、必要な更新等を行います。 ・公共施設の長寿命化・省エネルギー化を図り、災害時でも事業継続や早期復旧できるように設計を行います。
住宅	・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、除却工事等の促進により、木造住宅等の耐震化を進めます。 ・公営住宅等長寿命化計画による市営住宅のマネジメントを強化します。 ・空き家の流通・再生や古民家再生活用を促進します。
公共交通	・伊賀鉄道をはじめとする公共交通を、まちづくりの資源として捉え、みんなで利用し、次世代につなぎます。 ・デマンド運行やライドシェアなど、新たな運行手法や、自動運転などの省力化につながる技術の導入の可能性を検討 します。
防 犯 · 交 通 安 全	・消費生活相談システムのDX化など、相談体制の充実を図ります。 ・情報通信技術を活用するなど、交通事故の未然防止対策の充実を図ります。
こども	・デジタル化の推進により、子育て支援サービスの利便性及び、幼児教育・保育の業務効率を向上させ、こどもに関わる時間を増やすことで保育の質を高めます。
人権・平和	・インターネットを悪用した差別や人権侵害をなくしていくための取組を進めます。 ・多様な人権問題について相談しやすい環境を整えます。

同 和	・隣保館や児童館において積み上げてきたノウハウやネットワークの活用に加えて、SNSの活用など相談・支援体制の充 実を図り、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と貧困の連鎖解消に向けた意識改革や行動変容を促進します。
学校教育	・こどもたちが確かな学力と人権感覚を身につけるとともに、郷土伊賀を誇りに思える意識を育てていきます。 ・誰一人取り残すことのない教育を実践し、すべてのこどもたちの自己実現を図ります。 ・学校施設長寿命化計画に基づき、環境面に配慮しつつ、学校施設等の改修等に取り組みます。 ・ICT機器の整備、維持管理により、児童生徒の学習環境を整え、教職員の働き方改革と教育の充実を図ります。
生涯学習	・社会教育講座配信、移動図書館の取組等を進めます。 ・インターネット上等における差別的な投稿が横行する中で、インターネット等を介した差別・人権侵害の解消に向け た取組に努めます。 ・SNSを活用するなど相談できる機会を充実します。
文化・芸術	・文化ホール等の文化施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕を行います。
歴 史 ・ 文 化 遺 産	・文化財を次世代へ継承できるよう、防災対策を進めます。 ・歴史資料や文化財を調査・活用し、「まち」・「むら」の多様な歴史・文化の発信に努めます。 ・デジタル技術を導入し、文化財に親しむ機会の充実に努めます。
住民自治・ 市 民 活 動	・住民自治協議会の地域力・防災力の強化を図るとともに、活動拠点となる地区市民センターの長寿命化を行います。 ・住民自治協議会および市民活動団体に対し、デジタル化への取組や環境対策等を支援することで持続可能なまちづく りを推進します。
多文化共生	・日本人住民と外国人住民が共に地域社会の一員として、交流・活躍できる地域づくりを推進します。
地域経済	・地域内循環、地産地消等、持続可能な産業構造の構築に取り組みます。 ・ビッグデータを活用するなど、大局的な見地から分析・検証し、地域の特性や資源に応じた循環構造の構築に取り組 みます。

農業・林業	・農業用施設の長寿命化対策により、計画的な修繕を実施します。 ・ため池の安全性と機能を長期間にわたって維持し、ライフサイクルコストの削減や利用者の安全・安心を確保します。 ・災害に強い山づくりを推進します。 ・「スマート農業」を推進し、作業の自動化や効率化、農業の負担軽減、高品質化を実現します。 ・ e MAFF (農林水産省の所管する行政手続きや補助金・交付金の手続きをオンラインで申請できるシステム)の普及に取り組みます。 ・林業の新技術等の導入を支援します。
都市拠点	・民間や地域が主体的に取り組めるような支援やしくみづくりを進めます。・活性化事業の計画立案等において、ビッグデータを活用し、効果検証を行います。
商工・労働	・地域に誇りを持ち、安心して事業継続、事業承継できる環境を整えます。・多様化する消費行動に対応した事業活動環境を整えます。・交通網の整備によるアクセスを向上し、この地域での企業活動の将来性を積極的にPRしていきます。
観光	・観光施設を安全・安心な状態で維持します。 ・デジタル技術を活用した効果的な情報発信に取り組みます。 ・環境に配慮した持続可能な観光まちづくりを進めます。 ・キャッシュレス化など旅行者の利便性向上を図る取組を進めます。
関係人口	・SNSや様々なデジタルツールを活用しながら、市内外の多様な主体と連携します。
計画の推進① ・広聴広報 ・公共のしくみづくり ・ひとづくり	・情報をめぐる社会環境やニーズに合わせSNS・ホームページなどデジタルを主体とした情報発信を強化します。 ・人口減少が進む中においても、サービスと効率性のバランスが取れた自治体運営により、市民、地域、民間事業者等 の活動や必要な行政機能を維持します。
計画の推進② · 行政組織 · 人材 · 広域連携	 ・多様化する行政課題に効果的に対応できる組織づくりを進めます。 ・ゆかりや交流のある自治体とのつながりを大切にし、近傍・遠距離の自治体との災害時等の応援・協力関係づくりを進めます。 ・生活圏を一にする自治体とともに、互いに役割を分担しながら、圏域全体で必要な生活機能等を確保します。 ・生活圏と行政単位とのねじれの解決に向け、国や県との適切な関係を築きます。

計画の推進③

- ・デジタル変革
- ・将来的な人口減少に対して、デジタル技術を活用し、市民、地域、企業の活動や行政機能を維持します。
- ・新しい技術の導入によるサービスの維持向上をめざすとともに、省力化や効率化に努め、その取組が市民や地域に受け入れられている社会をめざします。

計画の推進④

- · 財政運営
- ・税収と債権
- ・公有財産

- ・人口減少等による将来的な歳入規模の縮小傾向を前提とした、安定的な財政運営を行います。
- ・身の丈に合った規模による財政運営を維持していくための予算編成の改革に取り組みます。
- ・DXを積極的に進め、利用者の利便性の向上と事務の効率化を図ります。
- ・公有資産の利活用を図るため、民間提案制度等を活用した有効利用の推進に取り組みます。
- ・縮小となった施設のコスト削減により、新たな財源を生み出し、新たな投資により施設運営を適正化する縮充を図り、 市民サービスの充実に努めます。



これからの自治「つながりを結び直す」

今後のまちづくりに不可欠な「持続可能性」という観点から、あらためて自治における「公共」のあり方を見直すとともに、様々な 地域の課題を解決していくために、内外の多様な主体とのつながりを結び直します。

防災・危機	・市民、住民自治協議会、自主防災組織、防災ボランティア、事業者等と市がそれぞれの責務及び役割を果たし、相互 に連携して防災対策に取り組みます。 ・災害などの危機に迅速かつ的確に対応するため、県や関係機関との連携を進め、災害対応力などの強化を図ります。
消防・救急	・大規模災害に備え、自主防災組織などの共助組織との連携を強化します。
医療	・二次救急医療機関としてニーズに対応できるよう体制を整備するとともに、一次医療機関や高齢者施設等と連携し、 地域包括ケアシステムの構築に取り組み、安心して暮らせる地域を支えます。 ・伊賀救急医療圏域内である名張市と協働して医療提供体制の維持・確保に努めます。 ・市民病院は、他の病院、診療所、施設等多様な主体と連携を密にして地域医療体制を構築します。
共生社会	・地域や専門機関が協働して、市民の生活を支えられる体制づくりを進めます。
健康	・地域間、世代間、住民間の交流を進め、市一体となり健康増進に努めます。 ・医師会や医療機関と連携し、検診の受診率向上に取り組みます。
スポーツ	・誰もが気軽に運動、スポーツを通じた体力向上や健康づくりができるよう、各種スポーツ団体や指導者などの関係者 と連携し、持続可能で多様なスポーツ活動の機会を提供します。
高齢者福祉	・住民自治協議会、介護予防リーダー、いきいきサロン運営者、市内事業所、医療機関、学校、認知症カフェ等と協働 し、安心して過ごせる地域づくりを進めます。 ・権利擁護支援を充実させるため、伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携します。 ・行政・介護関係事業所が一丸となり、介護人材の育成に取り組みます。

障がい者福祉	・地域や障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、効果的な支援を行います。 ・障がい者地域自立支援協議会を通じたネットワークづくりをさらに強化していきます。
環境	・市民や民間事業者との協働により、脱炭素社会の構築を図ります。
廃棄物	・持続可能なごみの適正処理の確保に向け、周辺市町村と連携したごみ処理広域化の取組を進めます。
上下水道	・地域の住民や企業、行政が協力して、美しい水環境を守ります。
都市政策	・伊賀流多核連携型都市の実現をめざし、全市統一の制度である伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づいた土地 利用管理を地域と連携して進めます。
住宅	・住まいのセーフティネット機能を活かしたまちづくりを進めます。 ・連携協定団体や空家等管理活用支援法人と協働した空き家対策を推進します。 ・住民自治協議会と連携し、地域とのつながりを強化します。
公共交通	・地域のニーズにあった交通を、市民と共に検討します。 ・福祉有償運送やスクールバスなど、他分野の様々な移動手段と連携し、また定住自立圏域などの、生活圏域を共にす る地域間での相互利用を図ることができるなど、多様な交通ネットワークを構築します。
防 犯 ・ 交 通 安 全	・地域ぐるみの啓発や防犯対策に取り組むことで地域力を高め、犯罪のない安心なまちづくりをめざします。 ・県や市、警察、交通安全協会と連携し、地域の交通状況に合わせた安全対策に取り組みます。
こども	・行政、教育機関、地域の住民、企業など、地域の様々な関係者が協力し合いながら、子育ての課題やニーズに対応す るための取組やサービスを実施します。
人権・平和	・関係団体等との連携を図り、人権・平和への意識を広げていくための取組を展開します。
同 和	・生活実態調査などに基づき部落差別解消に向けた課題と対応を整理し、関係所属と庁内連携による支援体制を構築するとともに、地域や関係団体と協働の取組を進めます。

学校教育	・ICT機器の効果的な活用により、こどもたちの個別最適な学びを保障するとともに、教職員の働き方改革を進めます。 ・保護者、地域、学校(園)、教育委員会が連携・協働し、より望ましい教育環境づくりを進めます。
生涯学習	・市民、地域と協働して生涯を通じた学びを推進します。 ・学校とともに地域全体でこどもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。 ・人権同和教育を推進するために行政・地域・市民が一体となり取り組みます。
文化・芸術	・文化振興条例や文化振興ビジョンに基づき、市民、地域、行政、事業者、公益文化団体など各主体がそれぞれの役割 を自覚し、連携・協働します。
歴 史 ・ 文 化 遺 産	・文化財や歴史資料は市民の宝物であり、市民・所有者・地域・専門家とともに国・県及び周辺自治体と連携して保護 と活用に努めます。
住民自治・ 市 民 活 動	・住民自治協議会を中心に、各種団体等が連携・協力し、地域が主体的にまちづくりに取り組み、魅力ある地域づくり を進めます。 ・地域にとらわれない広域的な市民活動を促進し、団体同士の交流・連携につなげます。
多文化共生	・国籍に関係なく日本人住民と外国人住民が地域で協力し合える関係づくりを推進します。 ・多言語による相談体制を整えるとともに、すべての人に必要な情報を届けるよう取り組みます。
地域経済	・市民や地元の企業、行政が協力してまちづくりに取り組む体制を整えます。
農業・林業	・集落営農組織などの地域の農業団体や農業関係団体と協働し、地域農業を共に元気にします。 ・県、JA、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携を図りながら進めます。 ・「市民みんなで食育推進」を合言葉に、生涯を通じた食育の推進に取り組みます。 ・行政との連携や地域間、住民間の連携により、地域の活性化を図ります。
都市拠点	・事業者、地域、市が連携して市街地の賑わいづくりを進めます。 ・郊外への誘客など交流を深め、市域全体に効果を広げます。
商工・労働	・商工団体や商店街をはじめ、定住自立圏など近隣自治体との連携を進めます。 ・官民連携を基本としながら、市の主体的な取組も併せた産業用地開発を推進していきます。 ・ビジネスマッチングによる企業間交流を促進します。

観光	・定住自立圏等近隣自治体やゆかりの地と連携し、観光誘客を促進します。 ・それぞれの地域で受け継がれた歴史、伝統、文化などの地域資源の良さを互いに尊重し、共感へつなげます。
関係人口	・地域課題の解決に向けて、多様な主体と連携し、人材を育み、シビックプライドを醸成します。 ・地域の新たな担い手づくりや移住者の定住化を進めます。
計画の推進① ・広聴広報 ・公共のしくみづくり ・ひとづくり	・「市民に伝わり、つながる広報」として市民をはじめ誰にでも情報が確実に伝わり、市政への関心を高め、共創を促進するよう、市民とのコミュニケーションの強化を図ります。 ・市が抱える課題をみんなで共有・共感し、共に課題解決に取り組む共感による参加型社会づくりを進めます。
計画の推進② · 行政組織 · 人材 · 広域連携	・対話からはじまる参加と協働をめざし、地域等と連携を図ることができる組織づくりを進めます。 ・定住自立圏をはじめとする近隣自治体と協働し、必要な専門人材や知見の確保に取り組みます。 ・定住自立圏をはじめとする近隣自治体やゆかりの地との連携や交流を進めます。 ・行政間だけでなく、地域間、住民間の交流もさらに進めます。
計画の推進③ ・デジタル変革	・行政だけでなく民間企業、N P O、自治組織、市民などが持つそれぞれの専門性を活かして、共通の目標達成をめざ す社会を実現します。
計画の推進④ ・財政運営 ・税収と債権 ・公有財産	・市民や地域など、まちづくりの主体の理解のもと、持続可能な財政運営を行います。 ・税は「公共サービス」を提供するための重要な財源であるため、納税に対する意識の向上に努めます。 ・より効果的かつ効率的に施設や機能の維持を図ることに加え、新たな施設の活用方法が期待できる民間の意見を取り 入れます。



第3次伊賀市総合計画の達成目標

全体の達成目標

第3次伊賀市総合計画では、3つのテーマ「こどもが育つ、大人も育つ」「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」「つながりを結び直す」 を定め、計画を推進していきます。

これらのテーマに基づく政策について、市民(事業者や団体などを含む)、地域(住民自治協議会)、行政が各々の役割を果たすことで得られる「達成目標」を設定します。

「達成目標」を基にPDCAサイクルに沿った定期的な「成果測定(評価)」と継続的な「改善」を行うことで、政策の実効性を高めていくものとします。

■第3次伊賀市総合計画の将来像 「すべての ひとが輝く 地域が輝く」の実現

KPI 指標	単位	策定時値	目標値
満足度	%	50.1	55.0

出典:伊賀市まちづくりアンケート調査

■豊かなひとづくり「こどもが育つ、大人も育つ」

KPI 指標	単位	策定時値	目標値
ア)将来の夢や目標があると答える児童・生徒の割合	%	76.1	80.0
イ) 身近な機会をとらえ「学び」を行っている市民の割合	%	33.5	上昇

出典:ア)全国学力・学習状況調査、イ)伊賀市まちづくりアンケート調査

■継承と変革「持続可能なまちを未来に引き継ぐ」

KPI 指標	単位	策定時値	目標値
ウ)市民所得	万円	307	311
エ) 地価(市内28地点の地価公示価格の平均値)	円/㎡	27,939	現状維持

出典:ウ)三重県の市町民経済計算、エ)一般社団法人土地情報センター

■これからの自治「つながりを結び直す」

KPI 指標	単位	策定時値	目標値
才)参画度	%	43.5	48.0

出典:伊賀市まちづくりアンケート調査

巻末資料

<u>5-1</u>

策定経過

策定計画

策定計	<u> </u>						-	
				策定本部		審議会		
2023(令	和5)年							
12月	18日		0	策定方針の検討			策定	2方針
14 /7	26 日				0	策定方針の検討		
2024(令	和6)年							
1	16 日	市議会議員全員協議会(パブリックコメント)						
1月	22 日	策定方針 ・パブリックコメント募集(1/22~3/11)・・18 人、54 件						
		・住民自治協議会へ照会						
2月								
3月								
4月	18日		0	策定方針の検討			J	
5月	1日	策定方針の確定						
	8日	策定方針を市議会へ報告					検	討
6月								
7月	18日		0	合併後 20 年の振り返り計 画の考え方検討				
8月	5日	伊賀市総合計画審議会へ諮問			0	基本的な考え方		
0月	7日		0	施策・基本事業検討				
8/23~	~9/6		0	各課ヒアリング				
9月								
10月	1日		0	計画の体系検討 施策・基本事業検討				
10万	30 日				0	合併後 20 年の振り返り 計画の体系検討		
	14 日				0	施策・基本事業の検討		
11月	26 日		0	合併後の20年の振り返り 計画の体系検討				
10 🖽	17日	住民自治協議会へ諮問(12/19~3/5) ・・24 団体提出			0	施策・基本事業の検討		
12月	19 日		0	構想・計画のテーマ検討				

2025(令	和7)年							
1月	23 日		0	構想・計画のテーマ・施 策・基本事業の検討				
2月	7日				0	構想・計画のテーマ・施策・ 基本事業の検討		
2月	20 日		0	構想・横断的な取組の検 討				
3月	27 日				0	将来像 横断的な取組 住民自治協議会からの答申	中間	案
4月	18日		0	構想・計画のテーマ・施 策・基本事業の検討				
	2日				0	中間案の検討		
5月	23 日	市議会議員全員協議会(パブリックコメント)						
0,1	26 日	中間案 ・パブリックコメント募集(5/26~6/30)						
6月								
7月	15日		0	最終案の検討			最 終	条案
17	25 日				0	最終案の検討		
8月	6日		0	計画案の確認				
07	7日					答申		7
9月		市議会定例月会議(議案)					茅	₹

伊賀市総合計画審議会条例

改正 平成20年3月26日条例第6号 平成21年12月25日条例第37号 平成22年3月30日条例第2号 平成24年3月1日条例第5号 平成25年3月14日条例第12号 平成26年3月28日条例第15号 平成27年3月30日条例第15号 平成28年3月28日条例第1号 令和3年3月15日条例第2号 令和7年3月26日条例第2号

伊賀市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し、必要な事項を調査審議するため、伊賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議し、その 結果を市長に答申する。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査し、及び審議して市長に意見を具申することができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、審議事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を 聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、未来政策部未来政策課において処理する。 (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。附 則(平成27年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊賀市行財政改革推進委員会条例の廃止)

- 2 伊賀市行財政改革推進委員会条例(平成19年伊賀市条例第36号)は、廃止する。 (伊賀市総合計画推進委員会条例の廃止)
- 3 伊賀市総合計画推進委員会条例(平成19年伊賀市条例第39号)は、廃止する。 (伊賀市自治基本条例推進会議条例の廃止)
- 4 伊賀市自治基本条例推進会議条例(平成24年伊賀市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月28日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月5日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日条例第2号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



伊賀市総合計画審議会委員

区分	氏名	所属	備考
学識経験を有する者	岩﨑 恭彦	三重大学	会長
(1号委員)	久 隆浩	近畿大学	
	オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学	
	片桐 新之介	合同会社C. SSSコーポレーション	
	朴 恵淑	三重県地球温暖化防止活動推進センター	
市民からの公募による者	奥井 公子	公募委員	
(2号委員)	成底 正好	公募委員	
	山本 いずみ	公募委員	
公共的団体等を代表する者	高井 篤史	伊賀市消防団	
(3号委員)	奥西 利江	社会福祉法人 維雅幸育会	
	荒井 惠美子	男女共同参画ネットワーク会議	
	舩見 くみ子	公益財団法人 伊賀市文化都市協会	
	市川 覚	伊賀市地域公共交通活性化再生協議会	
その他市長が必要と認める者 (4号委員)	加納 圭子		副会長

※敬称略

伊 総 政 第 81 号 2024 (令和6) 年8月5日

伊賀市総合計画審議会 会長 様

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市総合計画について(諮問)

伊賀市総合計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、総合計画に関する 事項について、貴審議会の意見を求めます。

2025(令和7)年8月7日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

伊賀市総合計画審議会 会長 岩﨑 恭彦

伊賀市総合計画について(答申)

2024(令和6)年8月5日付伊総政第81号で諮問のありました伊賀市総合計画について慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添の第3次伊賀市総合計画(案)を適当と認めましたので答申します。

なお、答申にあたり下記のとおり意見を付します。

記

部局横断的に取り組みを進めていくために、みんなのテーマを新たに設定した ことを評価します。今後は、基本事業に加えて、みんなのテーマについても成果 を測るための工夫をするよう期待します。

計画を進行管理していくうえで重要となる成果指標については、まず、ターゲット層を決めたうえで設定し、その達成に向けて効果的な進行管理を期待します。

外部評価の意見や策定過程で寄せられた意見等のうち、現時点で反映できていないもの、継続的な検討事項となったものについても、今後、施策を展開する過程で対応に努めるよう要請します。

総合計画に掲げためざす姿(将来像)を多くの市民と共有することで、協働、 さらには共創の意識が高まると考えられるため、まちづくりに対する市民の共 感と関心を高め、参画を促すよう努力してください。





第3次伊賀市総合計画

発 行:伊賀市

発行年月:2025(令和7)年9月

編 集:伊賀市未来政策部未来政策課住 所:伊賀市四十九町 3184 番地

TEL:0595-22-9620

Email miraiseisaku@city.iga.lg.jp